

宮崎県地域福祉支援計画

第5期計画（案）



令和8年 月

宮 崎 県

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
1 計画改定の趣旨	
2 計画期間等	
3 計画の位置づけ	
第2章 地域福祉を取り巻く状況	6
1 人口・世帯構成の変化	
2 地域における支援を必要とする方々の状況	
3 新たな社会的課題の顕在化	
4 住民同士のつながりや支え合いの意識	
5 市町村や地域福祉関係者への現状等調査	
6 本県の地域福祉における主な課題	
第3章 基本理念及び基本目標	52
1 基本理念	
2 基本目標	
第4章 施策の推進	58
1 施策の体系	
2 施策の展開	
(1) ひろがる連携～みんなで互いに支え合う地域福祉の基盤づくり	59
ア 包括的な支援体制の整備	
イ 災害に備えた福祉の支援体制づくり	
ウ 利用者に寄り添った福祉サービスの充実	
エ 市町村地域福祉計画への支援	

(2) なかまと共に～誰もが役割を持ち、地域共生社会をともに 実現する人づくり	81
ア 地域共生社会の意識醸成	
イ 地域福祉を推進する人材確保と資質の向上	
ウ 地域福祉を担う人材育成	
(3) たすけあいの心で～ともに助け合い、みんながいきいきと暮らせる ひなたの地域づくり	95
ア 地域福祉の推進	
イ 住民参加で支える地域福祉活動の推進	
3 数値目標	108
 【資料】	
1 宮崎県地域福祉支援計画策定委員会委員名簿	109
2 宮崎県地域福祉支援計画策定委員会ワーキングチーム委員名簿	110
3 宮崎県地域福祉支援計画の改定経緯	111

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化と人口減少がさらに進展し、多くの地域で支え合いの基盤が一層脆弱化しています。その結果、地域経済や地域活動を支える担い手の減少が顕著となり、地域社会の持続可能性に対する危機感が増しています。加えて、価値観やライフスタイルの多様化から、福祉ニーズが複雑化・複合化しており、一人ひとりの生活状況に応じたきめ細かな支援が一層求められています。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行は、社会経済だけでなく日常生活や人と人とのつながりを一変させ、従来の対面中心の福祉サービスの継続に多大な困難をもたらしました。結果として、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとした住民の孤立化や支援の断絶が深刻化した一方で、オンライン相談や配食・買物代行など新たな支援モデルも生まれており、これらを地域資源と結びつけることで、感染対策と日常的な見守り・支援の両立を図ることが求められます。

また、気候変動の影響による豪雨・台風等の自然災害の頻発化により、災害時の高齢者や障がい者等、要配慮者への支援の必要性が高まっており、防災・減災と平常時の備えの連携強化が不可欠です。

さらに、デジタル技術の浸透によりオンラインによる相談・支援や診療の可能性が広がる一方で、情報格差に起因する支援の届きにくさへの対策も重要となっています。地域福祉の現場では、障がい、高齢単身世帯、こどもの貧困、外国人など多様な背景を持つ人々が複合的な困難を抱えており、関係機関や団体が連携して包括的に支える取り組みが求められています。

このような情勢の変化を踏まえ、国においては「地域共生社会」の実現に向けた施策が継続的に推進され、地域包括ケアの充実や社会福祉法の改正などを通じて、地域における多様な支援体制の整備が進められています。

県においては、平成19年3月に「宮崎県地域福祉支援計画」を策定し、これまで3回の見直しを経て、市町村と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでいるところですが、「宮崎県地域福祉支援計画(第4期計画)」が令和7年度をもって満了となることから、近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題などに対応し、地域福祉をいっそう推進し地域共生社会の実現を目指すとともに引き続き市町村を支援していくため、令和8年度からの新たな5年間に向けて「宮崎県地域福祉支援計画(第5期計画)」を策定するものです。

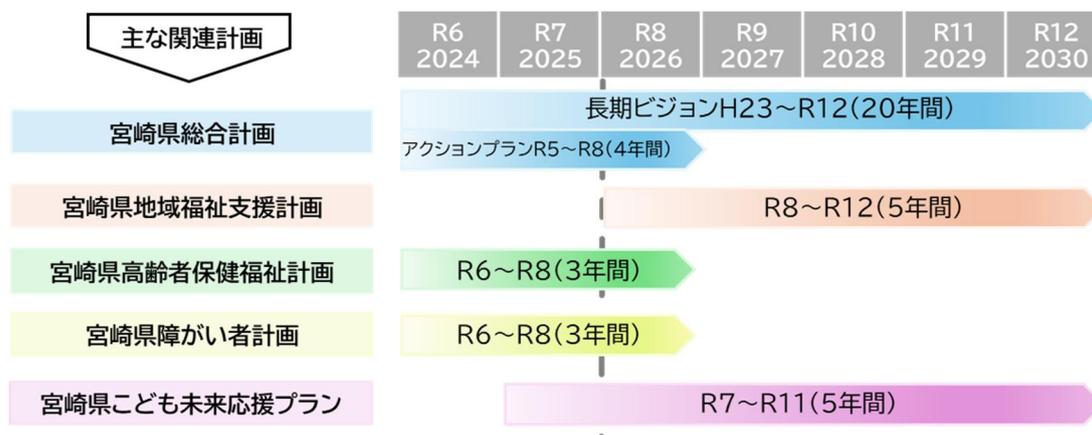
本計画では、地域住民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らし続けられることを目指し、「みんなで互いに支え合う地域福祉の基盤づくり」、「誰もが

役割を持ち、地域共生社会をともに実現する人づくり」、「ともに助け合い、みんながいきいきと暮らせるひなたの地域づくり」に重点を置き、多様な主体で連携しながら、持続可能な地域共生社会の実現に取り組みます。

2 計画期間等

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

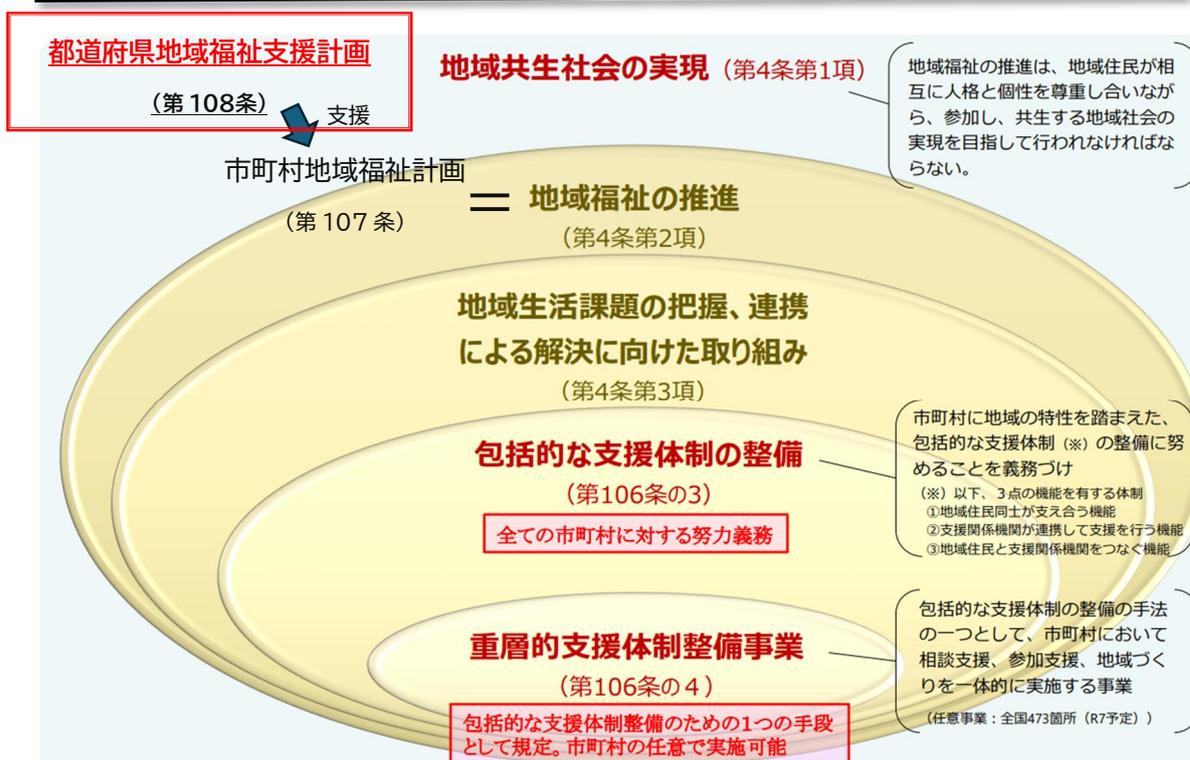
毎年度、計画の取組状況の点検を実施し、数値目標の達成状況を公表することで計画の適切な進行管理を行うとともに、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



3 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条の規定に基づき、市町村の地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める「都道府県地域福祉支援計画」です。



(厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた取組」を一部加工)

■社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めると共に、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

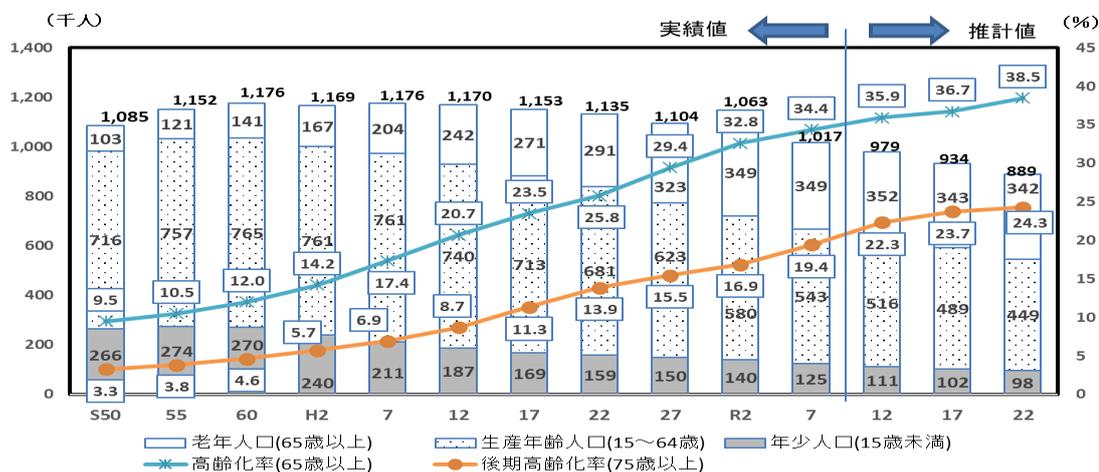
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯構成の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

ア 本県の人口構成及び高齢化率・後期高齢化率の推移

- 本県の人口は平成8年をピークに減少傾向にあり、令和7年10月1日現在の約102万人から令和12年には97万9千人と、100万人を割り込むと推計されています。
- 年齢区分別に見ると、特に15歳未満の年少人口は年々減少しており、65歳以上の老年人口が年少人口を上回る状況にあります。
- 高齢化率^{*1}は、平成22年の25.8%（県民の4人に1人が高齢者）から、令和7年には34.4%（3人に1人が高齢者）まで上昇しています。
- 高齢者人口は、令和12年をピークに減少に転じますが、高齢化率、後期高齢化率^{*2}はいずれもさらに上昇すると見込まれています。



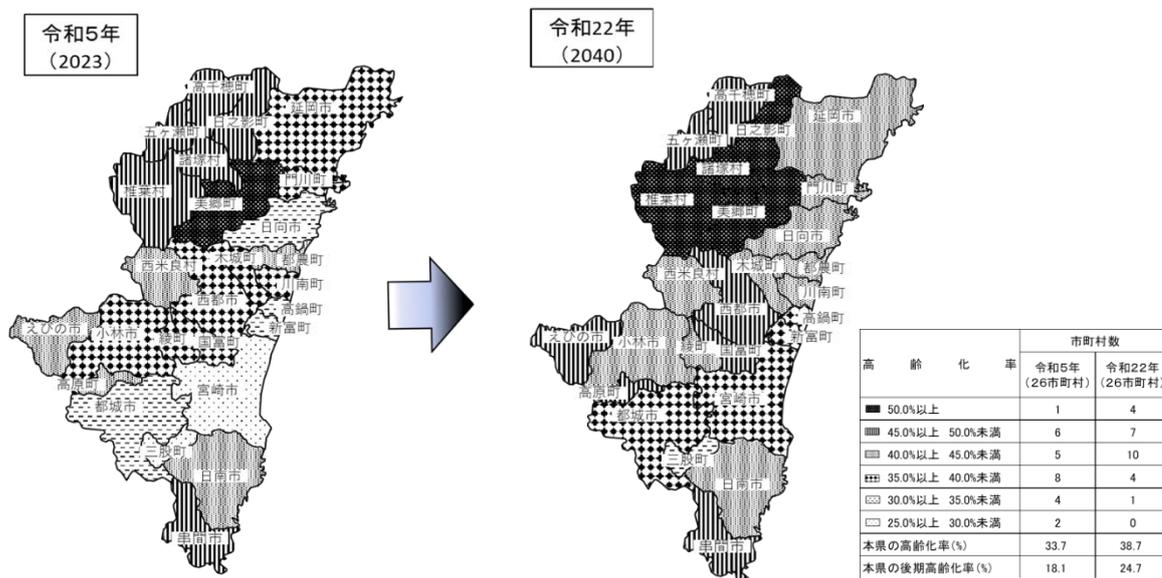
資料：令和2(2020)年までは総務省「国勢調査」、令和7(2025)年は県統計調査課「県人口年報」、令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月推計)」 ※千人未満を四捨五入しているため、合計と一致しない部分がある。また、総人口には年齢不詳を含むため、年齢区分の合計と一致しない部分がある。

※1 高齢化率：総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合

※2 後期高齢化率：総人口に占める75歳以上の高齢者人口の割合

(2) 市町村別の高齢化の状況

- 高齢化の状況を市町村別に見ると、中山間地域において高齢化率が高くなっていますが、令和22年には26市町村全てで高齢化率が30%を超え、4市町村で高齢化率が50%を超えることが見込まれています。



資料:令和5(2023)年は宮崎県統計調査課「宮崎県の推計人口」

令和22(2040)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

- 本県の高齢化率と出生数を見ると、合計特殊出生率は全国でも上位の水準を維持していますが、子どもを生む世代の女性数が減少していること、未婚化や晩婚化などを背景に、出生数は過去最少となるなど減少傾向に歯止めがかかっておりません。

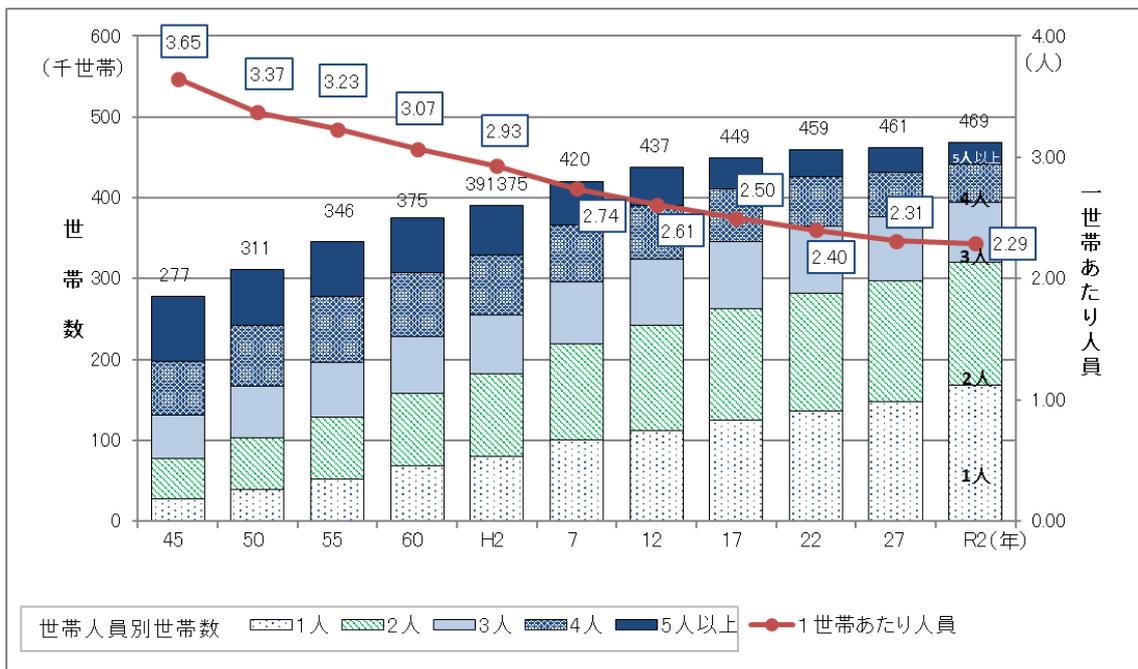


資料:厚生労働省「人口動態統計」

(4) 世帯構成の変化

ア 県内の世帯数及び一世帯あたりの人員の推移

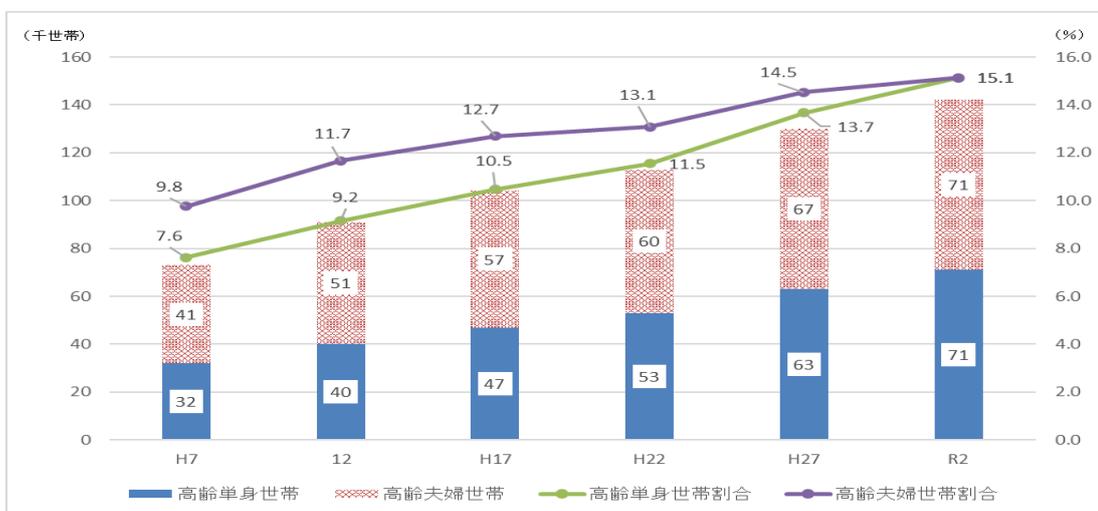
○ 核家族化や単身世帯の増加など家族形態の変化により、世帯数は増加傾向にある一方、一世帯あたりの平均人員は減少を続けています。



資料:総務省「国勢調査」

イ 高齢者世帯数の推移

○ 県内の高齢単身世帯(65歳以上の者一人のみ)及び高齢夫婦世帯(夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみ)も増加しており、平成7年から令和2年で高齢単身世帯数は約2.2倍、高齢夫婦世帯数は約1.7倍に増加しています。

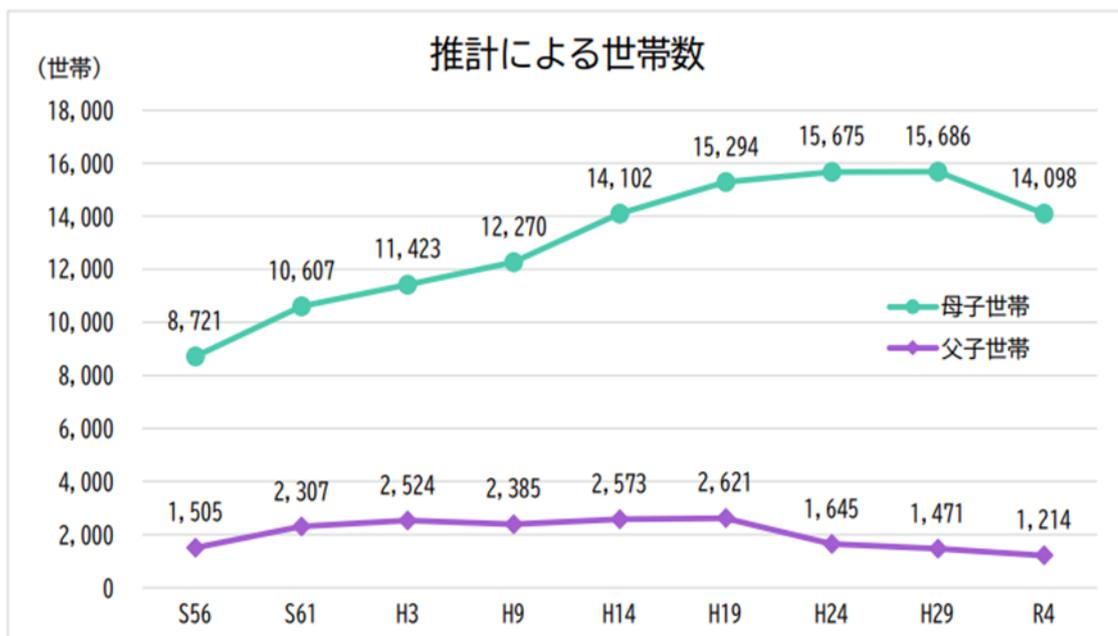


資料:総務省「国勢調査」

ウ ひとり親世帯数の推移

○ 本県のひとり親世帯数(推計値)は、母子世帯は平成29年まで増加していましたが、その後減少に転じています。

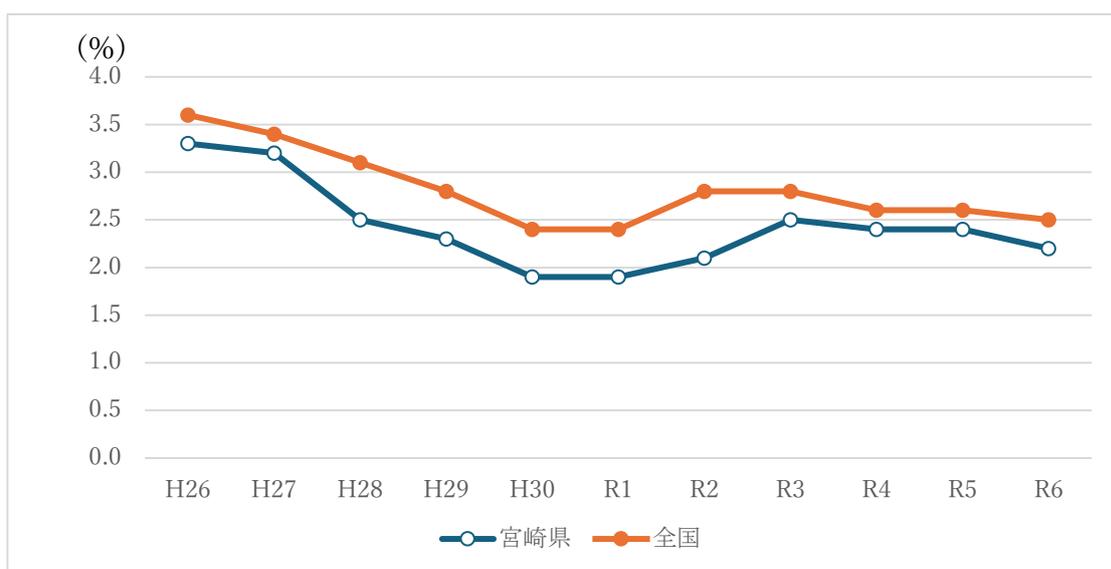
父子世帯は、平成19年以降、減少傾向となっています。



資料:宮崎県 ひとり親世帯生活実態調査

(5) 雇用情勢の変化(完全失業率の推移)

○ 令和元年までは緩やかな回復基調が続いていましたが、コロナ禍の令和2年から令和3年にかけて悪化し、現在は横ばいとなっています。



資料:厚生労働省「労働力調査」(各年平均。数値はモデル推計値)

2 地域における支援を必要とする方々の状況

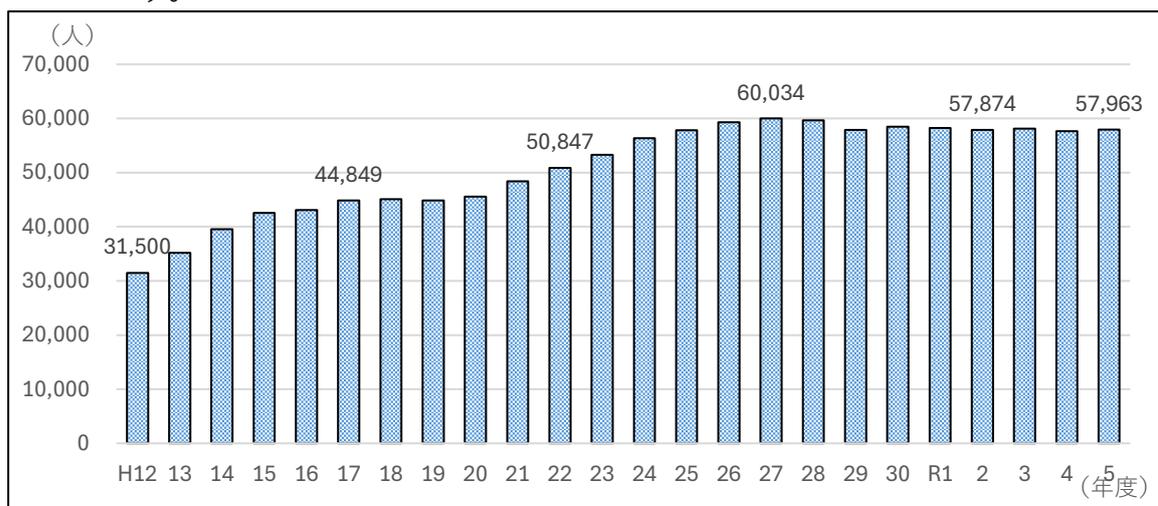
(1) 高齢者

ア 要介護(要支援)認定者数の推移

(関連する主な計画)

宮崎県高齢者保健福祉計画

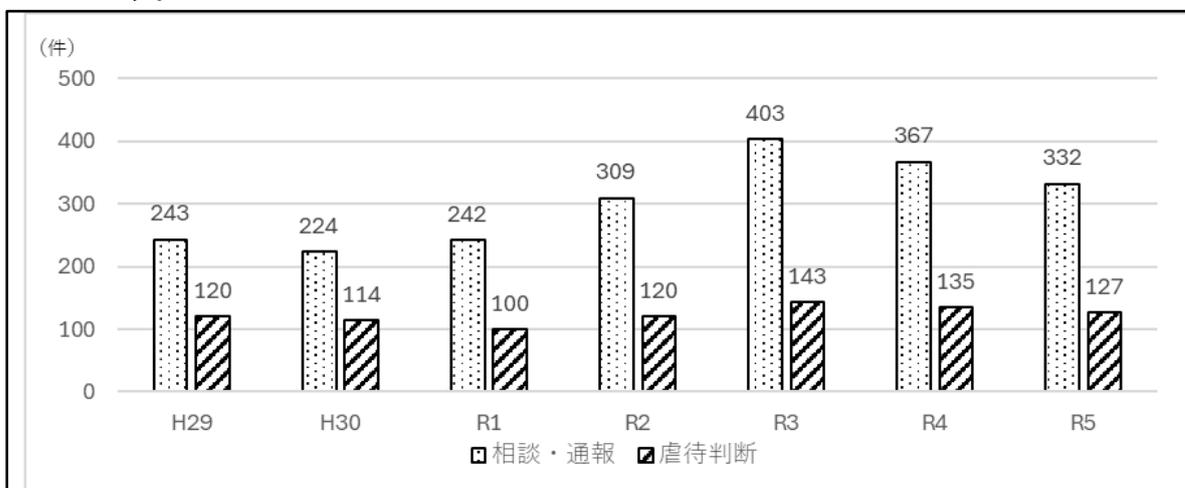
- 県内の介護保険制度における要介護(要支援)認定者数については、制度が開始された平成12年度と令和5年度を比較すると約1.8倍へ増加しています。



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年度末数値)

イ 県内の高齢者虐待の相談・通報件数の推移

- 県内の高齢者虐待の市町村への相談・通報件数及び虐待判断件数は、令和元年度以降、増加していましたが、令和4年度以降は、ともに減少しています。



資料:県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ(各年度末数値)

(2) 障がい者・障がい児

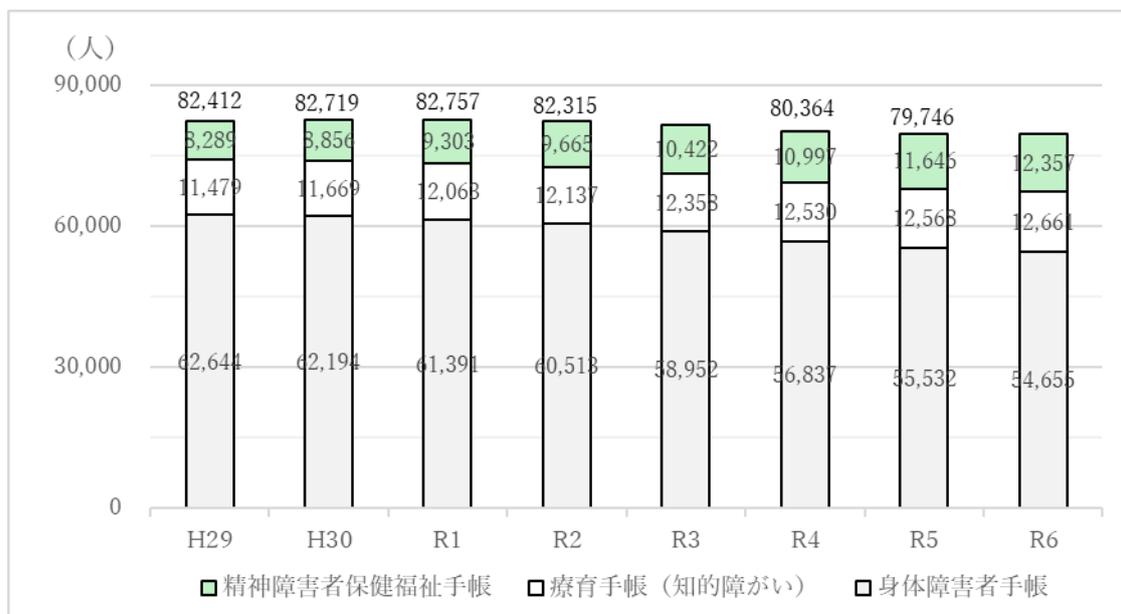
ア 障害者手帳交付者数の推移

(関連する主な計画)

宮崎県障がい者計画、宮崎県障がい福祉計画

(宮崎県障がい児福祉計画)

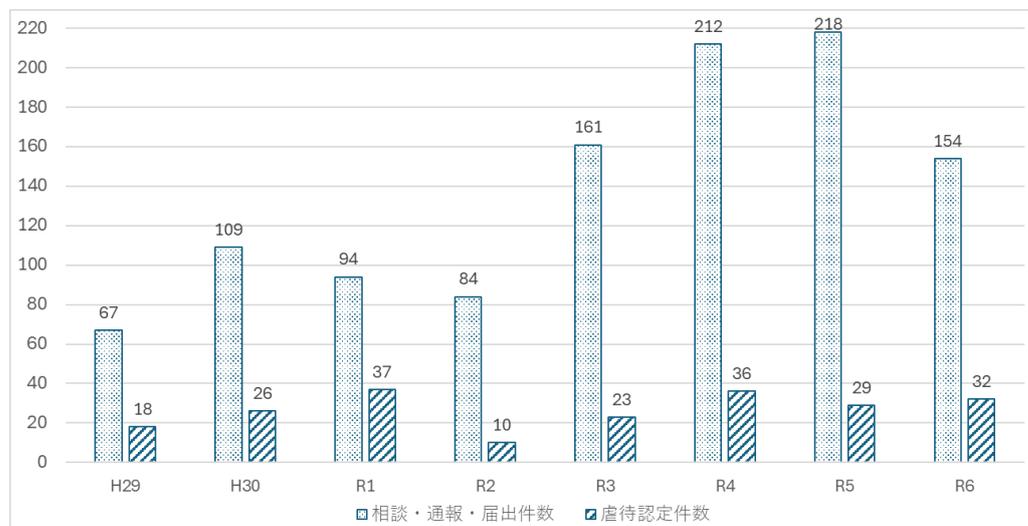
- 県内の障害者手帳交付者数は、身体障がいについては減少傾向、知的障がい、精神障がいについては増加傾向にあります。



資料：県障がい福祉課調べ(各年度末数値)

イ 県内の障がい者虐待の相談・通報件数の推移

- 県内の障がい者虐待の市町村等への相談・通報・届出件数は、研修等を通じて、「少しでも迷ったら通報する」との意識の高まりを受け、特に令和3年度以降、高い水準を維持しています。



資料：県障がい福祉課調べ(各年度末数値)

※虐待認定件数は、県所管分のみ掲載

ウ 民間企業における障がい者の雇用状況

○ 令和6年6月1日現在で、本県の民間企業に雇用されている障がい者の数は3,520.5人であり、また、実雇用率は2.87%、法定雇用率達成企業の割合は63.5%と、全国的に高い水準にある。

	令和4年	令和5年	令和6年
雇用障がい者数	3,028.5人	3,147.0人	3,520.5人
実雇用率	2.57% (8位)	2.66% (9位)	2.87% (5位)
法定雇用率達成企業の割合	63.0% (5位)	65.5% (3位)	63.5% (2位)

資料：厚生労働省宮崎労働局のデータ(毎年6月1日現在)を基に、県で整理

※()は全国順位

※常用労働者数が一定規模以上の企業が対象(令和4・5年:43.5人 令和6年:40.0人)

<参考> 民間企業の法定雇用率の推移

令和3年3月以降	令和6年4月以降	令和8年7月以降
2.3%	2.5%	2.7%



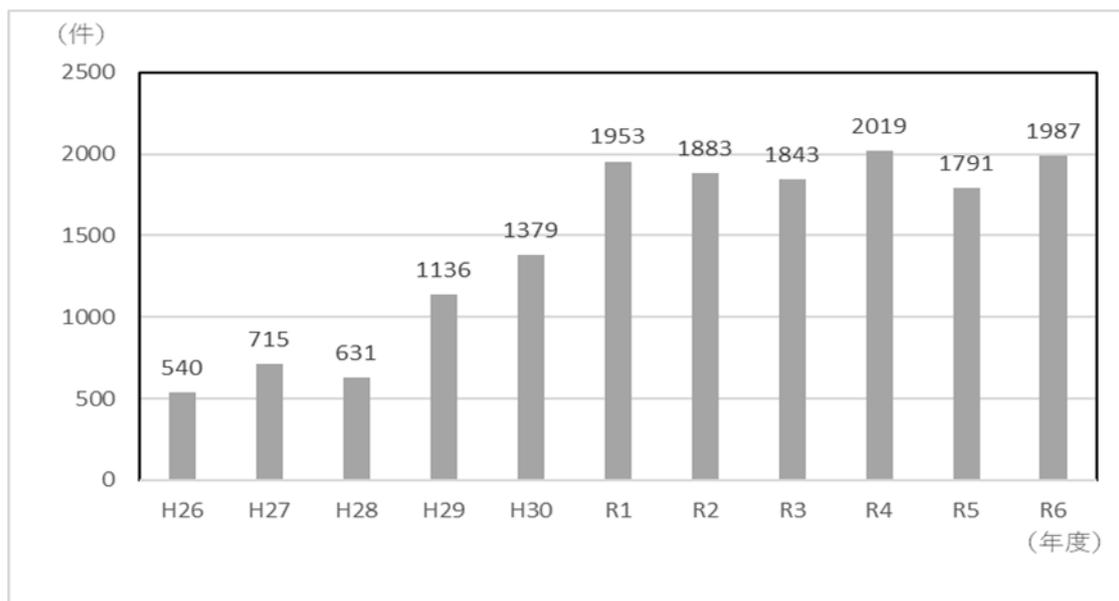
(3) 困難な環境にある子ども・若者・子育て世帯

(関連する主な計画)

宮崎県子ども未来応援プラン、
宮崎県社会的養育推進計画

ア 県内の児童虐待の相談対応件数の推移

○ 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和元年度以降は高止まりの状況です。



資料：県子ども家庭課調べ

イ ひとり親世帯数の年次推移(推計値：宮崎県)

○ 本県のひとり親世帯の数(推計値)は、平成9年以降平成24年までは増加傾向にありましたが、平成29年の調査から減少し、令和4年には15,312世帯と、5年間で1,845世帯減少しています。

調査年	総世帯数	母子世帯		父子世帯		ひとり親世帯 計	
		世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成9年	430,989	12,270	2.85	2,385	0.55	14,655	3.40
14年	448,142	14,102	3.15	2,573	0.57	16,675	3.72
19年	459,690	15,294	3.33	2,621	0.57	17,915	3.90
24年	467,415	15,675	3.35	1,645	0.35	17,320	3.71
29年	467,223	15,686	3.36	1,471	0.31	17,157	3.67
令和4年	473,153	14,098	2.98	1,214	0.26	15,312	3.24

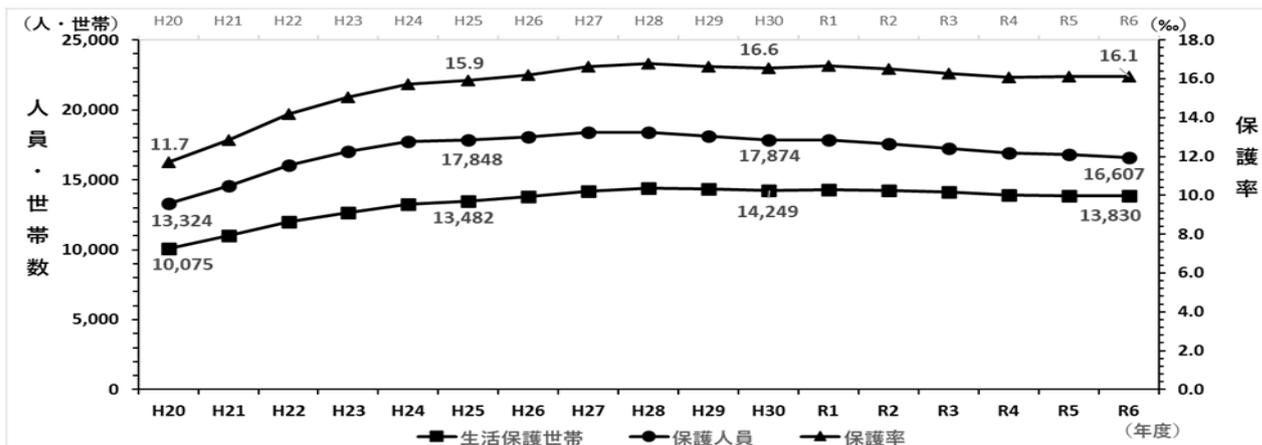
※出現率は、総世帯数に占める割合。総世帯数は「宮崎県の推計人口と世帯数」による。

資料：宮崎県 ひとり親世帯生活実態調査

(4) 生活困窮者

ア 県内の生活保護世帯数、保護人員数及び保護率^{※3}の推移

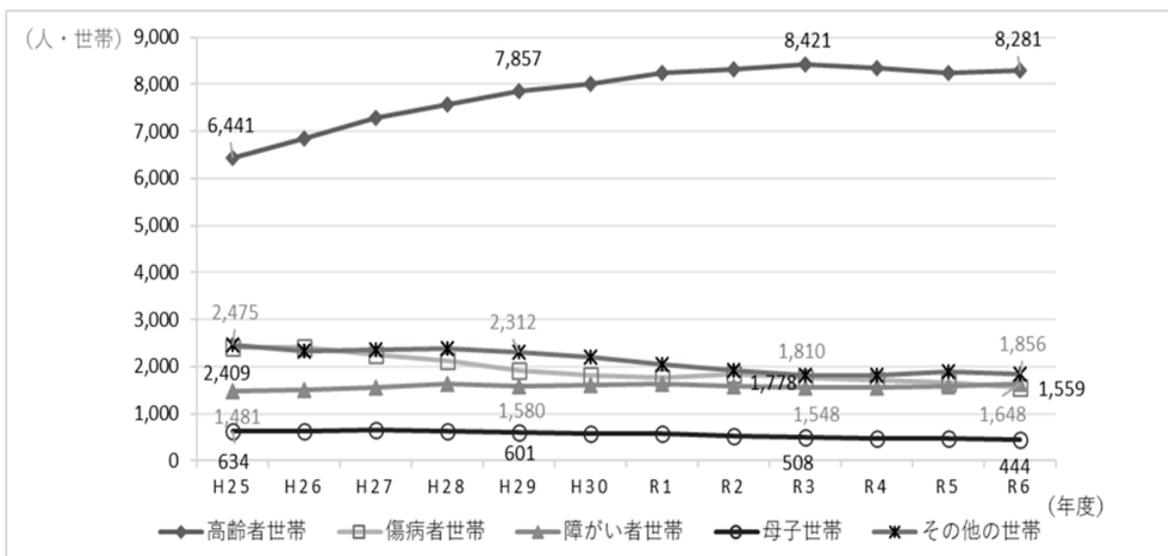
○ リーマンショック以降、平成28年までは増加傾向にありましたが、以降は微減傾向で推移しています。



資料：県福祉保健課調べ(各年度平均)

イ 県内の生活保護受給世帯区分の推移

○ 令和6年度の生活保護受給世帯の約60%は高齢者世帯となっており、高齢化率の上昇に伴い、平成25年度より約29%増加しています。



資料：県福祉保健課調べ(各年度平均)注：保護停止中の世帯を除くため、「ア」のグラフの生活保護世帯数とは一致しない

※ 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

※3 保護率：人口千人当たりの保護人員数(%：パーミル)

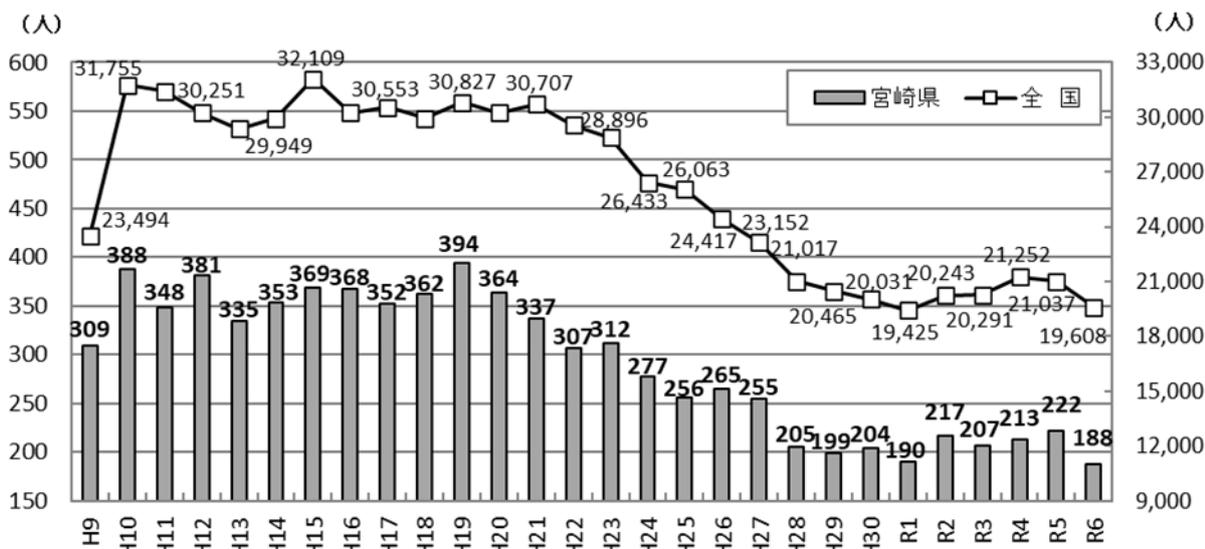
(5) 自殺

(関連する主な計画)

宮崎県自殺対策推進計画

ア 自殺者数の推移

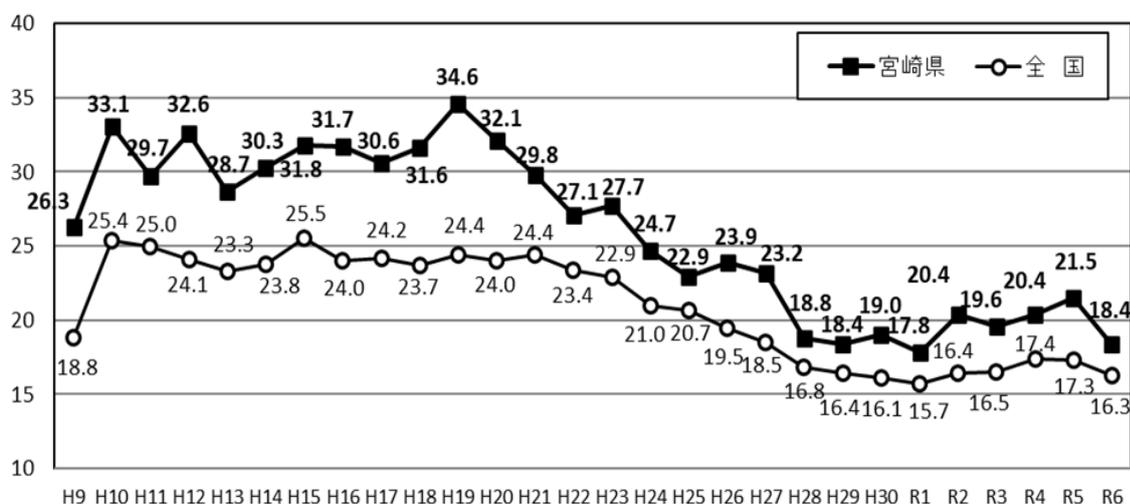
○ 本県の自殺者数は、全国と同じく減少傾向にあり、令和6年は188人と、ピーク時の平成19年から約53%減少しています。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

イ 自殺死亡率^{※4}の推移

○ 本県の自殺死亡率は、低下傾向にあるものの、全国を一貫して上回っており、令和6年は18.4となっています。



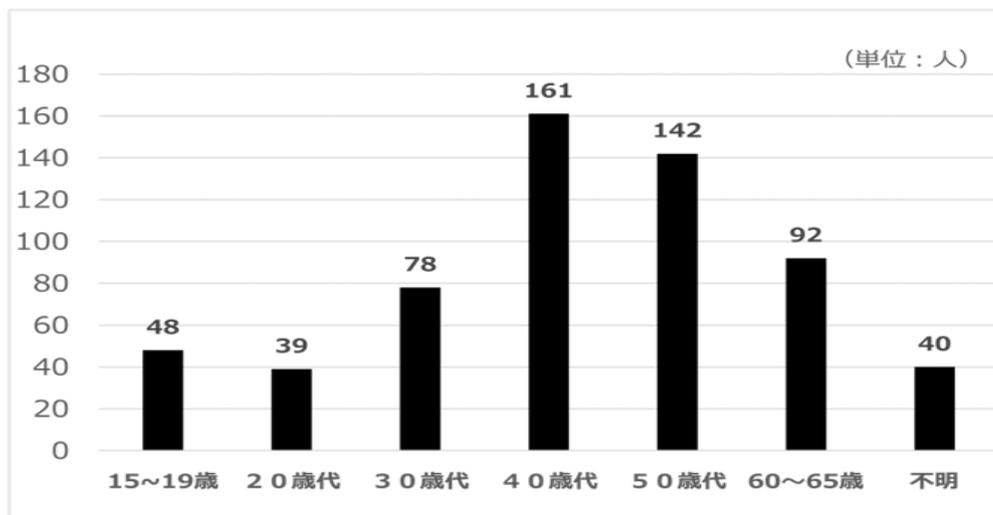
資料:厚生労働省「人口動態統計」

※4 自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数

(6) ひきこもり

ア 年代別状況

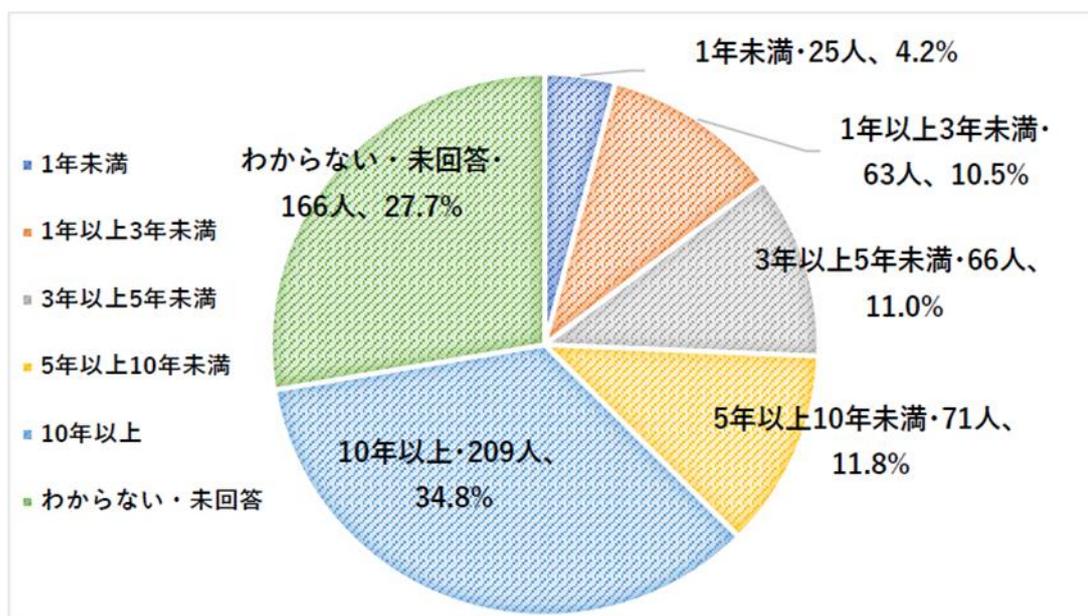
- 年代別では、40歳代が161人(26.8%)と最も多く、次に50歳代が142人(23.7%)となっています。中高年層(40歳から65歳)が395人(65.8%)と若年層(15歳から39歳)の165人(27.5%)を上回っています。



資料：県障がい福祉課調べ(令和4年9月1日現在、県内の民生委員・児童委員に対するアンケート調査)

イ 該当者のひきこもり等の状態にある期間

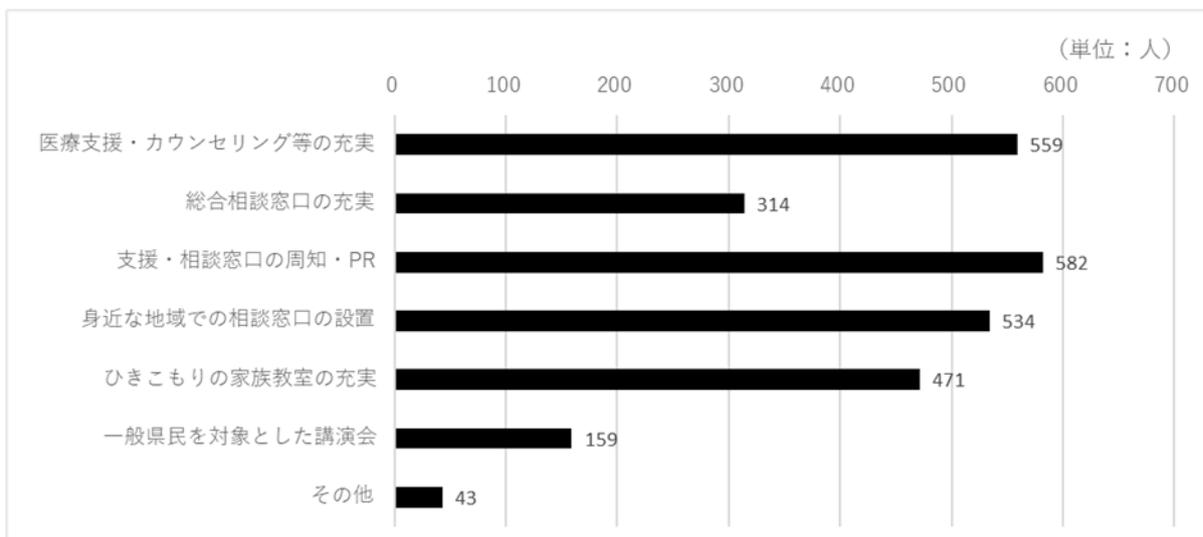
- 「10年以上」ひきこもり等の状態にある方が、209人(34.8%)で最も多く、次に「5年以上10年未満」が71人(11.8%)となっています。



資料：県障がい福祉課調べ(令和4年9月1日、県内の民生委員・児童委員に対するアンケート調査)

ウ ひきこもり等の状態にある方への支援策として必要なもの

- 「支援・相談窓口の周知・PR」が582人(42.5%)と最も多く、次に「医療支援・カウンセリング等の充実」が559人(40.8%)、「身近な地域での相談窓口の設置」が534人(39.0%)となっています。



資料: 県障がい福祉課調べ(令和4年9月1日現在、県内の民生委員・児童委員に対するアンケート調査)

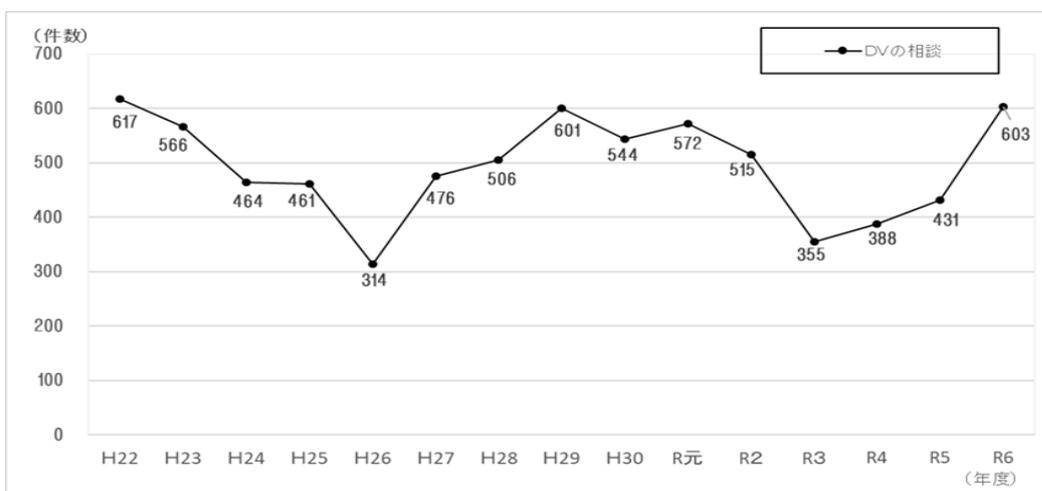
(7) 困難な問題を抱える女性

ア 女性相談支援センターにおける相談件数の推移

(関連する主な計画)

宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画

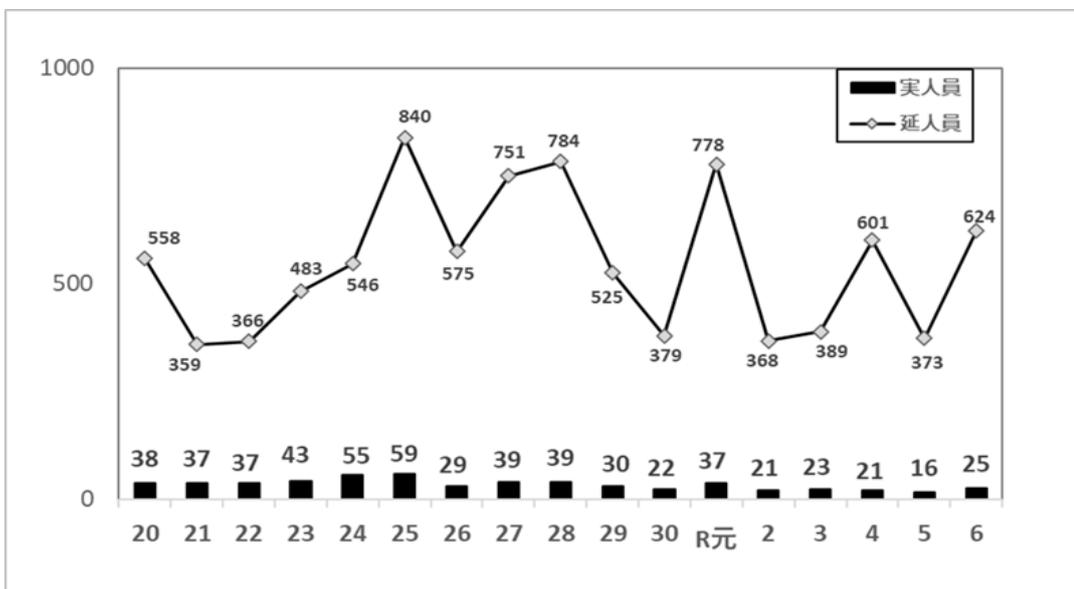
- DVに関する相談は、平成22年度から26年度にかけて減少し、平成27年度からは高止まり傾向にあり、令和2年度から減少傾向にありましたが、令和6年度は603件と過去10年間で最大の件数となっています。※



※令和2年度から「DV相談プラス(国 SNS 相談)」開始 資料: 県子ども家庭課調べ

イ 一時保護者数の推移

○ 一時保護人数は、ここ5年間で、16人～25人の間で推移しています。



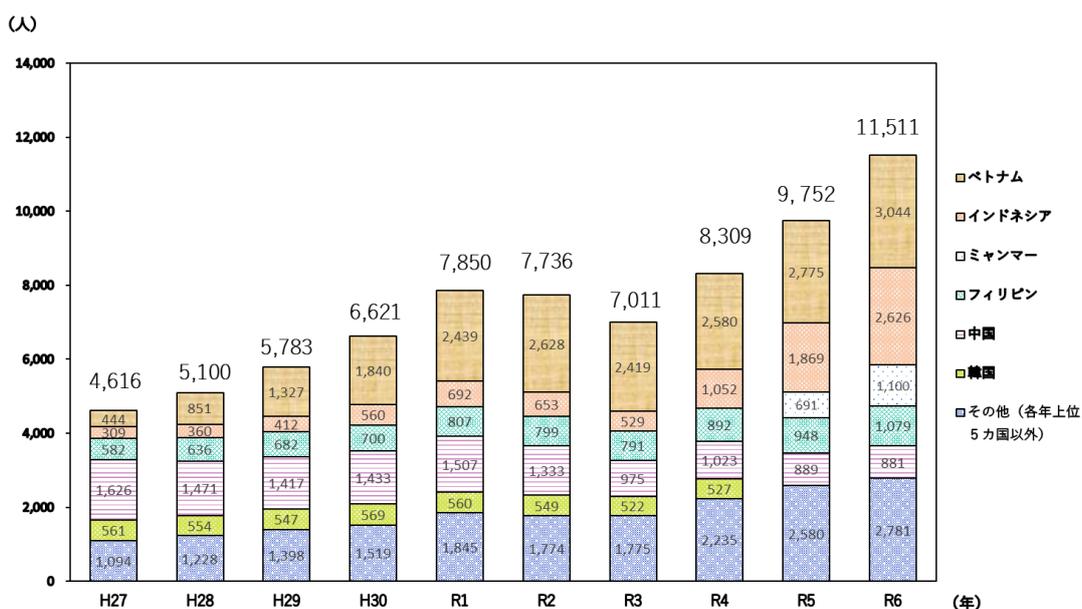
資料：県子ども家庭課調べ

(8) 外国人

ア 本県における在留外国人数の状況

(関連する主な計画)
みやぎきグローバルプラン

○ 令和6年12月末時点の本県における外国人数は11,511人で、平成27年と比較すると約2.5倍となっています。



出典：法務省「在留外国人統計」 ※各年12月末時点

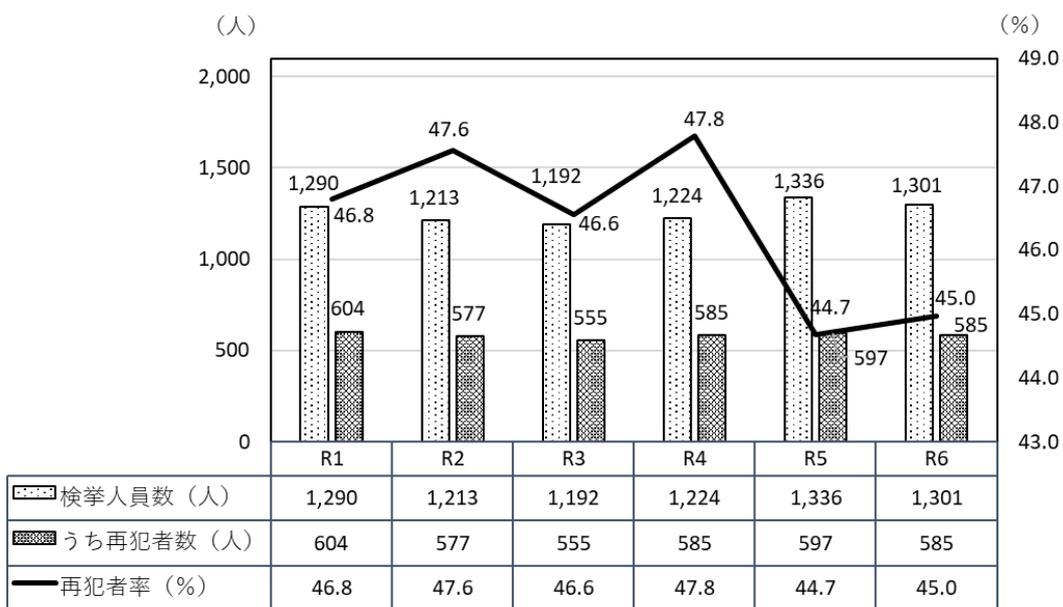
(9) 犯罪をした者

(関連する主な計画)

宮崎県再犯防止推進計画

ア 刑法犯検挙者中の再犯者の推移

○ 検挙者のうち、再犯者の占める割合は45%と高い割合で推移しています。



資料:法務省

3 新たな社会的課題の顕在化

(1) 孤独・孤立

ア 自宅において死亡した一人暮らしの者

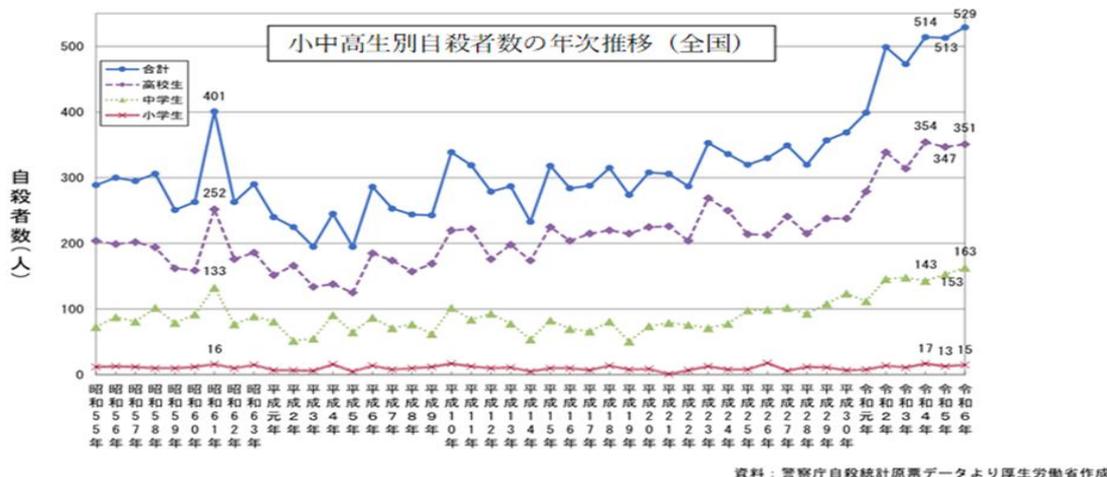
- 本県において令和6年に警察が取り扱った遺体 1,633 人のうち、一人暮らしの自宅で亡くなった方は 686 人で、全体の 42% を占めています。そのうち 65 歳以上の人数は 552 人で、一人暮らしの自宅で亡くなった方の 80% を占めています。

(2) ヤングケアラー

- ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。
- 世話をしている家族がいるのは、小学6年生及び中学2年生のうち 3.8% (約 26 人に1人)、高校2年生のうち 3.2% (約 31 人に1人) となっています。〔令和4年度宮崎県ヤングケアラーの実態に関する調査〕
- 満 18 歳以上の県民のうち現在もヤングケアラーである者は 1.2% となっています〔令和6年度宮崎県ヤングケアラーの実態に関する調査〕

(3) こども・若者の自殺

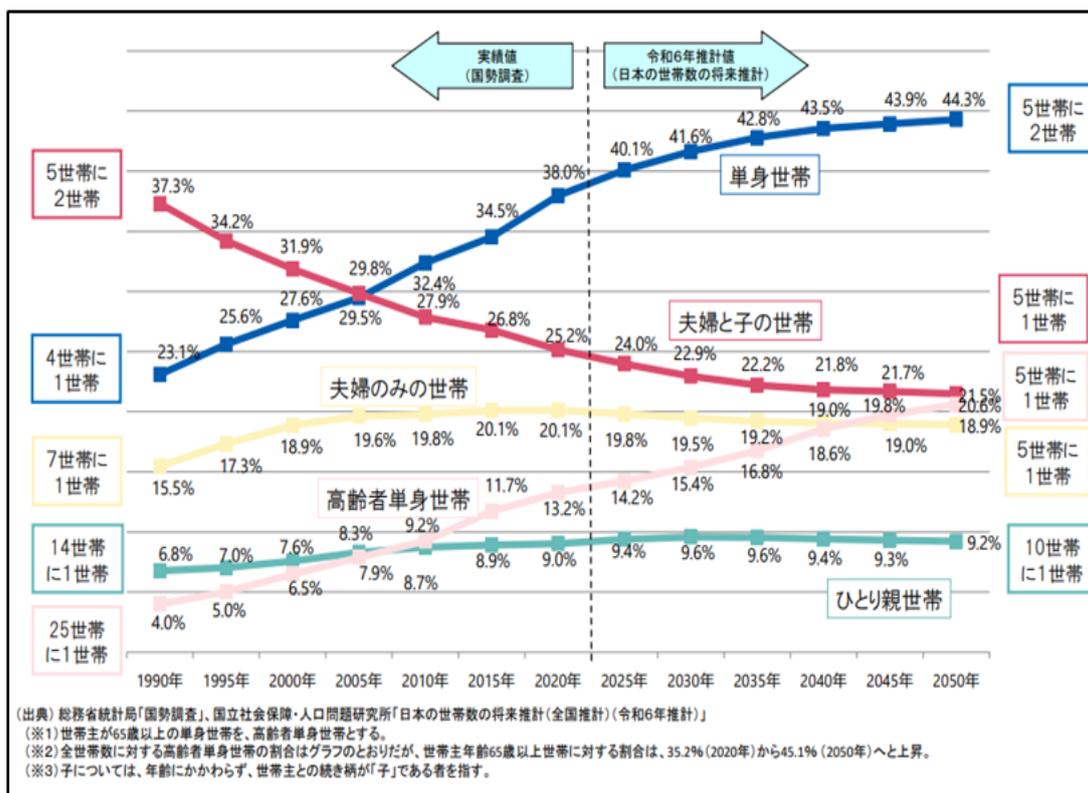
- 全国における小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、令和6年は529人となっている。※本県は、令和6年は2人以下のため非公表。



(4) 単身高齢者・身寄りのない高齢者

ア 高齢者単身世帯

- 単身世帯及び世帯主が65歳以上の単身世帯である高齢者単身世帯は、今後も増加が予想されており、2050年には、高齢者単身世帯の割合は20.6%（5世帯に1世帯）となる見込みです。



イ 身寄りのない高齢者

- 国の推計では、2040年における1人暮らしの高齢者数は、全国でおよそ1000万人、本県ではおよそ9万人と見込まれています。今後、頼れる身寄りがなく、入院や死亡後の手続きを担う家族などがない高齢者の増加が予想されます。

(5) その他

- いわゆる見守りの協定を結んだ民間事業者が、日常の業務の範囲で訪問先に何らかの「異変」を察知した場合に、警察署や消防署、市町村窓口等関係機関に繋いだ事例をみると、自宅内で倒れているところや体調が悪いところを発見したケースが全体の約60%を占めており、死亡していたケースも約11%ありました。

みやぎき地域見守り応援隊から報告された事例(平成26年2月～令和7年3月)

内 容	件数	%
自宅内で倒れているところを発見したケース	134	36.0
(うち死亡していたケース)	(42)	(18.8)
体調が悪いところを発見したケース	89	29.1
認知症又は認知症の疑い等から、対象者の安全確保等を行ったケース	33	10.5
悪質商法の疑いがあるケース	6	2.9
生活困窮の疑いがあるケース	1	1
その他のケース(スズメバチの巣、悩み相談等)	109	20.9
計	372	100.0

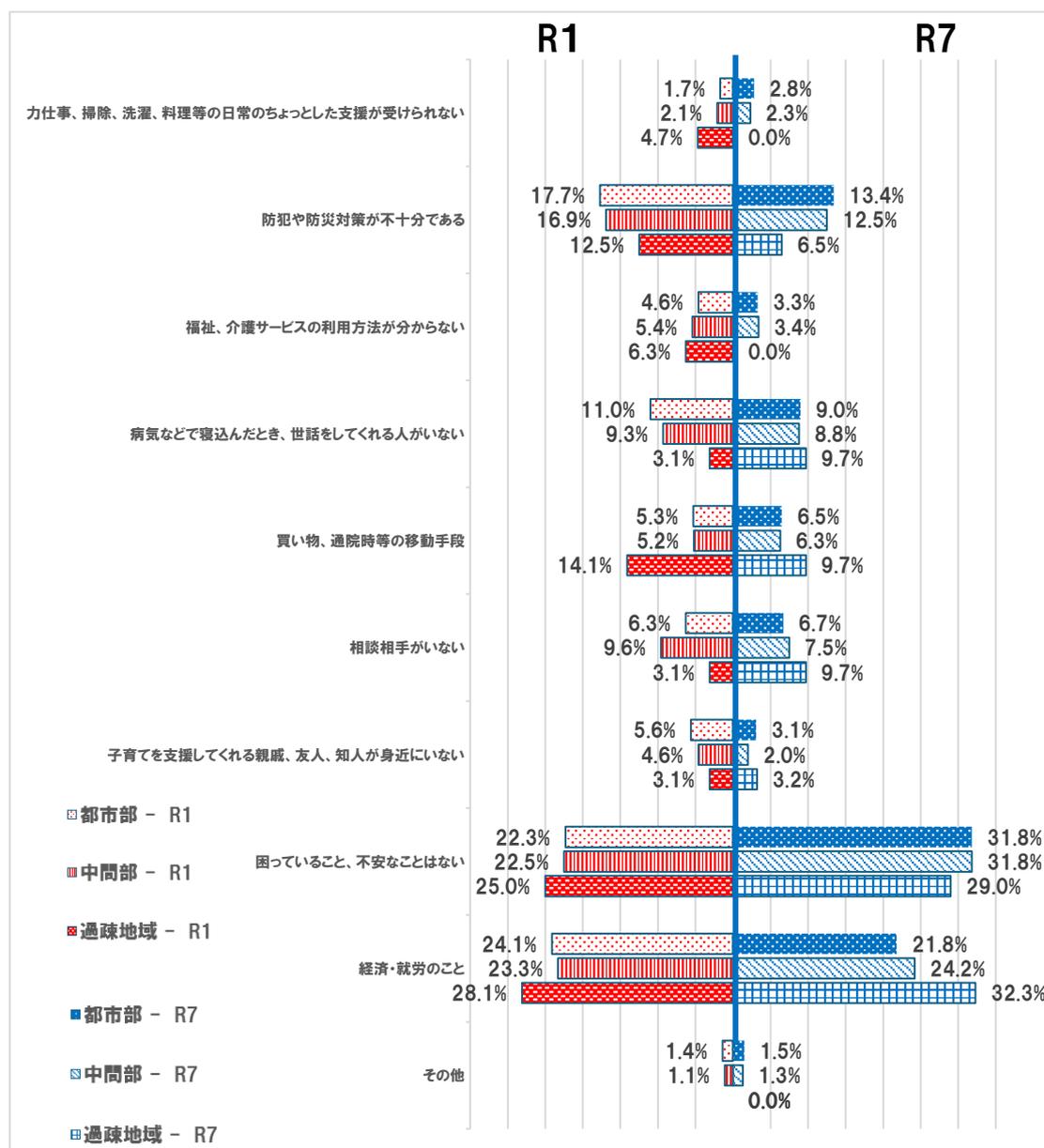


(1)日常生活で困っていること、不安なことはあるか。

全体として、「困っていること、不安なことはない」の割合が高く、次いで「経済・就労のこと」、「防犯や防災対策が不十分である」が高くなっています。

前回 R1 調査(第4期計画)と比べると、「困っていること、不安なことはない」の割合が全ての地域で増加しており、困りごとや不安のある人は減少していることが伺えます。

一方で、過疎地域では、「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない」「相談相手がない」の割合が3倍程度増加しており、同地域で身近な人とのつながりが希薄になっていることが分かります。

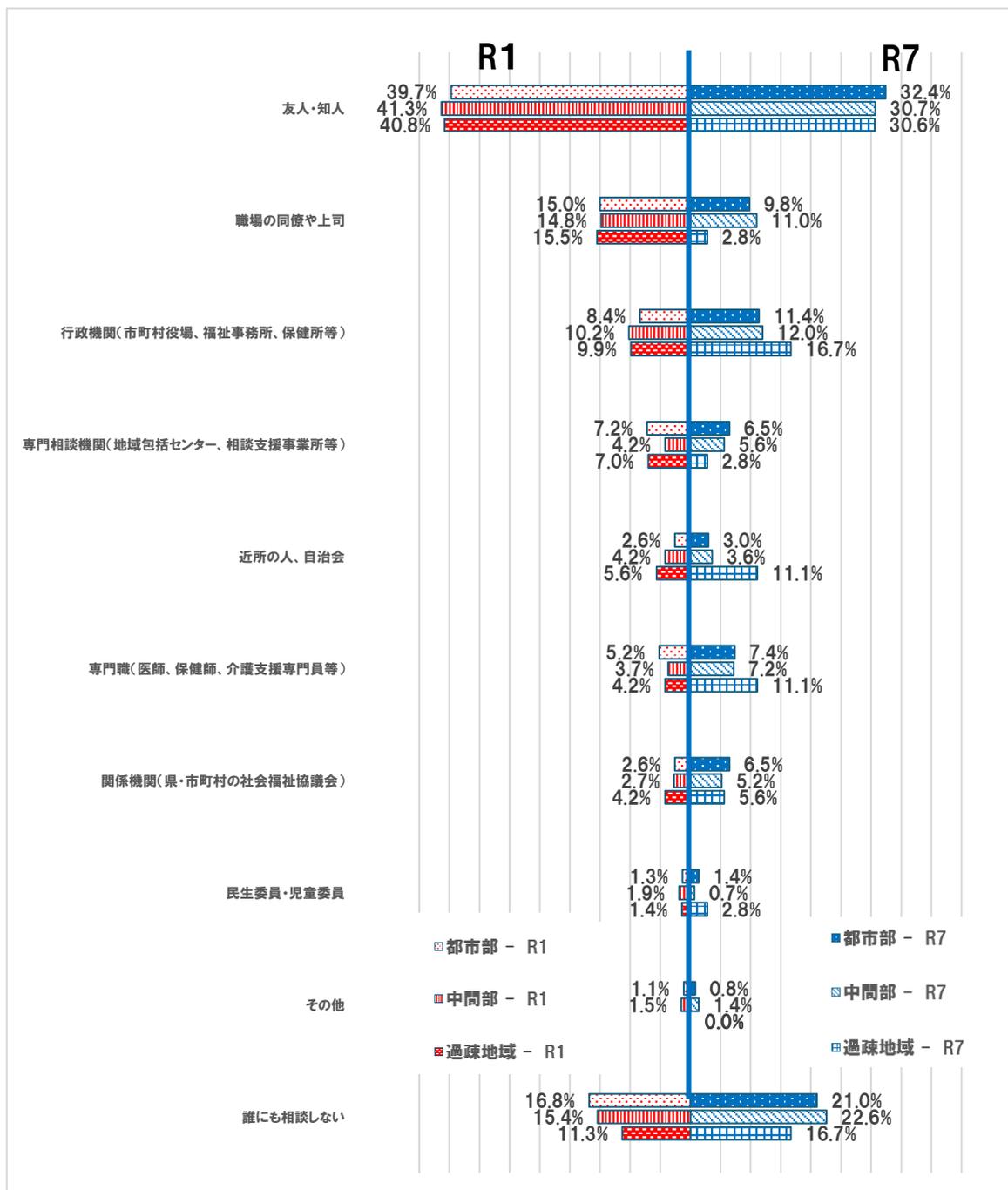


(2)心配ごとや困りごとがあった場合に、家族や親族以外に主にどのようなところに相談しようと思うか。

全体として、「友人・知人」の割合が最も高くなっています。

前回 R1 調査(第4期計画)と比べると、行政機関や専門職、関係機関への相談の割合が増加しています。

一方で「誰にも相談しない」と回答した割合も増加しており、一人で悩み事を抱え込んでいる方へのアプローチが必要となっています。



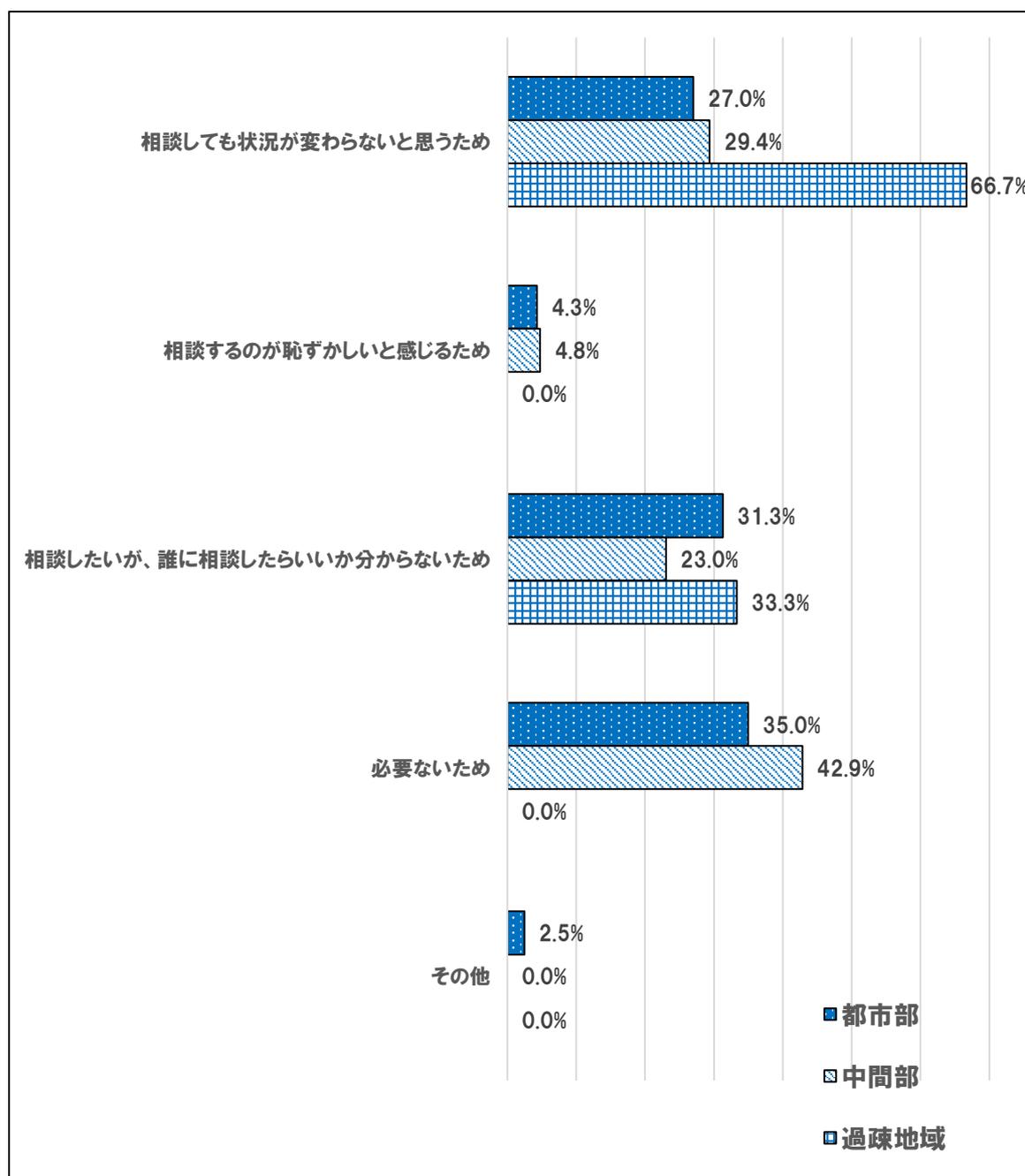
(3)前問で「誰にも相談しない」を回答した理由。

全体として、「相談しても状況が変わらないと思うため」「相談したいが、誰に相談したらいいかわからないため」の割合が高くなっており、身近な人との関係性の希薄化や行政機関等への相談方法について、理解が進んでいないことが伺えます。

特に過疎地域において、サンプル数の少なさはありますが、その傾向が顕著となっています。

都市部や中間部では「必要ないため」の割合が最も高くなっています。

※前回と回答項目が異なるため、R7 のみの集計

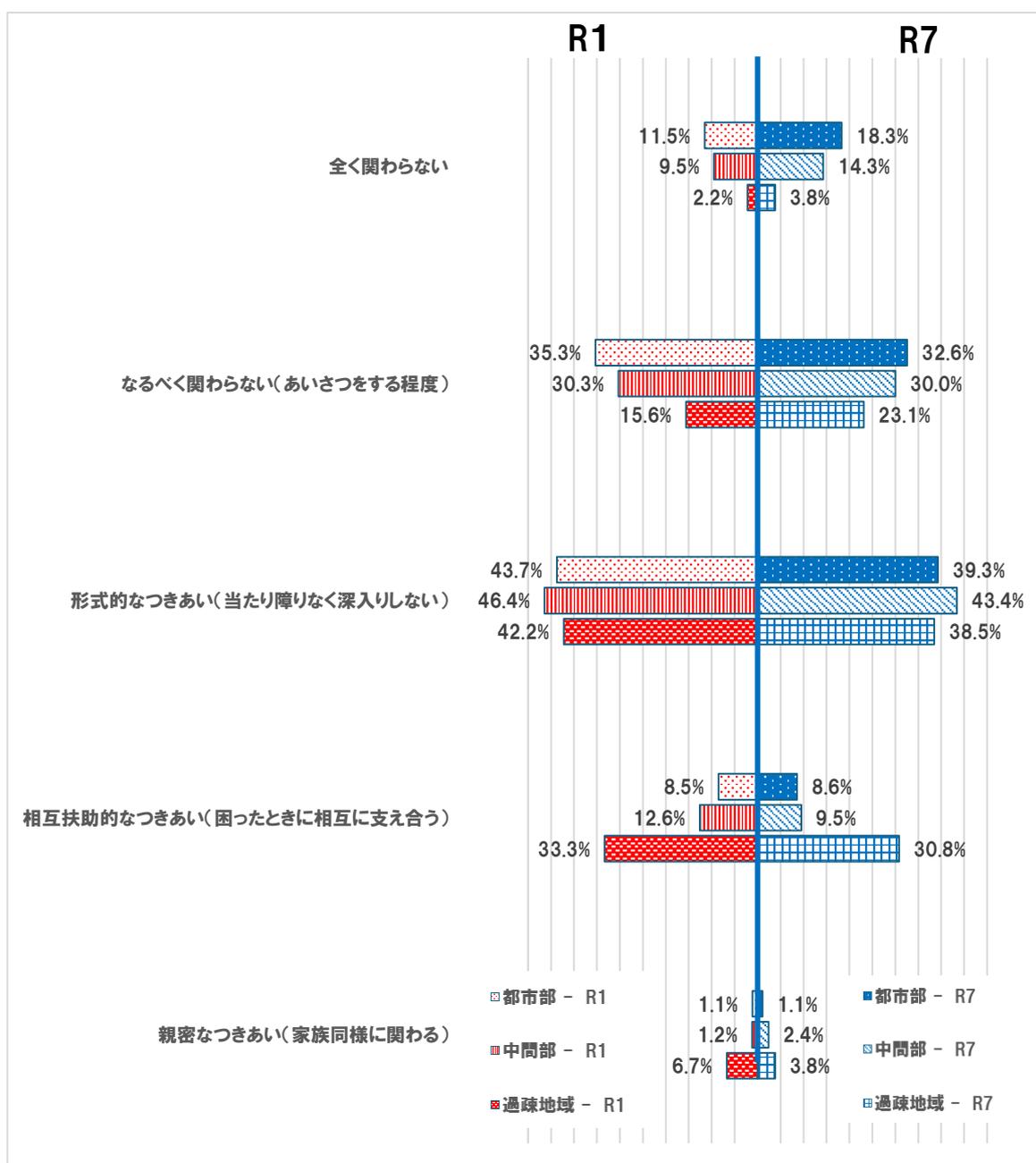


4)お住まいの地域の住民と、実際どのような形で関わっているか。

全体として、「なるべく関わらない(あいさつをする程度)」「形式的なつきあい(当たり障りなく深入りしない)」の割合が高くなっています。

一方で過疎地域においては、「相互扶助的なつきあい(困ったときに相互に支え合う)」「親密なつきあい(家族同様に关わる)」の割合が他の地域よりも高く、地域住民同士の関わり合いが強い傾向にあります。

前回 R1 調査(第4期計画)結果と同様の傾向にありますが、都市部や中間部において「全く関わらない」と回答した割合が増加しており、人間関係の希薄化が進んでいます。

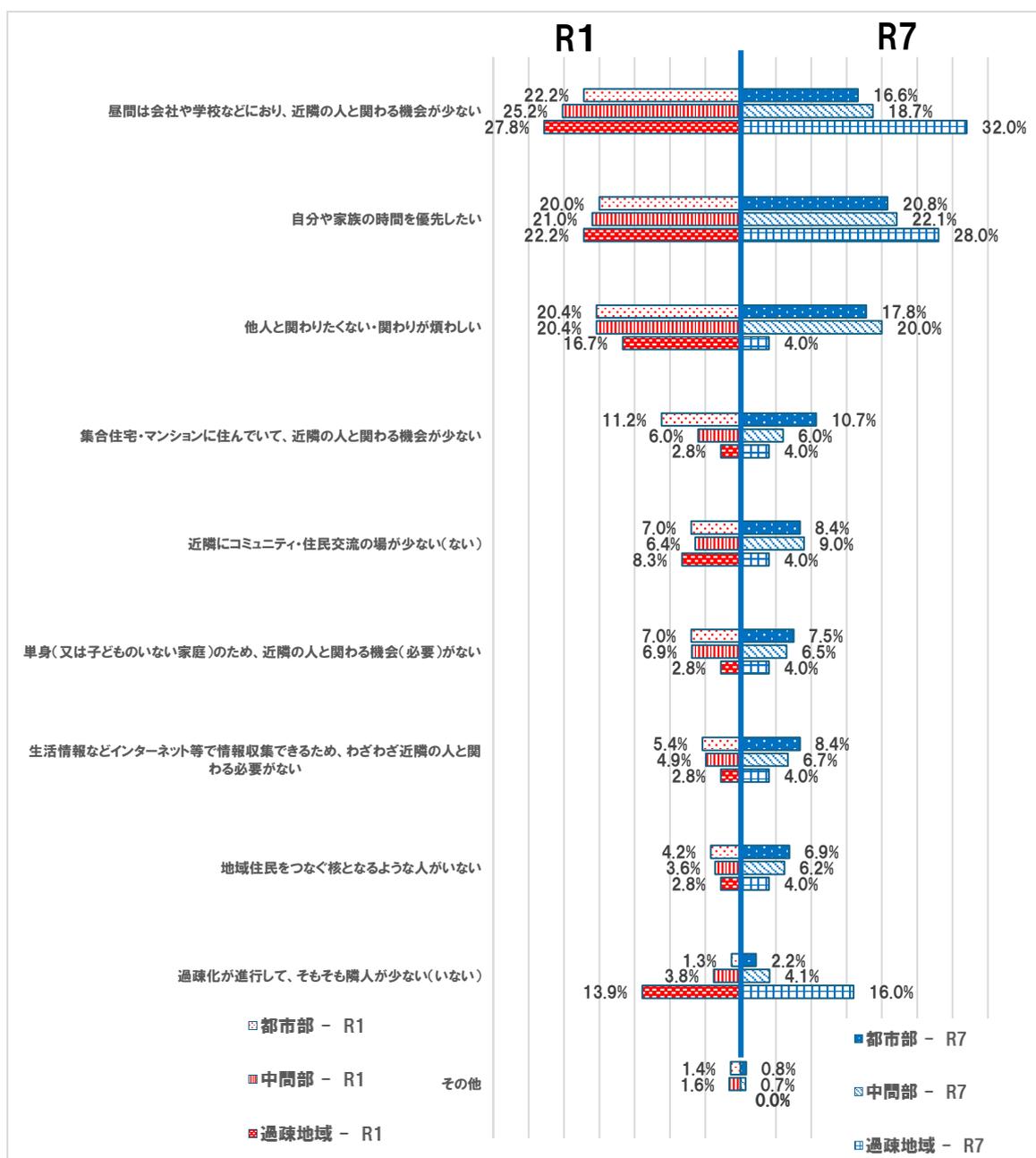


(5) (4)の選択肢を回答した理由。

全体として、「昼間は会社などで勤務しており、近隣の人と関わる機会が少ない」「自分や家族の時間を優先したい」の割合が高く、人口密度が低くなるにつれ、割合が高くなっています。

また、都市部では「集合住宅・マンションに住んでいて、近隣の人と関わる機会が少ない」の割合が高く、一方で、過疎地域では「そもそも隣人が少ない(いない)」の割合が高くなっており、それぞれ都市部や過疎地域での環境的な要因が現れています。

前回 R1 調査(第4期計画)結果と同様の傾向にありますが、過疎地域において「他人と関わりたくない・関わりが煩わしい」と回答した割合は減少しています。

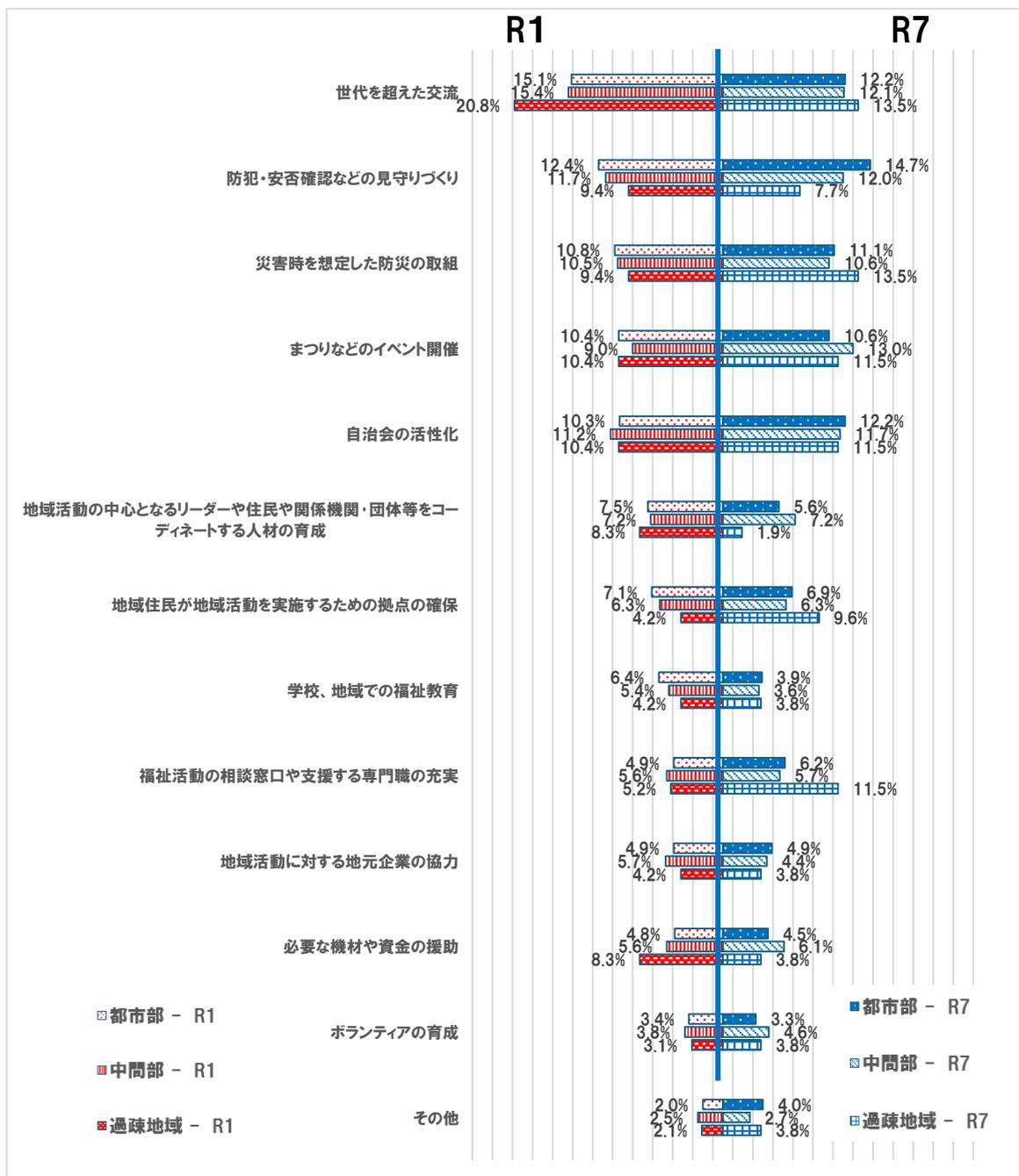


(6) 今後、地域の住民同士のつながりや支え合いを強くするためにはどのようなことが必要だと思うか。

全体として、「世代を超えた交流」や「防犯・安否確認などの見守りづくり」「災害時を想定した防災の取組」などの割合が高くなっており、防犯・防災対策が、地域の住民同士のつながりや支え合いを強くするために、重要視されていることが分かります。

また、過疎地域では、「福祉活動の相談窓口や支援する専門職の充実」の割合が、他の地域よりも高くなっています。

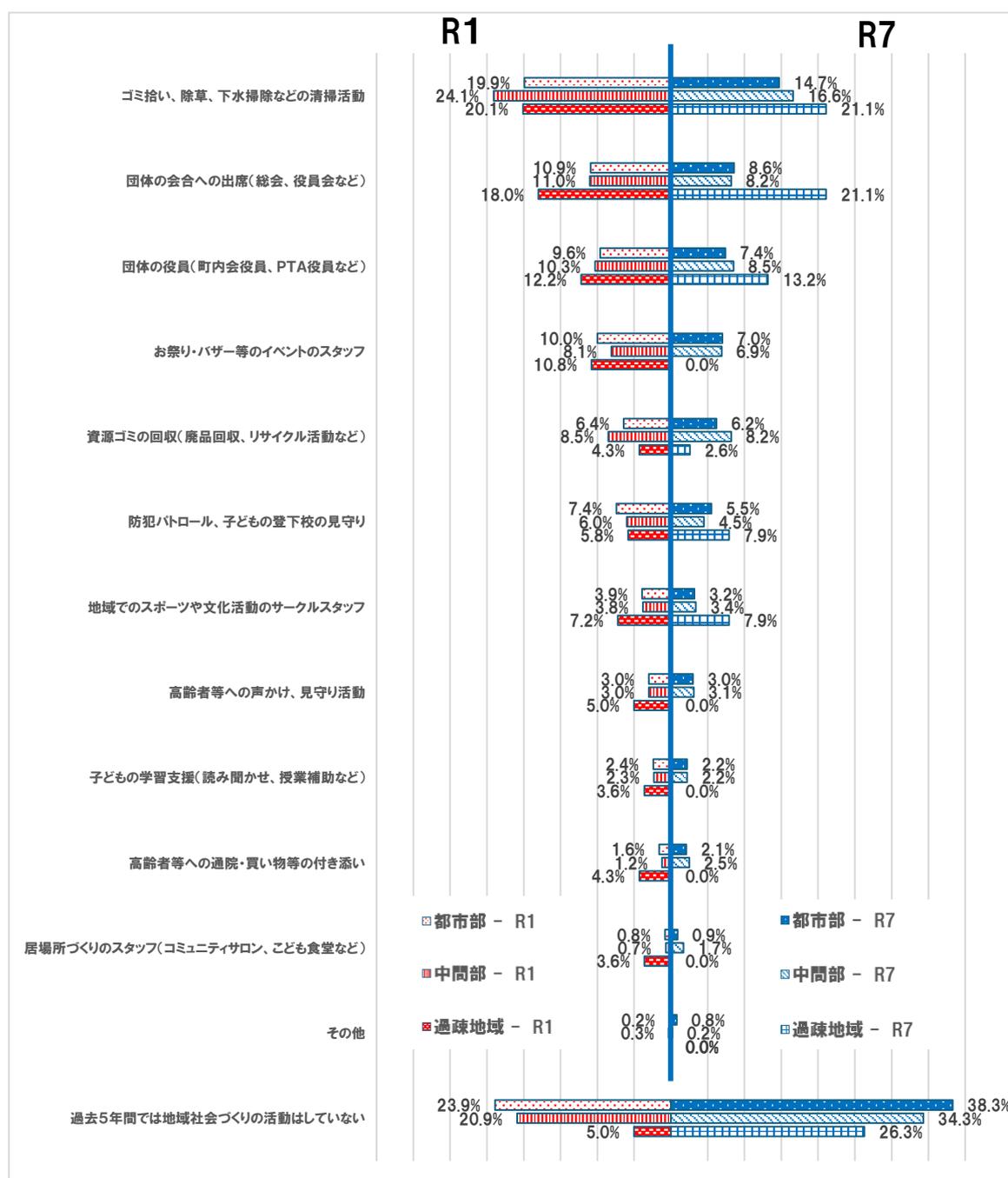
前回 R1 調査(第4期計画)結果と同様の傾向にありますが、防犯・防災対策への関心がさらに高くなっています。



(7) 過去5年間程度で、まちづくりや助け合いなどの活動(地域社会づくり)をしたことがあるか。

全体として、「地域社会づくりの活動はしていない」の割合が最も高くなっています。これは前回 R1 調査(第4期計画)と比べても高い割合となっており、地域づくりに参加する人が減少していることが伺えます。

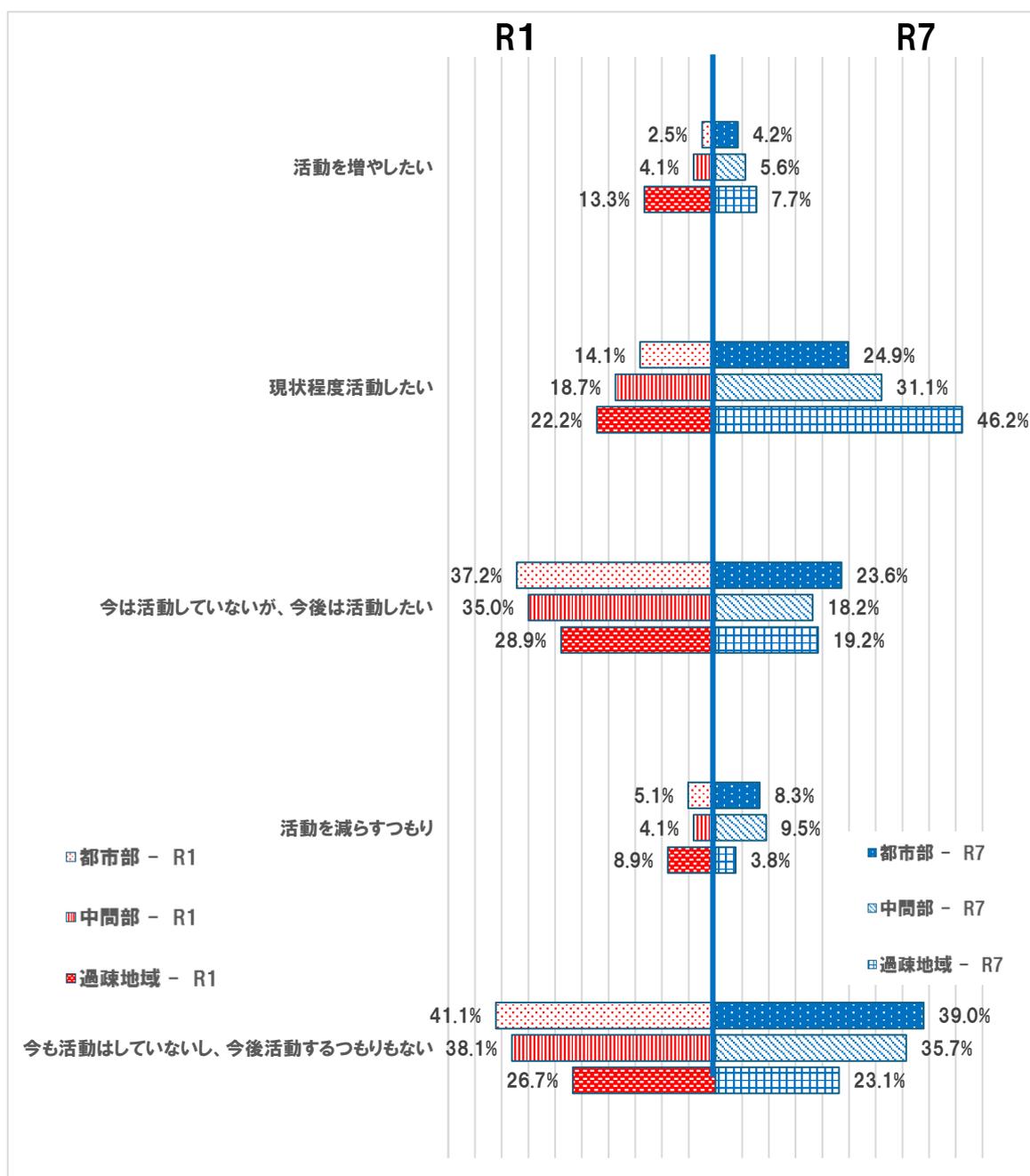
また、過疎地域では、「清掃活動」や「団体の会合への出席」「団体役員」の割合が前回 R1 調査(第4期計画)と同水準となっていることから、地域づくりの基盤となるような活動には継続して参加していることが伺えます。



(8) 今後の地域社会づくりの活動について、今後活動をしていきたい、あるいは活動の時間を増やしたいと思うか。

「今は活動していない」人について、全ての地域で「今後活動するつもりもない」の割合が高くなっています。一方で、「現在活動している」人について、全ての地域で「現状程度活動したい」の割合が高くなっています。

前回 R1 調査(第4期計画)と比べると、「今は活動していない」人について、全ての地域で「今後活動するつもりもない」の割合が減少しています。一方で、「現在活動している」人について、都市部や中間部で「活動を増やしたい」の割合が増加しています。また、全ての地域で「現状程度活動したい」の割合が増加しています。



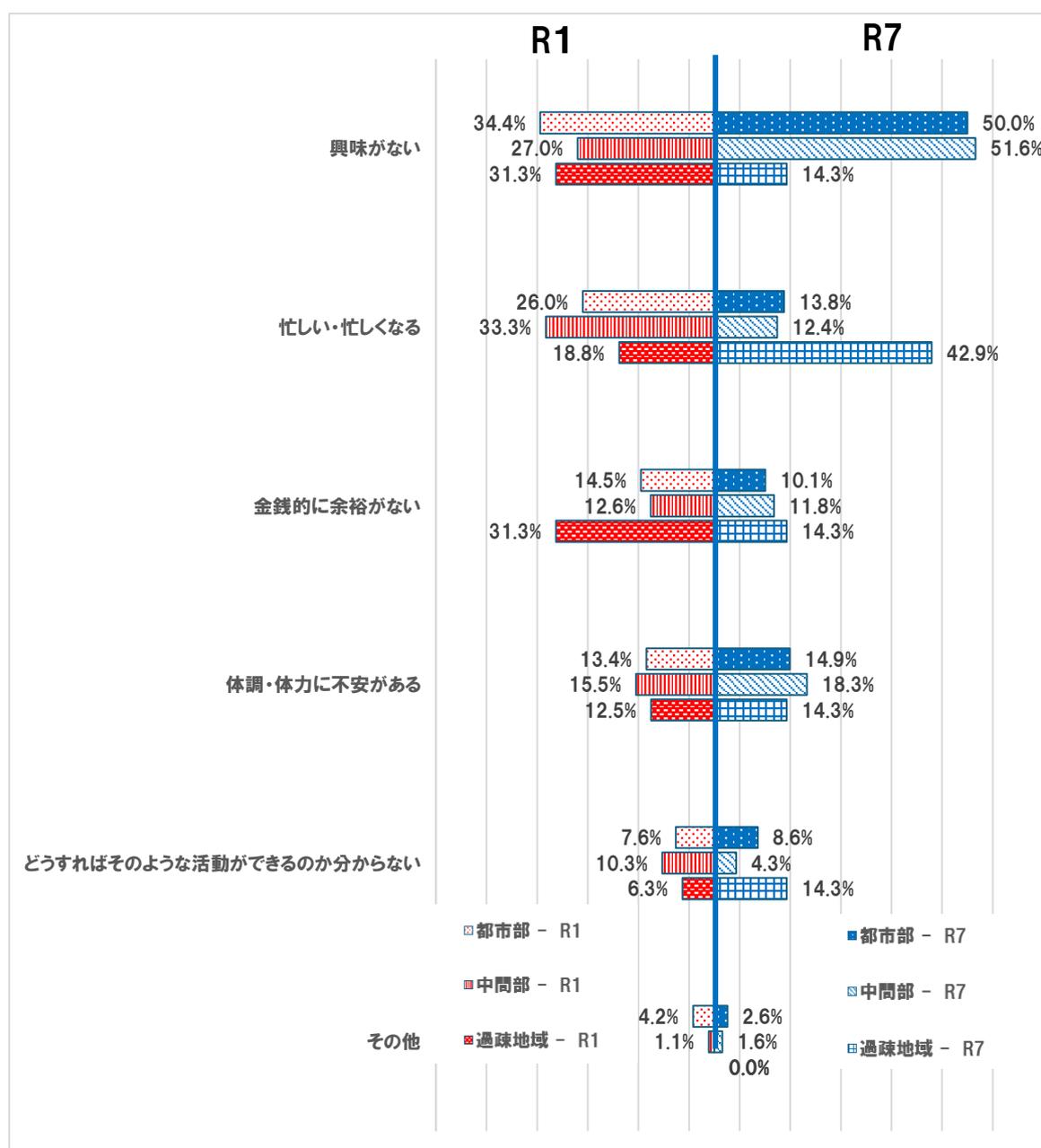
(9) (8)の選択肢を回答した理由。

都市部や中間部では、「興味がない」の割合、過疎地域では「忙しい・忙しくなる」の割合が最も高くなっています。

前回 R1 調査(第4期計画)と比べると、都市部や中間部では、「忙しい・忙しくなる」の割合が大幅に減少している一方、「興味がない」の割合が同程度増加しています。

対照的に過疎地域は、「興味がない」の割合が大幅に減少している一方、「忙しい・忙しくなる」の割合が同程度増加しています。

地域社会づくりの活動を活性化するためには、現在活動していない方たちに対して、地域社会づくりの活動に興味を持ってもらえるような取組が必要だと考えられます。



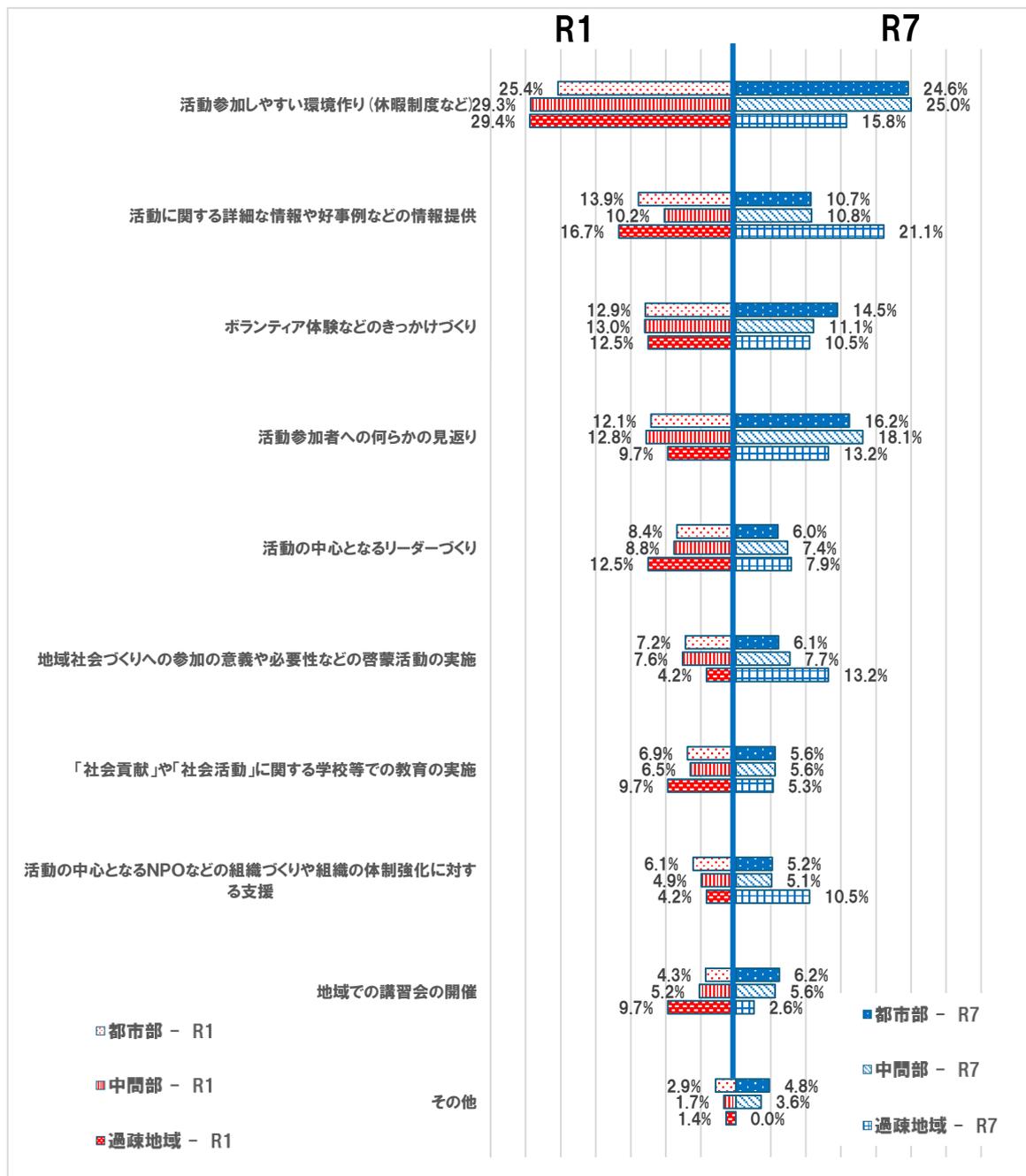
(10) 多くの人が地域社会づくりの活動に参加するにはどうしたらよいと思うか。

全体として、「活動に参加しやすい環境づくり」の割合が高くなっています。

都市部や中間部では、「ボランティア体験などのきっかけづくり」や「活動参加者への何らかの見返り」の割合が高く、実体験を重要視している傾向が伺えます。

一方で、過疎地域は「活動に関する詳細な情報や好事例などの情報提供」「啓蒙活動の実施」の割合がほかの地域と比較すると高く、ソフト面を重要視している傾向が伺えます。

前回 R1 調査(第4期計画)結果と同様の傾向にあります。

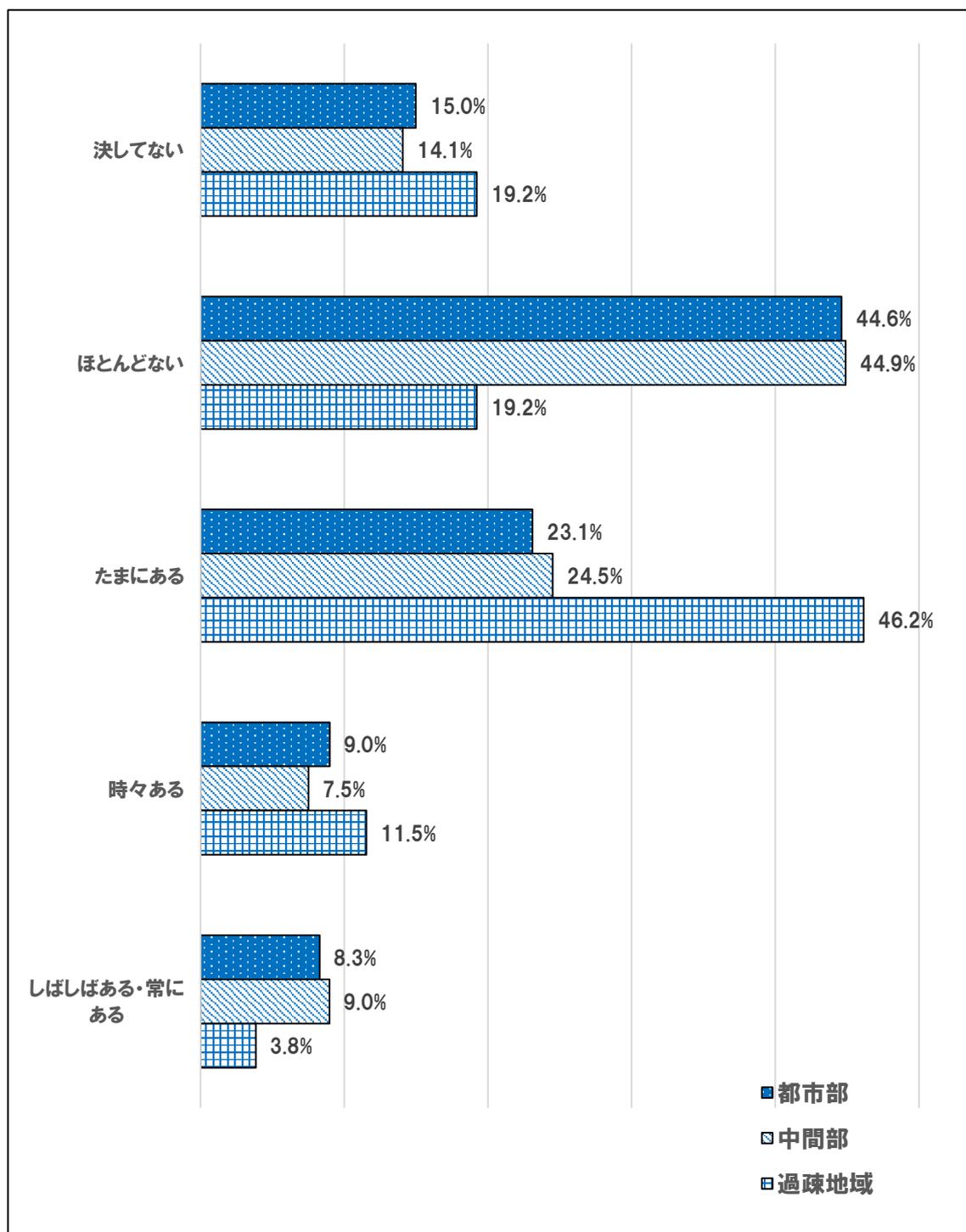


(11) あなたはどの程度、孤独であると感じることがあるか。

全体として、「ほとんどない」「たまにある」の割合が高くなっています。都市部や中間部では、「決してない」「ほとんどない」の割合を合わせると50%を超えています。

一方で、過疎地域では「たまにある」「時々ある」の割合を合わせると50%を超えており、過疎化が進む中で孤独を感じる割合が高いことが伺えます。

※今回からの新しい設問となるため、R7のみ集計



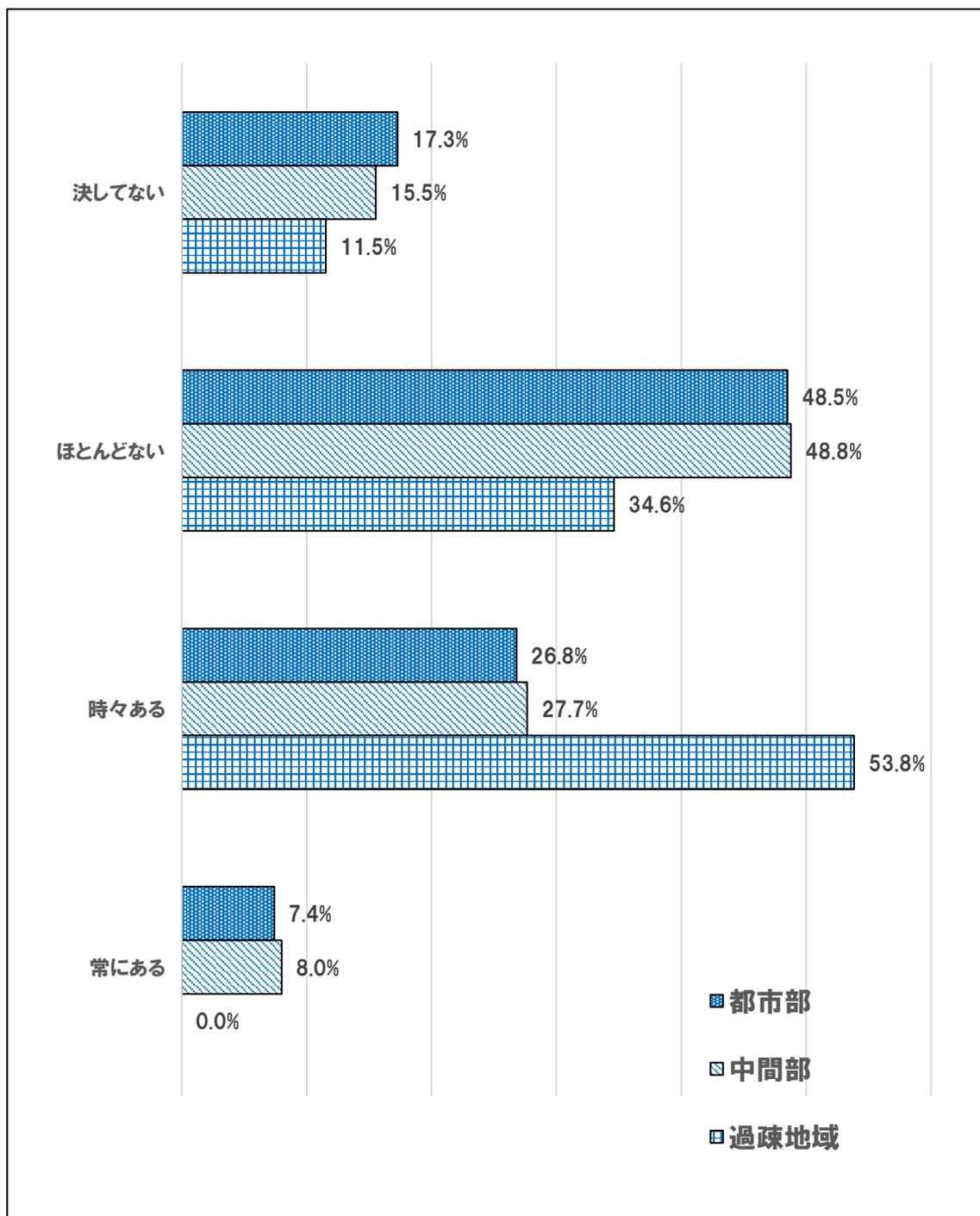
(12) あなたは、自分は他の人から孤立していると感じることがあるか。

全体として、「ほとんどない」「時々ある」の割合が高くなっています。

都市部や中間部では「決してない」「ほとんどない」の割合を合わせると約 65% となっていますが、「時々ある」と回答した割合も一定程度あることが分かります。

過疎地域では、「時々ある」と回答した割合が 50% を超えており、「孤独」と同様のことが伺えます。

※今回からの新しい設問となるため、R7 のみの集計

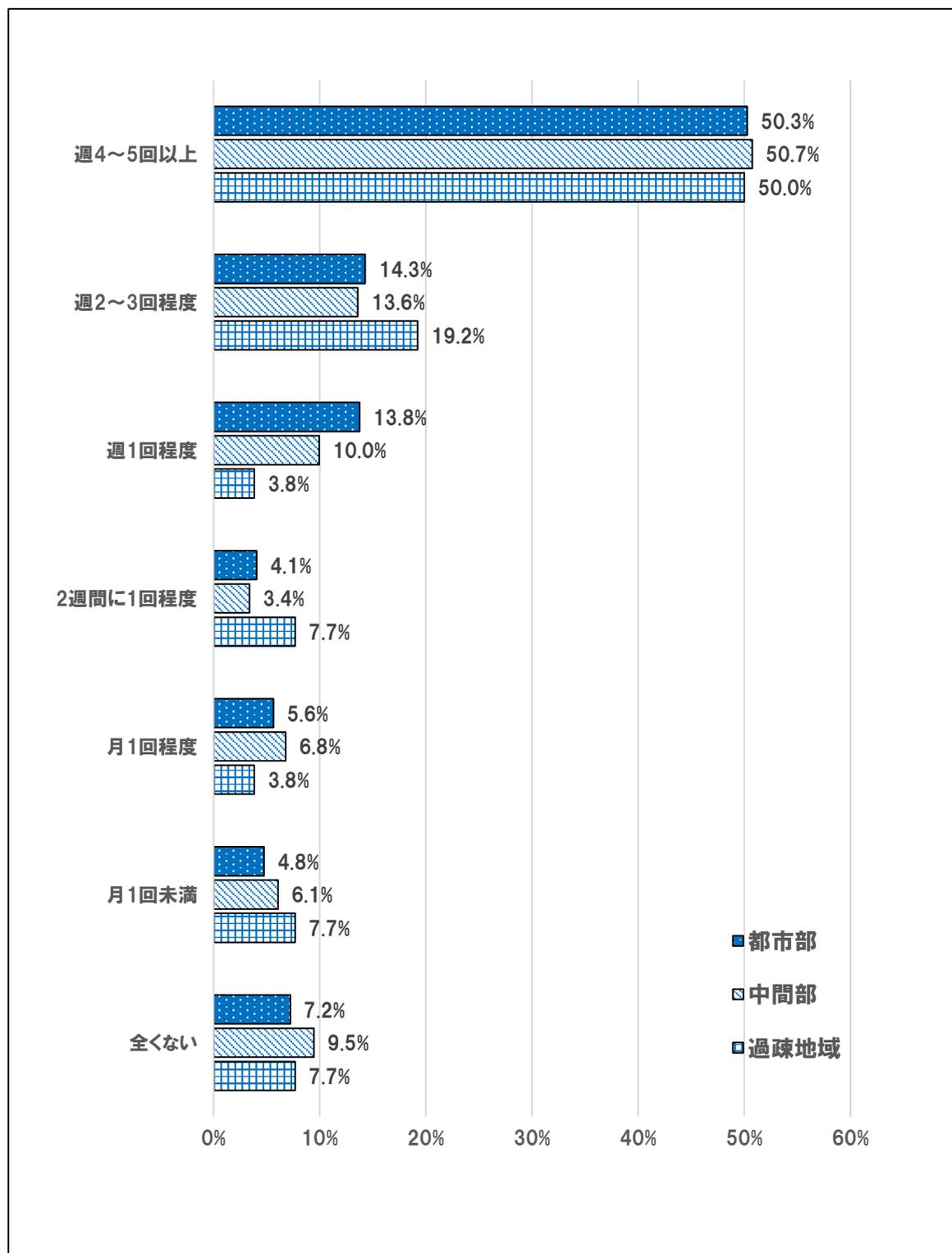


(13) 家族や友人たちとのコミュニケーション(※)頻度について。

(※直接会って話す、電話、SNS や電子メールなど)

全体として、「週4～5回以上」「週2～3回程度」の割合が高く、すべての地域において、家族や友人たちとのコミュニケーション頻度は高いことが伺えます。

※今回からの新しい設問となるため、R7のみ集計



5 市町村や地域福祉関係者への現状等調査

社会福祉法により、市町村は地域福祉計画を策定し、包括的な支援体制の整備を図ることで、地域共生社会の実現を図る中心的な役割を担っています。

また、地域福祉を取り巻く環境は常に変化しており、福祉的な課題についてもそれに合わせて変化していることから、悩みや課題を抱える方を直接受け止める機会が多い相談支援機関は、それらの変化を的確に把握しながら、関係機関と連携して適切な支援につないでいくことが重要です。

さらに、多様化・複合化している各地域での福祉課題については、各地域の人と人、人と資源を効果的につなぐ地域福祉コーディネーターの存在が不可欠であり、つながることで誰もが役割を持ち、互いに支え合い、地域共生社会の実現を図ることができます。

これらのことから、市町村や地域福祉の関係者に対し、それぞれが所管する地域福祉活動についての現状や課題、今後のニーズ等を把握するための調査を実施しました。

1. 市町村の地域福祉担当部局

地域福祉計画に係る現状や取組、今後のニーズ等について調査
(回収数) 26 全市町村

2. 各分野の相談支援機関

地域住民の相談内容、他機関との連携状況、今後のニーズ等について調査
(回収数) 149団体

(市町村社会福祉協議会 20、民生委員・児童委員協議会17、地域包括支援センター32、指定特定相談支援事業者32、自立相談支援機関12、地域子育て支援拠点事業施設33、基幹相談支援センター3)

3. 地域福祉コーディネーター

期待される役割、現在の活動状況、人材育成、今後のニーズ等について調査
(回収数) 97 名

<調査期間> 令和7年9月～10月

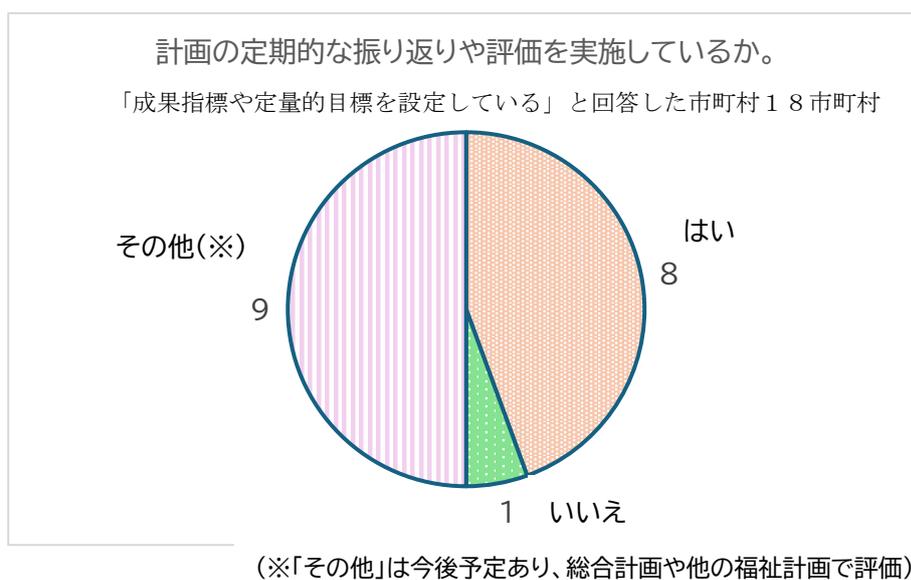
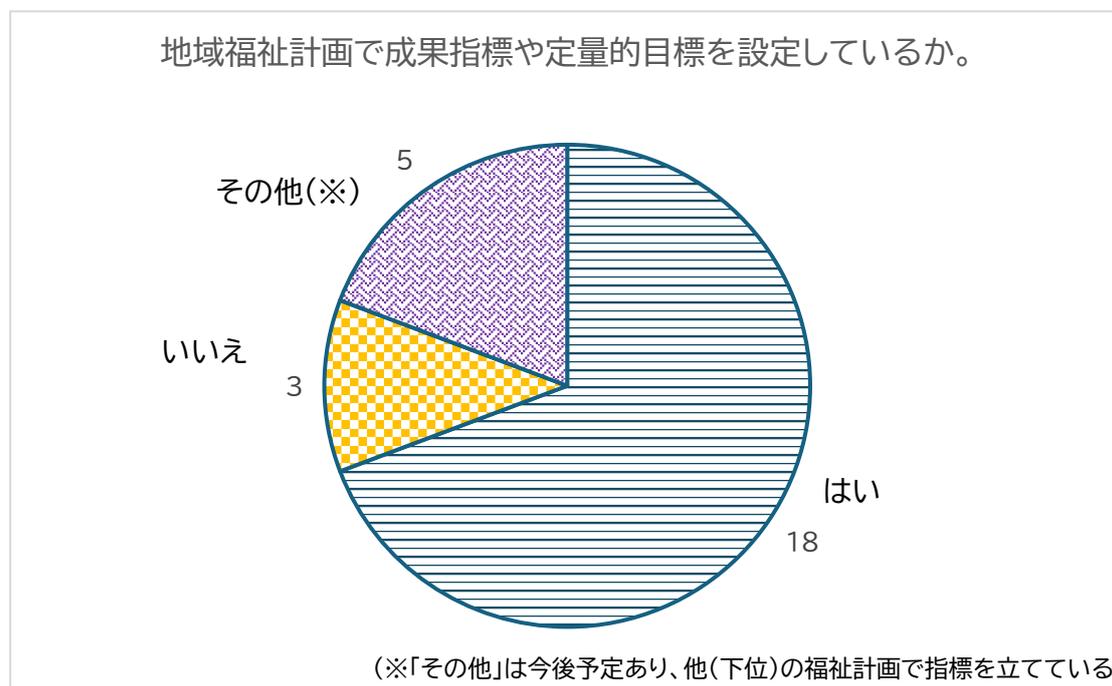
<調査方法> オンラインアンケート

(1) 市町村

■市町村地域福祉計画について

各市町村が策定する地域福祉計画については、他の福祉計画での成果指標を目標にしている自治体も含めると、ほとんどの市町村が成果指標や定量的な目標を立てています。

また、事業の振り返りや評価については、実施している市町村もある一方で、単年度ごとの中間評価は行わなかったり、上位の総合計画や下位の福祉計画で一括して評価する方法をとっているところもあります。



■地域共生社会の実現に向けて、特に力を入れている施策や取組

以下のように、各市町村で様々な取組を実施していますが、共通して複雑化・複合化している福祉課題に対し、多様な主体で連携して取り組む傾向が見られ、各地域の特徴や現状を把握しながら、包括的な支援体制の整備に取り組んでいます。

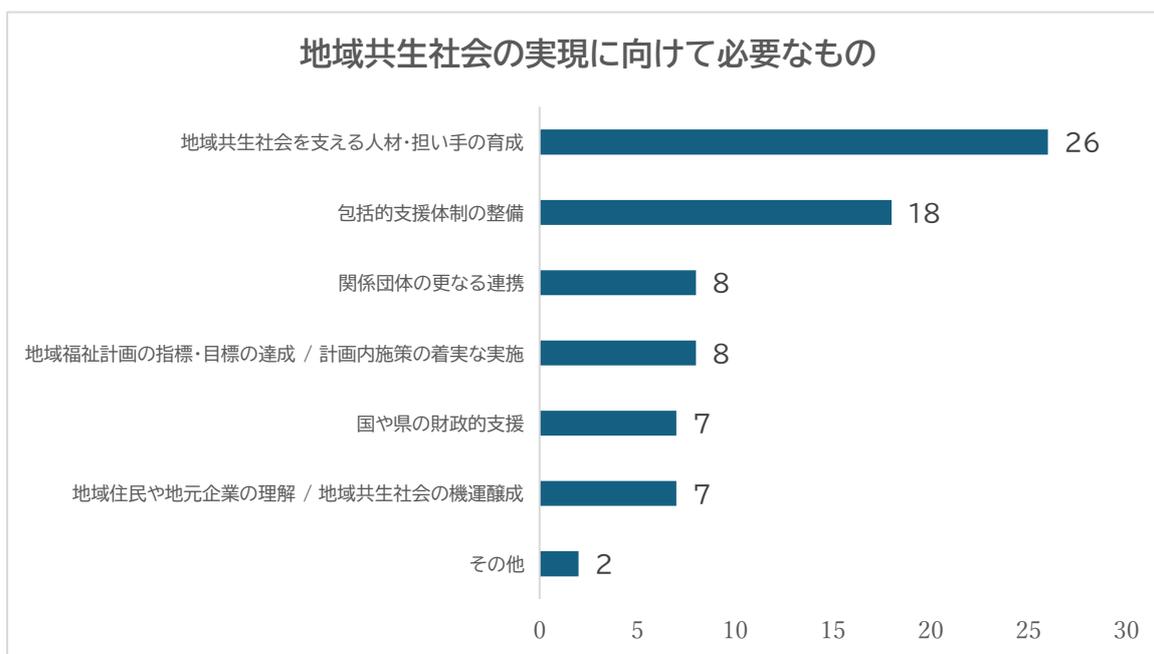
<施策や取組の例>

- 多様な団体による地域コミュニティ活動の活性化、地域住民が相談しやすい体制の構築
- 複雑化・多様化する課題や制度の狭間にも対応する重層的支援体制整備事業の推進、孤独・孤立問題への対応と対策
- 地域の困り事や将来について、住民一人ひとりが「我が事」として関心を持ち、身近な地域の中で話し合い、支え合う体制づくり
- 地区の福祉推進員との座談会を通じた、各地区の課題の把握 等

■今後、地域共生社会の実現に向けて必要な施策

今後、地域共生社会の実現に向けて必要な施策としては、「地域共生社会を支える人材・担い手の育成」を全市町村が挙げており、今後も人材不足が懸念される中で、どのように人材・担い手を確保・育成していくかが課題となります。

その他については、「包括的支援体制の整備」、「関係団体の更なる連携」、「地域福祉計画の指標・目標の達成/計画内施策の着実な実施」の順となっています。



(その他:近隣住民同士の助け合い、人口減少による地域力の維持 等)

■地域共生社会の実現や地域福祉計画の推進に向け、県に求めること

- 同規模の市町村での先進事例の共有や意見交換の場の設置
- 地域福祉を支える人材の育成・確保に係る支援
- 財政的支援、各種補助事業等の地域性や規模に応じた柔軟な運用
- 国や県の補助事業に係る事務処理のスリム化、業務負担軽減
- 地域福祉支援の推進に係る評価基準の明確化
- 地域共生社会の実現を図るための県民への普及啓発 等

(2) 相談支援機関

■各機関が地域住民から受ける相談内容と頻度について

(市町村社会福祉協議会※1)

全般的に多種多様な相談を受ける傾向にあり、複合的に絡み合った相談については、「多くある」・「時々ある」を合わせると85%となっています。

市町村社会福祉協議会				
	1.多くある	2.時々ある	3.少しある	4.ほぼない
高齢者の福祉や介護に関すること	50.0%	35.0%	10.0%	5.0%
日常生活でのちょっとした困りごと (買い物、ゴミ出し等)への支援	30.0%	45.0%	20.0%	5.0%
経済的な困窮に関すること	45.0%	45.0%	10.0%	0.0%
子どもの福祉や子育てに関すること	35.0%	20.0%	25.0%	20.0%
障がい者の福祉や介護に関すること	45.0%	30.0%	15.0%	10.0%
就労支援に関すること	25.0%	40.0%	30.0%	5.0%
家族間、地域間での人間関係に関すること	30.0%	25.0%	40.0%	5.0%
健康の保持、増進に関すること	20.0%	45.0%	15.0%	20.0%
虐待や権利侵害に関すること	15.0%	25.0%	40.0%	20.0%
地域での見守りや防犯対策に関すること	15.0%	45.0%	30.0%	10.0%
災害時の福祉的支援に関すること	10.0%	35.0%	40.0%	15.0%
上記の課題が複合的に絡みあった相談	30.0%	55.0%	15.0%	0.0%

※1 民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織

(民生委員児童委員協議会※2)

高齢者に関することをはじめ、経済的な困窮、地域での人間関係や見守り等、主に日常生活に関することについて、相談を受ける傾向にあります。複合的に絡み合った相談を受けることもあるため、民生委員・児童委員が一人で抱え込まず、適切な支援につなげられる体制整備が必要になります。

民生委員児童委員協議会				
	1.多くある	2.時々ある	3.少しある	4.ほぼない
高齢者の福祉や介護に関すること	35.3%	52.9%	5.9%	5.9%
日常生活でのちょっとした困りごと(買い物、ゴミ出し等)への支援	11.8%	47.1%	29.4%	11.8%
経済的な困窮に関すること	5.9%	47.1%	17.6%	29.4%
子どもの福祉や子育てに関すること	0.0%	23.5%	52.9%	23.5%
障がい者の福祉や介護に関すること	0.0%	5.9%	70.6%	23.5%
就労支援に関すること	0.0%	5.9%	29.4%	64.7%
家族間、地域間での人間関係に関すること	17.6%	29.4%	23.5%	29.4%
健康の保持、増進に関すること	0.0%	35.3%	47.1%	17.6%
虐待や権利侵害に関すること	0.0%	5.9%	23.5%	70.6%
地域での見守りや防犯対策に関すること	5.9%	41.2%	29.4%	23.5%
災害時の福祉的支援に関すること	5.9%	23.5%	41.2%	29.4%
上記の課題が複合的に絡みあった相談	5.9%	47.1%	17.6%	29.4%

(地域包括支援センター※3)

高齢者に関することや日常の困り事、経済的な困窮、健康増進に加え、障がい者や人間関係、虐待や権利侵害、地域での見守り等、幅広く相談を受ける傾向にあります。複合的に絡み合った相談も多い状況にあります。

地域包括支援センター				
	1.多くある	2.時々ある	3.少しある	4.ほぼない
高齢者の福祉や介護に関すること	96.9%	0.0%	0.0%	3.1%
日常生活でのちょっとした困りごと(買い物、ゴミ出し等)への支援	56.3%	37.5%	3.1%	3.1%
経済的な困窮に関すること	28.1%	56.3%	12.5%	3.1%
子どもの福祉や子育てに関すること	0.0%	3.1%	21.9%	75.0%
障がい者の福祉や介護に関すること	6.3%	59.4%	28.1%	6.3%
就労支援に関すること	0.0%	15.6%	40.6%	43.8%
家族間、地域間での人間関係に関すること	31.3%	31.3%	34.4%	3.1%
健康の保持、増進に関すること	37.5%	53.1%	6.3%	3.1%
虐待や権利侵害に関すること	12.5%	59.4%	21.9%	6.3%
地域での見守りや防犯対策に関すること	12.5%	46.9%	28.1%	12.5%
災害時の福祉的支援に関すること	6.3%	31.3%	34.4%	28.1%
上記の課題が複合的に絡みあった相談	31.3%	46.9%	15.6%	6.3%
その他の相談内容	消費者生活相談、居住支援相談、ペットの相談等			

※2 市町村の一定区域ごとに設置されており、各地区の民生委員・児童委員が所属し、活動をしています。

※3 地域の高齢者の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行い、その保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。

(指定特定相談支援事業者^{※4})

障がい者に関することをはじめ、経済的な困窮、就労支援、子育て等に加え、日常生活や人間関係等の相談も受ける傾向にあります。複合的に絡み合った相談も多い状況にあります。

指定特定相談支援事業者				
	1.多くある	2.時々ある	3.少しある	4.ほぼない
高齢者の福祉や介護に関すること	6.3%	40.6%	34.4%	18.8%
日常生活でのちょっとした困りごと(買い物、ゴミ出し等)への支援	34.4%	46.9%	3.1%	15.6%
経済的な困窮に関すること	53.1%	28.1%	15.6%	3.1%
子どもの福祉や子育てに関すること	50.0%	28.1%	9.4%	12.5%
障がい者の福祉や介護に関すること	71.9%	21.9%	6.3%	0.0%
就労支援に関すること	40.6%	53.1%	3.1%	3.1%
家族間、地域間での人間関係に関すること	28.1%	43.8%	25.0%	3.1%
健康の保持、増進に関すること	15.6%	40.6%	28.1%	15.6%
虐待や権利侵害に関すること	3.1%	34.4%	43.8%	18.8%
地域での見守りや防犯対策に関すること	0.0%	18.8%	43.8%	37.5%
災害時の福祉的支援に関すること	9.4%	34.4%	34.4%	21.9%
上記の課題が複合的に絡みあった相談	31.3%	40.6%	21.9%	6.3%

(地域子育て支援拠点事業施設^{※5})

こどもや子育てに関すること、健康増進、人間関係などが多い傾向にあります。複合的に絡み合った相談も若干相談がある状況です。

地域子育て支援拠点事業施設				
	1.多くある	2.時々ある	3.少しある	4.ほぼない
高齢者の福祉や介護に関すること	0.0%	6.1%	12.1%	81.8%
日常生活でのちょっとした困りごと(買い物、ゴミ出し等)への支援	3.0%	15.2%	3.0%	78.8%
経済的な困窮に関すること	3.0%	3.0%	30.3%	63.6%
子どもの福祉や子育てに関すること	69.7%	24.2%	6.1%	0.0%
障がい者の福祉や介護に関すること	3.0%	12.1%	39.4%	45.5%
就労支援に関すること	0.0%	18.2%	39.4%	42.4%
家族間、地域間での人間関係に関すること	12.1%	33.3%	48.5%	6.1%
健康の保持、増進に関すること	3.0%	51.5%	21.2%	24.2%
虐待や権利侵害に関すること	0.0%	15.2%	24.2%	60.6%
地域での見守りや防犯対策に関すること	3.0%	6.1%	33.3%	57.6%
災害時の福祉的支援に関すること	3.0%	9.1%	15.2%	72.7%
上記の課題が複合的に絡みあった相談	9.1%	9.1%	33.3%	48.5%

※4 障害のある人、その保護者、介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う他、サービス等利用計画の作成等計画相談支援を行う。

※5 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供等の支援を行う。

(自立相談支援機関※6)

経済的な困窮や就労支援に関することが多い傾向にあります。生活困窮者を支援することから複合的に絡み合った相談も多く、「多くある」・「時々ある」を合わせると、90%を超える状況です。

自立相談支援機関				
	1.多くある	2.時々ある	3.少しある	4.ほぼない
高齢者の福祉や介護に関すること	16.7%	41.7%	16.7%	25.0%
日常生活でのちょっとした困りごと (買い物、ゴミ出し等)への支援	16.7%	8.3%	33.3%	41.7%
経済的な困窮に関すること	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%
子どもの福祉や子育てに関すること	16.7%	41.7%	25.0%	16.7%
障がい者の福祉や介護に関すること	41.7%	33.3%	16.7%	8.3%
就労支援に関すること	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%
家族間、地域間での人間関係に関すること	25.0%	41.7%	16.7%	16.7%
健康の保持、増進に関すること	0.0%	25.0%	33.3%	41.7%
虐待や権利侵害に関すること	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%
地域での見守りや防犯対策に関すること	0.0%	16.7%	33.3%	50.0%
災害時の福祉的支援に関すること	0.0%	8.3%	8.3%	83.3%
上記の課題が複合的に絡みあった相談	50.0%	41.7%	0.0%	8.3%
その他の相談内容	居住支援相談等			

(基幹相談支援センター※7)

回答団体数が少ないという前提はありますが、障がい者に関することをはじめ、様々な分野での相談を受ける傾向になります。複合的に絡み合った相談も受けている状況です。

基幹相談支援センター				
	1.多くある	2.時々ある	3.少しある	4.ほぼない
高齢者の福祉や介護に関すること	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
日常生活でのちょっとした困りごと (買い物、ゴミ出し等)への支援	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%
経済的な困窮に関すること	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%
子どもの福祉や子育てに関すること	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%
障がい者の福祉や介護に関すること	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労支援に関すること	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
家族間、地域間での人間関係に関すること	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
健康の保持、増進に関すること	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
虐待や権利侵害に関すること	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%
地域での見守りや防犯対策に関すること	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%
災害時の福祉的支援に関すること	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%
上記の課題が複合的に絡みあった相談	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%
その他の相談内容	社会参加に関する相談、居住支援相談等			

※6 生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者に就労支援その他自立に関する相談等を実施するために県・市が設置している相談窓口。

※7 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進等を行う。

■各組織が単独で課題解決が困難な場合の対応について

各組織が単独で課題解決が困難な場合には、適切な関係機関との連携又は関係機関へのつなぎを行いながら、解決を図ることが求められます。各相談支援機関の大半は相談先やつなぎ先はあると回答し、行政(市町村や県の保健所、児童相談所、警察等)や社会福祉協議会、他の相談支援機関、福祉サービス事業者、医療機関、土業、福祉以外の民間事業者等、それぞれの案件に応じて、柔軟に対応できている状況にあります。

一方で、「一部の案件は相談先やつなぎ先がある」、「あまり解決できていない」と回答する機関もあることから、これらの機関が解決を図れるよう、支援者支援のための相談・助言体制を整備することが重要です。

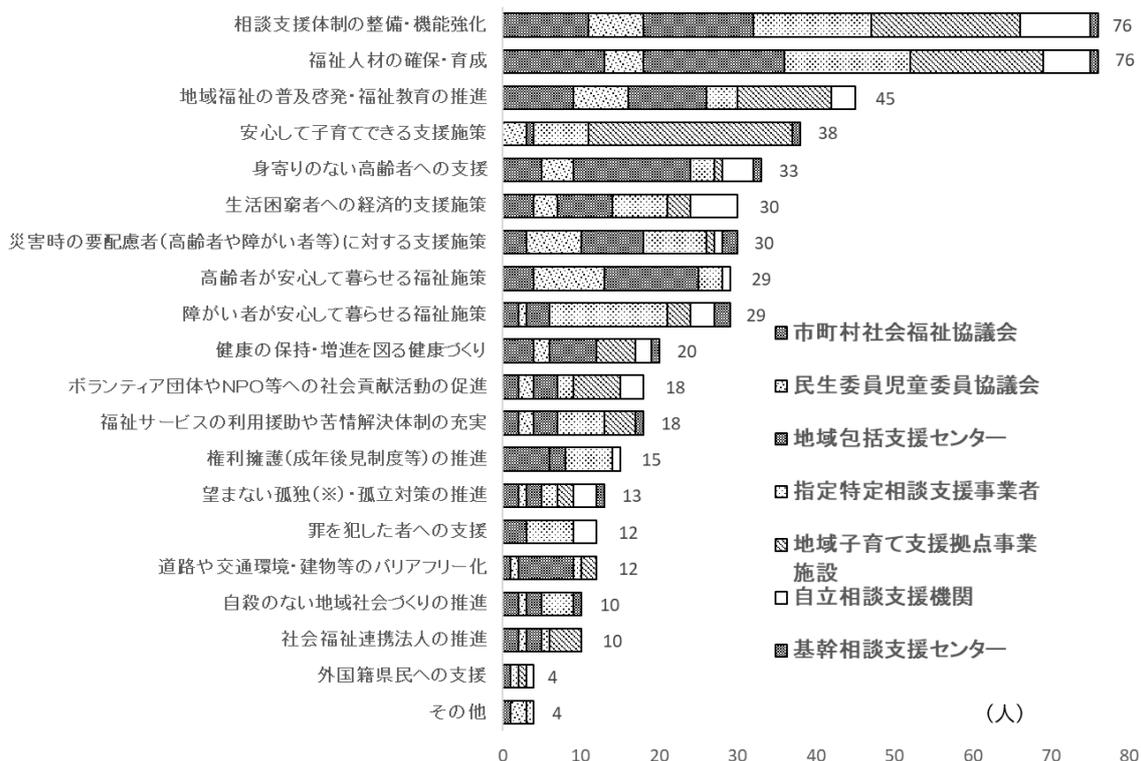
機関区分	大半の案件は相談先やつなぎ先がある	一部の案件は相談先やつなぎ先がある	あまり解決できていない	組織単独で解決が困難となる事案はない
市町村社会福祉協議会	65.0%	35.0%	0.0%	0.0%
民生委員児童委員協議会	94.1%	5.9%	0.0%	0.0%
地域包括支援センター	62.5%	31.3%	3.1%	3.1%
指定特定相談支援事業者	43.8%	46.9%	9.4%	0.0%
自立相談支援機関	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
地域子育て支援拠点事業施設	66.7%	24.2%	6.1%	3.0%
基幹相談支援センター	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%

■地域福祉を推進するために行政機関に求めること(5項目までの複数回答)

各相談支援機関が地域福祉を推進するために行政機関に求めることとしては、「相談支援体制の整備・機能強化」と「福祉人材の確保・育成」が最も多く、全ての分野の相談支援機関から回答がありました。

その他は「地域福祉の普及啓発・福祉教育の推進」、「安心して子育てできる支援施策」、「身寄りのない高齢者への支援」の順となっています。

各分野の個別施策はもちろん重要ですが、それ以上に地域福祉に共通する基盤の部分(相談支援体制、福祉人材、普及啓発等)への対応を求める結果となっています。



■上で選択した施策の推進のために、各組織・団体が協力できることや行政への要望

(市町村社会福祉協議会)

- ・ 行政の福祉担当者のスキルアップと専門性の向上
- ・ 行政と社協との連携体制の構築
- ・ 高齢者の外出支援策(シニアカー購入補助など)の実施
- ・ 現状を維持してほしい

(民生委員児童委員協議会)

- ・ 地域住民の現状把握と情報共有をしてほしい
- ・ 空き家対策の推進や統廃合により使用していない小学校等の利活用
- ・ 地域福祉の諸施策の推進への協力は、できる限りしていきたい
- ・ 地域福祉への理解を深め、世代、属性を超えて交流できる場や居場所づくりへの協力

(地域包括支援センター)

- ・ 公共交通機関の少ない地域における、買い物や病院受診などへの交通手段の確保
- ・ 重層的な支援を期待したい
- ・ 現場の直面する課題を把握し、効率的な施策を展開してほしい
- ・ 成年後見や死後事務など、高齢単身者世帯の課題に対応できる法曹関係者を行政に配置してほしい
- ・ ICT化の促進
- ・ 介護を含めた福祉人材の確保
- ・ 自殺や依存症への対策
- ・ 介護保険事業への理解や介護予防の大切さを広めるための出前講座の実施
- ・ 高齢者へのネット犯罪防止対策

(指定特定相談支援事業者)

- ・ 複合的な課題解決のため、役所内の関係課の連携や市町村間での連携が必要
- ・ 行政と連携した防災研修等の開催
- ・ 災害時の要配慮者(高齢者や障がい者等)への支援施策の実施や行政関係課との連携
- ・ 成年後見ネットワーク協議会等の中核機関の機能充実や新たな組織体制の整備

(地域子育て支援拠点事業施設)

- ・ 地域の子育てにおける課題や各団体の取組について、共有できる場の提供をお願いしたい
- ・ 各団体の取組内容を広く周知してほしい

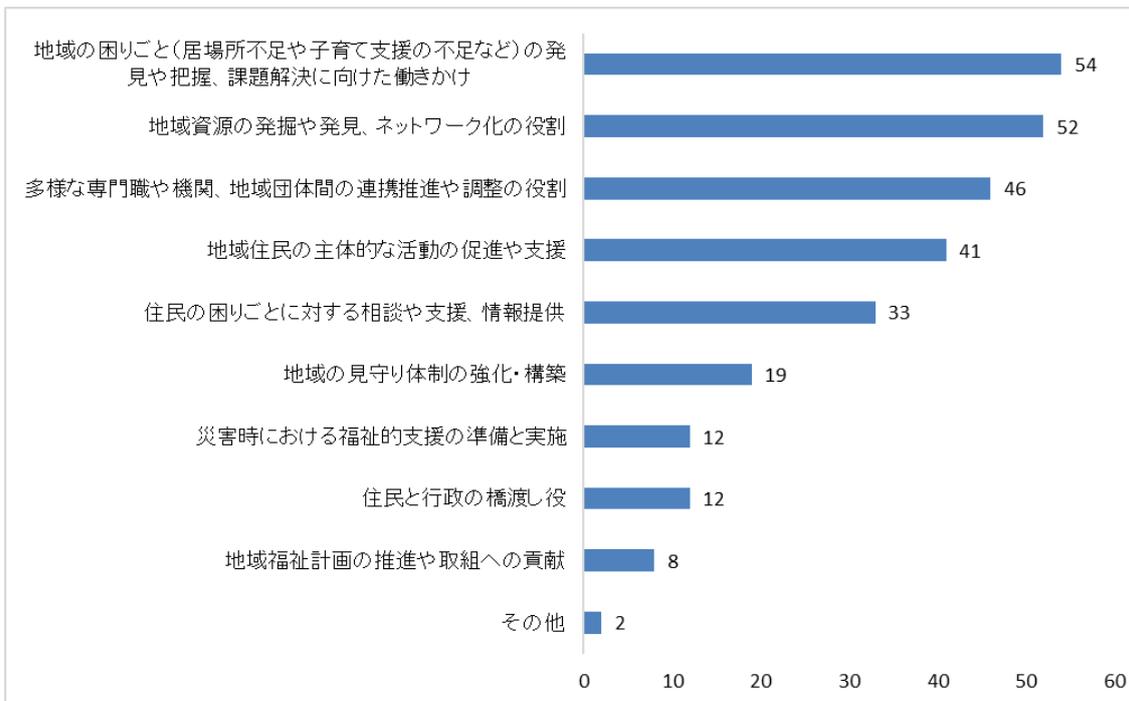
(自立相談支援機関)

- ・ 現場の意見を把握し、効率的な施策を展開してほしい
- ・ 行政には後方支援として連携協働してほしい

(3) 地域福祉コーディネーター

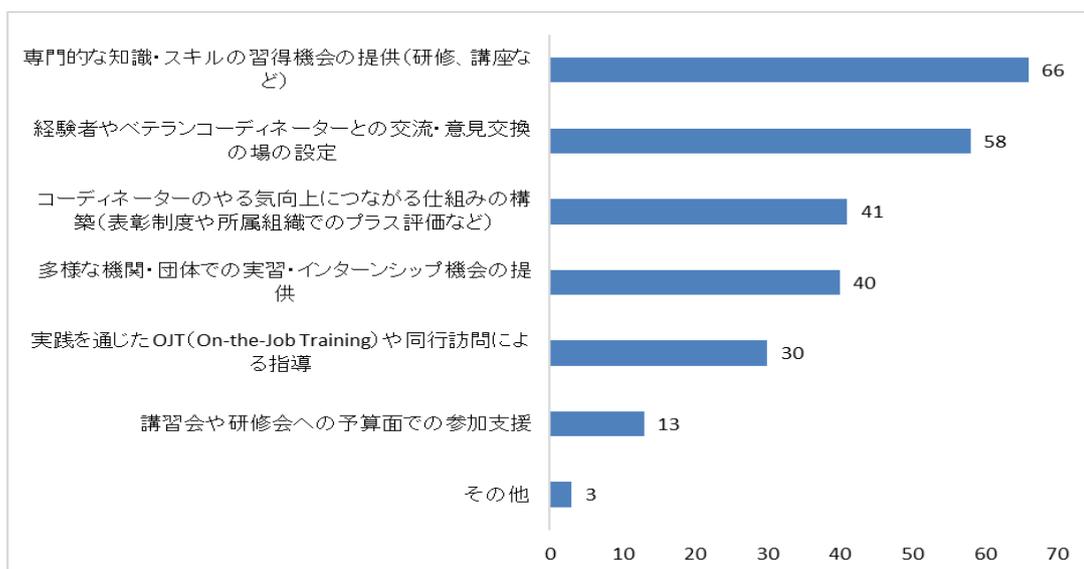
■地域福祉コーディネーターとして期待される役割(3項目までの複数回答)

「地域の困りごとの発見や把握、課題解決に向けた働きかけ」が最も多く、「地域資源の発掘や発見、ネットワーク化の役割」、「多様な専門職や機関、地域団体間の連携推進や役割の調整」の順となっています。



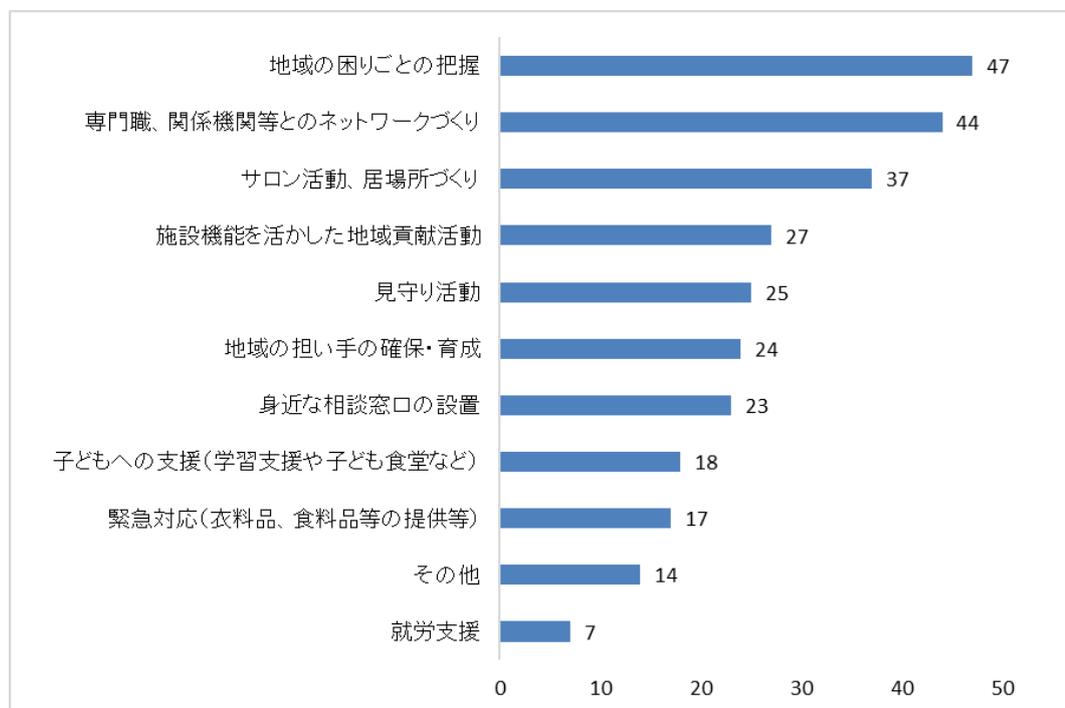
■地域福祉コーディネーターを担う人材を育成するために必要なこと(3項目までの複数回答)

「専門的な知識・スキルの習得機会の提供」が最も多く、「経験者やベテランコーディネーターとの交流・意見交換の場の設定」、「コーディネーターのやる気向上につながる仕組みの構築」の順となっています。



■地域福祉コーディネーターとしての活動状況(該当項目は全て回答)

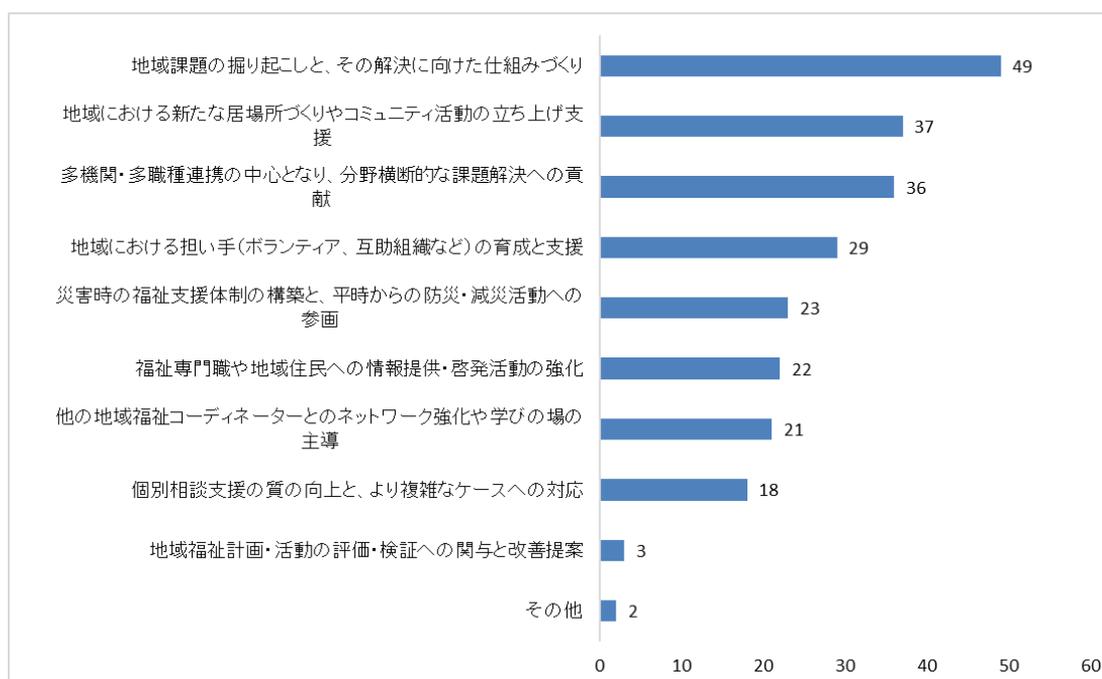
「地域の困りごとの把握」が最も多く、「専門職、関係機関等とのネットワークづくり」、「サロン活動、居場所づくり」の順となっています。



■地域福祉コーディネーターとしての今後の活動・新たな取組

(3項目までの複数回答)

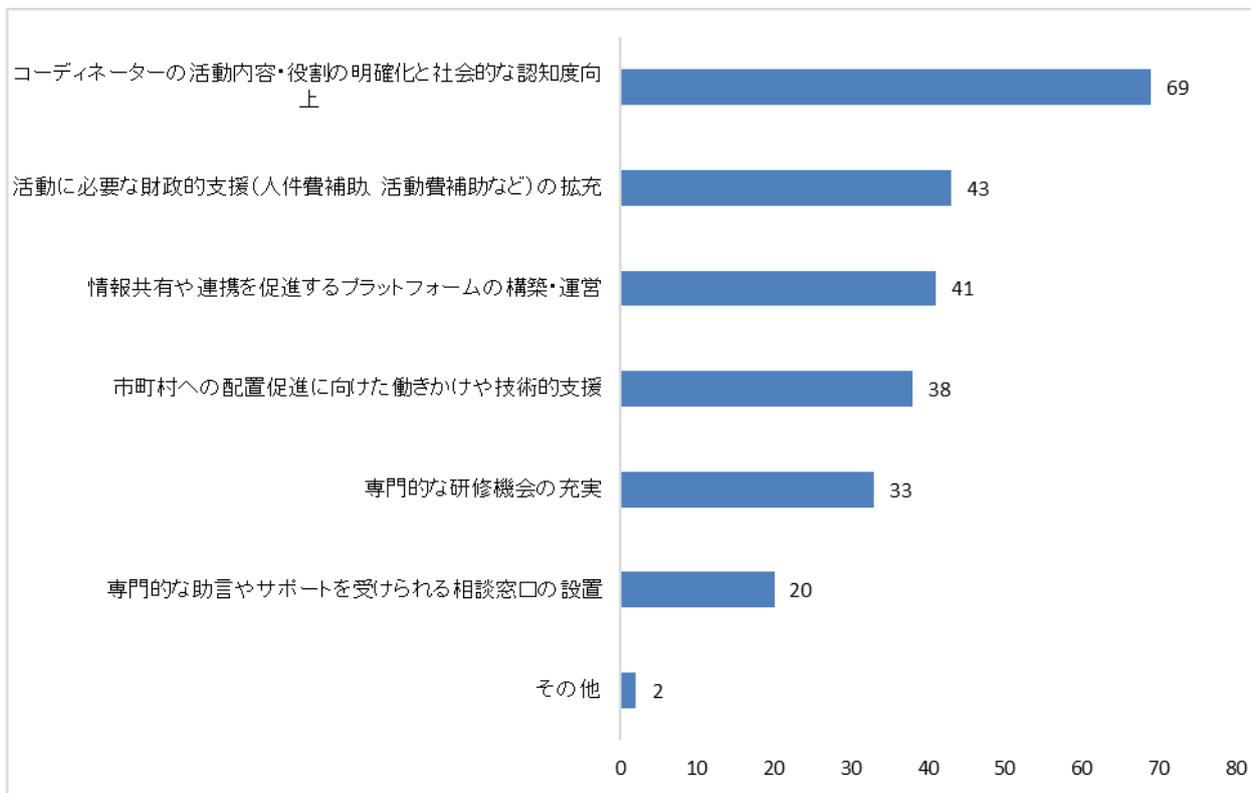
「地域課題の掘り起こしと、その解決に向けた仕組みづくり」が最も多く、「地域における新たな居場所づくりやコミュニティ活動の立ち上げ支援」、「多機関・多職種連携の中心となり、分野横断的な課題解決への貢献」の順となっています。



■地域福祉コーディネーターの増加や支援のために県が行うべき取組

(3項目までの複数回答)

「コーディネーターの活動内容・役割の明確化と社会的な認知度向上」が最も多く、「活動に必要な財政的支援の拡充」、「情報共有や連携を促進するプラットフォームの構築・運営」の順となっています。



6 本県の地域福祉における主な課題

地域福祉に関する各種統計や、県民・市町村・相談支援機関・地域福祉コーディネーターへの調査結果の分析から見えてくる本県の地域福祉における主な傾向や課題は次のとおりです。

(1) 包括的な支援体制整備の継続的な推進

市町村は地域福祉計画を通して、地域福祉の推進を図ることとなっています。地域福祉計画は全ての市町村で策定されている一方で、市町村によっては計画の進捗状況の評価するための成果指標や定量的目標、評価方法等が確立されていないところも一部見られます。このため、全ての市町村が実効性の高い計画推進により地域共生社会の実現を図るための支援が必要です。

また、県民意識調査では、困りごとがあっても家族・親族以外の誰にも相談しないという割合が約2割程度で、その理由も「相談しても状況が変わらない」・「誰に相談したらいいかわからない」との割合が多く、相談への諦念や適切な相談支援機関につながっていない状況です。

一方で、相談支援機関への調査では、行政に求める施策として、「包括的な支援体制の整備」が上位に挙がっています。

令和3年の社会福祉法改正と重層的支援体制整備事業の開始により、包括的な支援体制整備は一定程度進んできていますが、上記の状況をみると道半ばであり、今後も引き続き、市町村や関係団体等で一体となって、包括的支援体制の整備を推進していくことが重要です。

(2) 地域を支える担い手の育成・確保

本県は今後も人口減少・少子高齢化が進むことが予測され、令和12年には97万7千人と100万人を割り込むとともに、高齢化率が約36%に達し、以降もさらに率が上昇することが見込まれます。また、世帯構成の変化により、一世帯あたりの人員が減少する一方で、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加しています。

地域でのつながりが弱まっていく中で、地域住民も含めた多様な主体で支え合うことが重要であり、地域を支える担い手の確保・育成が重要です。

市町村への調査では、「地域共生社会の実現に向けて必要なもの」として、全ての市町村が「地域共生社会を支える人材・担い手の育成」を挙げています。

また、地域福祉コーディネーターへの調査では、それぞれの活動や役割について、地域課題の掘り起こしや課題解決に向けた仕組みづくり等を主に挙げており、地域福祉を支える人材として、今後も期待されるようです。

県民意識調査では、地域社会づくり活動への参加について、「現状程度を維持したい」という割合が前回よりも増加するなど、地域住民の意識の変化も見られ、こういった変化を的確にとらえながら、地域共生社会の実現に係る普及啓発・意識醸成を図り、誰もが役割を持ちながら、皆で地域共生社会を実現していくことが求められています。

(3) 複雑化・多様化する福祉課題への対応

相談支援機関への調査では、各分野の相談支援機関で「複合的に絡み合った相談」を受けている状況にあり、福祉課題が各分野を横断して複雑化・多様化している状況が見られ、行政機関に求める具体的な施策としては、子育てや生活困窮等と並んで、身寄りのない高齢者の支援が上位に挙げられています。

また、県民意識調査では、孤独を感じるものが「しばしばある・常にある」と回答した割合が都市部や中間部では全国平均の2倍程度となっています。

価値観や生活様式が多様化している現状では、従来の一時的な支援策だけでは対応が難しく、個々の生活状況やニーズに柔軟に対応する体制が必要です。身寄りのない高齢者や孤独・孤立の深刻化に対しては、予防的な観点から早期発見・早期支援を行うこと、地域での見守りネットワークや互助の仕組みを強化すること、さらには生活支援サービスや居場所づくり、相談窓口のワンストップ化といった具体的な取組が求められます。

今後も新たな福祉課題が発生することが見込まれるため、単発的な施策ではなく、持続可能で柔軟に進化できる地域福祉の体制づくりを進めることが重要です。行政や関係団体、地域住民が協働し、互いに助け合い支え合う仕組みを構築することで、複雑化・多様化する福祉課題に対してより効果的に対応していくことが期待されます。

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

**誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う、
持続可能な地域共生社会の実現**

わが国は本格的な少子高齢化と人口減少が進展し、平均寿命の延伸とあいまって「人生 100 年時代」を迎えています。宮崎県においては、全国平均より早く高齢化が進行し、地域・家庭・職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まるとともに、社会経済の担い手も減少しているため、地域社会の持続性が危ぶまれる状況にあります。

加えて、近年は大型台風、集中豪雨、土砂災害、火山活動の活発化など自然災害の激甚化が顕著であり、災害対応力の強化が急務です。特に、南海トラフ地震の発生が高い確率で懸念されており、本県を含む西日本太平洋側には甚大な被害が予想されています。

また、新型コロナウイルス感染症の経験は、感染症対策のみならず、日常生活の継続、孤立防止、地域経済の回復に向けた地域ぐるみの備えの重要性を明らかにしました。こうした事態においては、高齢者、乳幼児、障がいのある方、外国人など、多様な福祉的支援を必要とする方々へのきめ細やかな配慮が求められる一方で、地域住民同士が互いに支え合うことが一層重要です。

本県は「日本のひなた」と称される温暖で豊かな自然に恵まれ、秋月種茂や石井十次に代表される福祉の先駆者を輩出した、助け合いの精神が息づく地域であり、県民性としての温かさや思いやりに基づく支え合いの風土があります。この良さを礎に、地域住民をはじめ、行政、社会福祉協議会、医療・保健・福祉関係機関、NPO、企業、教育機関など多様な主体がそれぞれの役割を果たし連携することで、制度や分野の「縦割り」を超えた協働を進めることが、地域共生社会の実現にとって不可欠です。

さらに、デジタル化の進展を福祉サービスの向上や情報発信に活かすとともに、デジタル格差への支援を強化し、若者や新たな担い手の参画促進、地域の経済的基盤と人的ネットワークの再生、外国人住民へのきめ細かな支援、災害福祉支援の充実等に取り組むことが重要です。

県では、以上の観点を踏まえ、「生活の場における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う関係が循環する地域社会」および「人と資源が循環し、多様な関係者の参加と協働により持続的発展が期待できる地域社会」という2つの視点を基本に据え、すべての県民が年齢、性別、心身の状況、国籍等にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしく安心してウェルビーイングな生活を続けられるよう、「誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う、持続可能な地域共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。



(厚生労働省資料「地域共生社会の実現に向けて」)

2 基本目標

「誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う、持続可能な地域共生社会の実現」という基本理念の実現を図るため、次の3つの基本目標を掲げ、様々な取組によって、その実現を目指します。

(1) ひろがる連携

～みんなで互いに支え合う地域福祉の基盤づくり

地域を取り巻く社会環境は近年ますます多様化しており、高齢化や障がい、子育て、ひとり親家庭、生活困窮、孤独・孤立に加え、外国にルーツを持つ住民やひきこもりといった多様なニーズが複合化・複雑化しています。その結果、単一の窓口や分野別対応だけでは解決が難しい課題が増えており、暮らしの多様な側面をつなぐ連携の広がりが不可欠です。住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、分野を横断して生活課題に総合的に応じる包括的支援体制を地域全体でつくっていくことが求められます。

その中核となるのは、市町村と市町村社会福祉協議会を軸にした実効的な支援基盤の「広がり」です。市町村は地域の実情を最も把握する自治体として、市町村社協と連携しながら、見守り体制や相談窓口の充実を進め、地域の相談体制と専門機関を結びつけるワンストップ的な機能を高めていきます。さらに、県や県社協が市町村を支援し、必要に応じて広域的な専門性や人材を提供することで、基礎自治体レベルでも継続的に支援を受けられるようネットワークを広げます。

平常時から要配慮者の把握や防災意識の醸成、避難行動支援計画の策定といった準備を重ねることで、被災時における介護や生活支援などのニーズにも迅速に対応できる体制が整います。福祉避難所の運営や福祉支援ネットワークの強化、NPO・ボランティアとの受け入れ・協働体制の整備などを通じて、緊急時にも地域全体で支援が途切れない仕組みを築きます。

また、福祉サービスは一方通行の提供関係にとどまらず、地域住民、事業者、行政、ボランティア団体など多様な主体が双方向に関わり合うことで、利用者自身が地域の一員として役割を持ち、主体性を発揮できる関係性を広げることが重要です。情報提供や権利擁護を通じて利用者に寄り添うサービスを充実させ、多様な主体が互いに補完し合う形で支え合う連携の輪を広げます。

これらの取り組みを通じて、地域住民、市町村、関係機関、民間団体、県など多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携・補完し合うことで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。分野を超えた連携の「広がり」、平常時からの備え、利用者に寄り添うサービス提供、広域支援の仕組み化、そして不断の評価・改善など、これらを一体として進めることで、互いに支え合う地域福祉の確かな基盤をさらに広げていきます。

(2) なかまと共に

～誰もが役割を持ち、地域共生社会をともに実現する人づくり

地域共生社会の実現に向けては、住民一人ひとりが自らの役割を自覚し、互いに支え合う日常的な関係を地域内に広げていくことが何より重要です。

以前から社会課題となっている都市部の価値観の多様化や中山間地域の人口減少・高齢化はより進行しており、近年は働き方や暮らし方の変化、国際化、デジタル化の進展によって地域で求められる支援や担い手のあり方も変容しています。こうした変化を踏まえ、地域共生社会をともに実現するための意識醸成や人材確保・育成を行っていきます。

まずは、地域共生の理念を単なるスローガンに終わらせず、住民一人ひとりが「自分ごと」として受け止められるよう、自治体、学校、社会福祉協議会、NPO 等の多様な主体が連携して普及啓発や教育の機会を継続的に提供します。

情報発信についても、デジタル媒体も含めた多チャンネル戦略を採り、若年層から高齢者層までの幅広い層に理念が浸透することで、地域共生社会への心理的な敷居を下げ、参画の基盤を広げます。

また、地域福祉を推進する人材の確保と資質向上については、担い手を従来の民生委員・児童委員や社協職員に限るのではなく、自治会や町内会、地域の福祉法人、民間企業の従業員、NPO、学校や医療・介護事業所、さらには移住者・外国にルーツを持つ住民など、多様な主体を包括的に担い手として位置づけることが必要です。

担い手として参画するにあたっては、柔軟な選択肢を用意することで、働く世代や子育て世代等、様々な層で無理なく関わることができ、地域の多様性を包摂する環境を整えるとともに、地域福祉コーディネーターをはじめ、地域福祉の担い手の中核として期待される人材については、実務に直結する継続的なスキルアップの機会を提供します。

このように、まず意識醸成を徹底し、その上で担い手の裾野を広げつつ中核的人材の資質向上を図り、実践的な人材育成へとつなぐ一連の流れを強化することで、多様な「なかま」が互いの強みを生かしながら役割を分担し支え合う、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。

(3) たすけあいの心で

～ともに助け合い、みんながいきいきと暮らせるひなたの地域づくり

地域で互いに支え合う風土を育てることは、福祉的課題が複雑化・複合化している現在において、いっそう重要になっています。

このため、県では「誰も取り残さない」を基本に、地域の実情や多様なニーズに柔軟に応える地域福祉づくりを一層推進します。地域住民、自治会や町内会などの地縁団体、民間企業、社会福祉法人、NPO、ボランティア、関連機関、教育関係者など、多様な主体が連携し、参加しやすい仕組みを地域ごとに整備することが不可欠です。

近年は、地域課題の多様化に伴い、生活困窮、ひきこもり、自殺のリスク等に加え、孤独・孤立、ヤングケアラー、困難な問題を抱える女性や若年層、外国籍の住民など、支援が届きにくい層へのきめ細かな対応の必要性が高まっています。

このような制度の狭間に生じる課題に対しては、地域の目線で早期発見・早期対応できるようなネットワークづくり、必要な支援につなげる体制の強化、見守り活動や相談窓口の充実などを通じて、「助けを求めやすい」「相談しやすい」環境を整備するとともに、民間団体や地域住民が主体で行う地域づくりへの支援も行います。

地域づくりは一朝一夕で成るものではありません。住民一人ひとりの小さな関わりが積み重なって大きな支え合いの輪になります。行政は支援と調整役を果たしつつ、地域の主体が自らの力を発揮できるよう後押しします。互いに「たすけあいの心」を持ちながら、誰もが尊重され、生きがいを感じられる地域づくりをこれからも着実に進めていきます。

3 基本目標を支える共通の土台 ～デジタル活用の推進

デジタル活用は単なる業務効率化や技術導入にとどまらず、本県の基本理念や3つの基本目標を支える共通の土台となるものであり、その活用を通じて地域の「つながり」と「包摂」を強化するものとなります。

まず、すべての住民が必要なサービスに確実にアクセスできることが原則であり、機器・通信環境・操作技能の差に起因する格差(デジタルデバイド)を考慮しながら、デジタルと非デジタルの手段を併存させ、適切に組み合わせることが重要です。

電話や直接相談、紙媒体等の既存媒体に加え、生活環境の多様化やプライバシーの配慮、窓口アクセスへの利便性向上などを目的に、オンラインによる相談対応や情報提供等についても積極的に検討を行い、誰一人取り残さない仕組みづくりを目指します。この際、アクセシビリティ(多言語対応、音声案内、大きな文字や簡素化したUI等)や利用者の多様性を考慮した設計を行い、実用的に利用してもらうことで、利便性を向上させることが重要です。

また、デジタルツールは地域福祉の様々な活動において、負担軽減となる有効な手段になります。例えば、民生委員の活動記録報告や会議等においてタブレットを利用することで活動負担を軽減し、担い手の確保を図る取組が実施されており、同様の取組を様々な分野で横展開することで、デジタル活用を通じた地域福祉を支える人材確保や資質向上が期待できます。

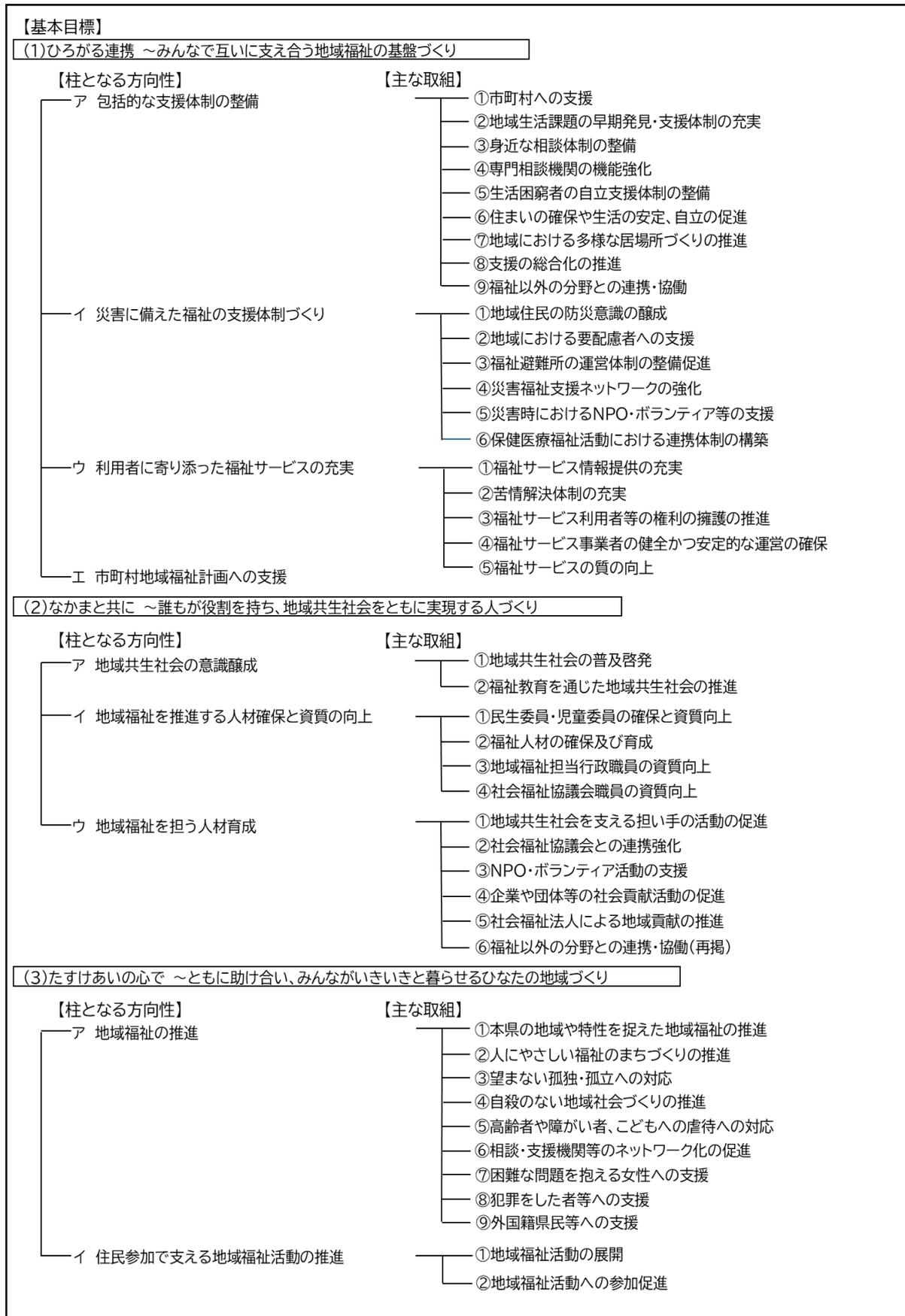
一方で、福祉サービスの利用・提供にあたっては、個人情報の取り扱いやプライバシー保護が非常に重要になります。各施策において、デジタルツールを利用する場合には透明性と説明責任を担保するためのルールを明確に定め、同意の取得や苦情・救済の手続き、トラブル発生時の対応体制を整備することで住民の信頼を確保する体制構築が不可欠です。

重要なのは、デジタル活用が目的そのものではなく、地域の「つながり」と「包摂」を強化するための手段であるという点です。デジタルが人と人、人と資源をどう結びつけ、地域共生社会の実現にどのように貢献するかを丁寧に検討した上で、効果的な技術導入と持続可能な運営を両立させ、多様な主体で連携しながらデジタルの活用を推進していきます。



第4章 施策の推進

1 施策の体系



2 施策の展開

(1) ひろがる連携

～みんなで互いに支え合う地域福祉の基盤づくり

ア 包括的な支援体制の整備

[現状と課題]

- ◇ 生活困窮や孤立、精神的問題、虐待、DV、失業、住宅問題などの地域生活課題は、多様な背景・原因で発生します。学校、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO など多様な主体が、各々の立場で兆候を把握しているものの、情報共有や早期の介入に結びつかず、問題が顕在化・緊急化してから支援が始まるケースも見られるため、早期発見に結びつく情報収集や共有、相談支援機関等への適切で迅速なつなぎ等が必要です。

- ◇ 民生委員・児童委員に対するアンケート調査(県障がい福祉課調べ)によると、県内のひきこもりの年代別状況としては、40歳代が161人と最も多く、次に50歳代が142人となっています。中高年層(40歳から65歳)が395人(65.8%)と若年層(15歳から39歳)の165人(27.5%)を上回っています。
※令和4年9月1日現在

- ◇ 市町村の福祉担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地域子育て支援センター、自立相談支援機関等の地域の公的機関が、住民の様々な相談に応じているほか、身近な相談窓口として民生委員・児童委員が対応しています。
一方で、「どこに相談したらいいのかわからない」といった地域住民の声も一部にあり、気軽に相談できる窓口の設置や相談窓口の広報などが必要です。

- ◇ 生活困窮者自立支援制度において、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、経済的自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を促進するために、自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業や家計改善支援事業等、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することが重要です。

◇ 単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者、低所得者、障がい者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれています。一方で、賃貸人の中には、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方が多くいます。

このため、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、令和7年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(改正住宅セーフティネット法)」が施行されたところです。

◇ 地域には高齢者サロン、こども食堂、地域カフェ、学習支援、障がい者の居場所等、多様の居場所が存在します。これらの居場所は社会的孤立の解消や緩やかな見守り、地域コミュニティの基盤となる一方で、資金調達や運営人材の確保、継続性の担保等が課題となっています。

◇ 農山漁村において農林水産業従事者の高齢化や減少が進んでおり、多様な人材の確保が急務となっている中、福祉分野においては、障がい者の働く場所として農業分野への関心が高まっています。農業分野においては、受入体制や障がい者に対する更なる意識醸成が必要です。

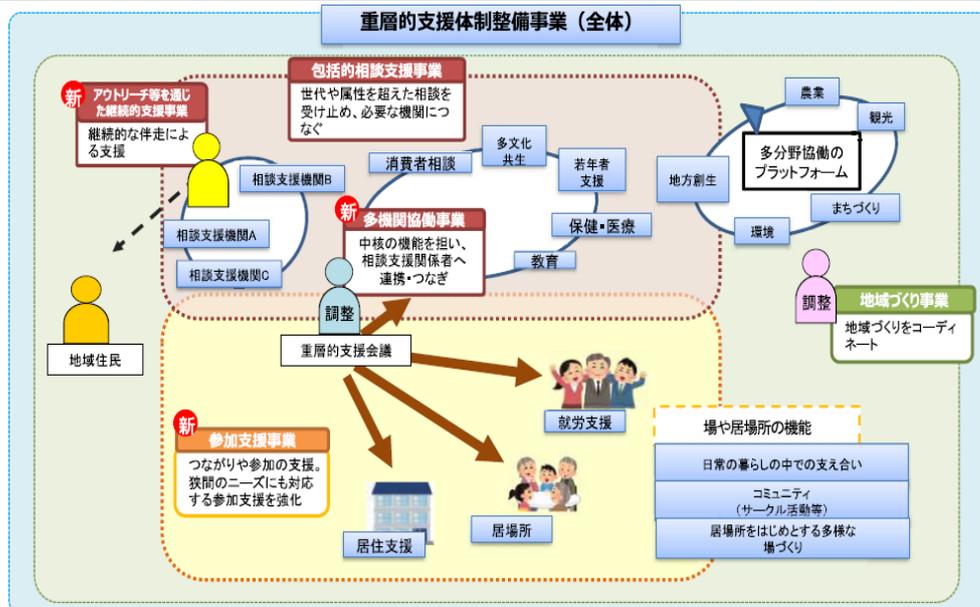
◇ 地域生活課題は、福祉・保健・医療や、その他の分野のサービスを組み合わせたり、既存の公共的サービス、民間事業所のサービス以外のNPOやボランティア等のサポートによって解決されることもあるため、多様なサービスを適切に組み合わせることのできる包括的な相談支援体制の構築が課題となっています。

◇ 社会福祉法第106条の3の規定により、市町村は包括的な支援体制を整備するよう努めることとされており、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を活用することができます。

一方で、市町村によっては、地域福祉に係る人材や専門性を十分に確保できず、担当業務も多岐にわたることから、制度運用やケース対応等にばらつきが出ていることが課題となっています。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



(資料:厚生労働省)

[基本方向]

- 市町村による包括的支援体制の整備、維持・充実が図られるよう、市町村等への支援を強化します。
- 多様な主体による連携の強化や地域の見守り体制の充実を図り、情報共有とアウトリーチを通じた早期発見・予防的対応を推進します。
- 住民が目的に応じて利用しやすいよう相談機関の情報提供を充実するとともに、相談機関の専門性の向上やネットワーク化により、包括的に相談を受け止める相談支援体制の整備を推進します。
- 相談機関や支援機関に対する研修等を充実させ、多職種での連携により、複雑事例に対応できる体制を強化します。
- 個別ニーズに基づいた支援プランを策定し、就労・住居・医療等の多面的支援を連携して提供することで、自立を促進します。

- 低所得者や緊急避難者向けの住宅支援を拡充し、住まい確保から生活支援・就労支援までを一体的に提供する体制整備で生活基盤の安定と自立を支援します。
- 農林水産業・福祉関係者の相互理解やマッチング体制などを構築し、農林水産業のユニバーサル化を促進します。
- 地域の居場所を持続可能にするための仕組みづくりや、居場所と相談支援機関をつなげるための包括的な支援ネットワークの構築を支援します。
- 福祉分野と福祉以外の様々な分野が相互理解を深めながら、分野横断的に福祉的課題の早期発見や必要な分野への迅速なつながりができるような体制づくりに努めます。

[主な取組]

① 市町村への支援

- ◎ 市町村における包括的な相談支援体制の整備を支援するため、研修会の開催や他の自治体の取組紹介、先進事例の共有、市町村間の情報共有の場づくり等を行います。

② 地域生活課題の早期発見・支援体制の充実

- ◎ 住民の立場になって相談に乗り、必要な援助を行う民生委員活動の充実を支援するとともに、地域の住民組織、団体や警察、消防などの行政機関、また民間企業等、様々な団体間の連携を図り、自治会組織単位などでのきめ細やかで積極的な見守りや支援体制の充実に努め、地域生活課題の早期発見につなげます。
- ◎ 当事者団体等との意見交換会などを実施し連携を図りながら、地域生活課題の早期発見や支援体制を充実していきます。

③ 身近な相談体制の整備

- ◎ 市町村や社会福祉協議会の広報誌、ホームページなど各種媒体を活用し、相談機関についての分かりやすい情報の提供を促進します。

◎ 民生委員児童委員協議会への支援や民生委員・児童委員の初任者研修等を通じて、住民に身近な相談者としての民生委員・児童委員の資質向上を図ります。

◎ これまで養成した市町村社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉法人等に所属する地域福祉コーディネーターが活動しやすい環境整備に努めることにより、住民に身近な相談者を増やします。

④ 専門相談機関の機能強化

◎ 高齢者権利擁護支援センターや身体障害者相談センター等の広域的に相談に応じている機関の機能を活用し、複雑・多様化する県民の相談等に適切に対応します。

◎ 県の出先機関をはじめとする相談機関が、それぞれの専門的機能を生かして市町村の福祉担当課、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の住民に身近な相談機関の支援に努めます。

⑤ 生活困窮者の自立支援体制の整備

◎ 県や市町村において、税・保険料や公共料金、住宅の担当部局等と連携した横断的な体制づくりに努めるほか、学校や教育委員会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、電気・ガス等のライフライン事業者、自治会など多岐にわたる分野との連携を促進することにより、生活困窮者を早期に発見・把握し、自立相談支援機関^{*1}に繋げます。

◎ 自立相談支援機関を中心に、雇用を担当する商工労働部局やハローワーク、地域の企業や事業所、住まいを担当する住宅部局や居住支援法人等とも連携して、生活困窮者が地域で自立した生活を営むことを包括的に支援するための体制づくりに努めます。

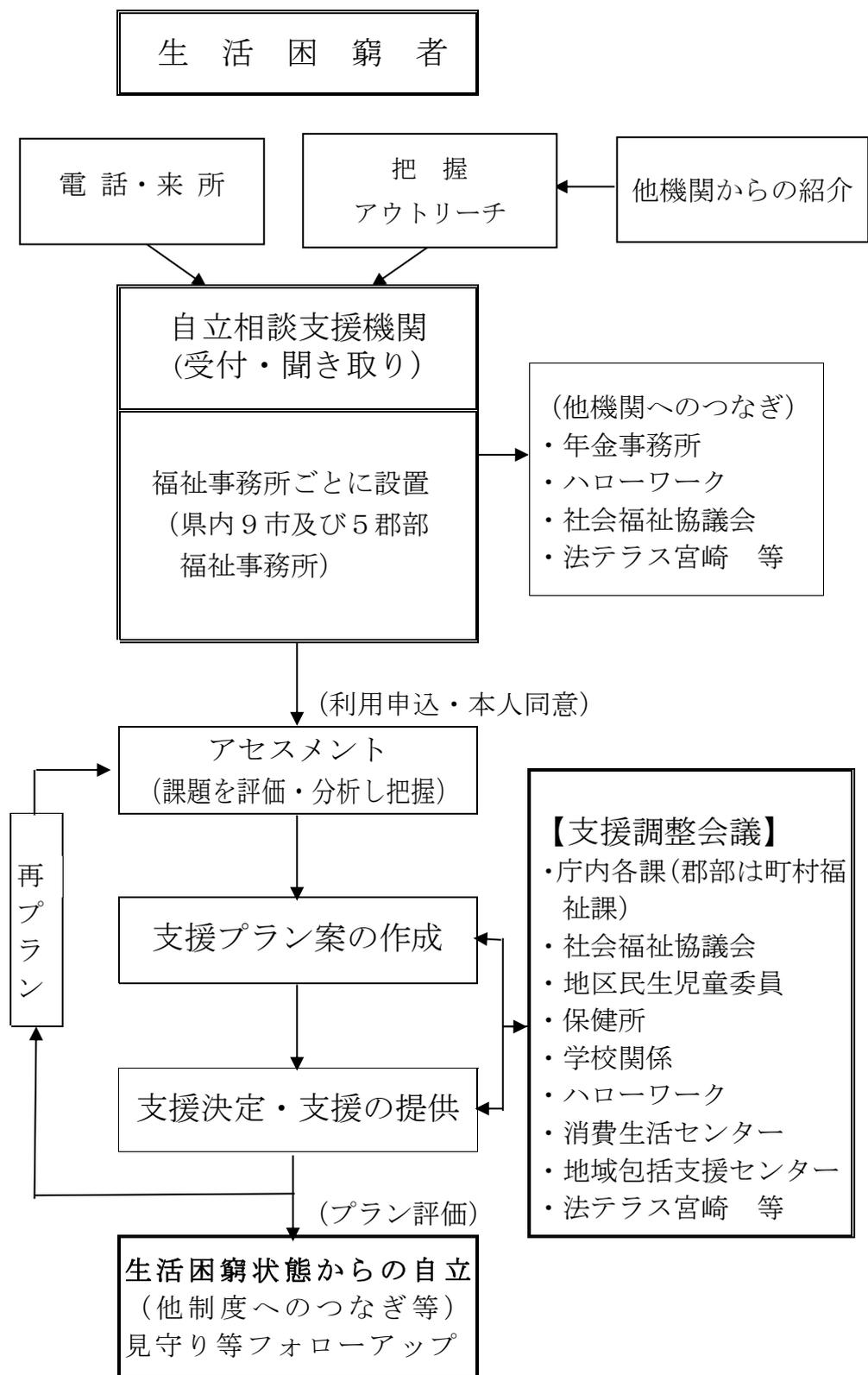
◎ 自立相談支援機関の相談支援員等について、国の実施する人材養成研修への参加と併せて、県内での研修会を開催し、資質の向上を図ります。

*1 自立相談支援機関：生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者に就労支援その他自立に関する相談等を実施するために県・市が設置している相談窓口

- ◎ 福祉、教育、民間団体等が連携し、地域の実情に応じたこどもの貧困対策の積極的な情報共有や相談・支援の充実のために、地域におけるネットワークの構築を図ります。

- ◎ 低所得者等への資金の貸付や相談支援により自立の促進を図る生活福祉資金貸付制度の効果的な運用を図るため、自立相談支援機関と社会福祉協議会の連携を強化します。

生活困窮者自立相談支援事業

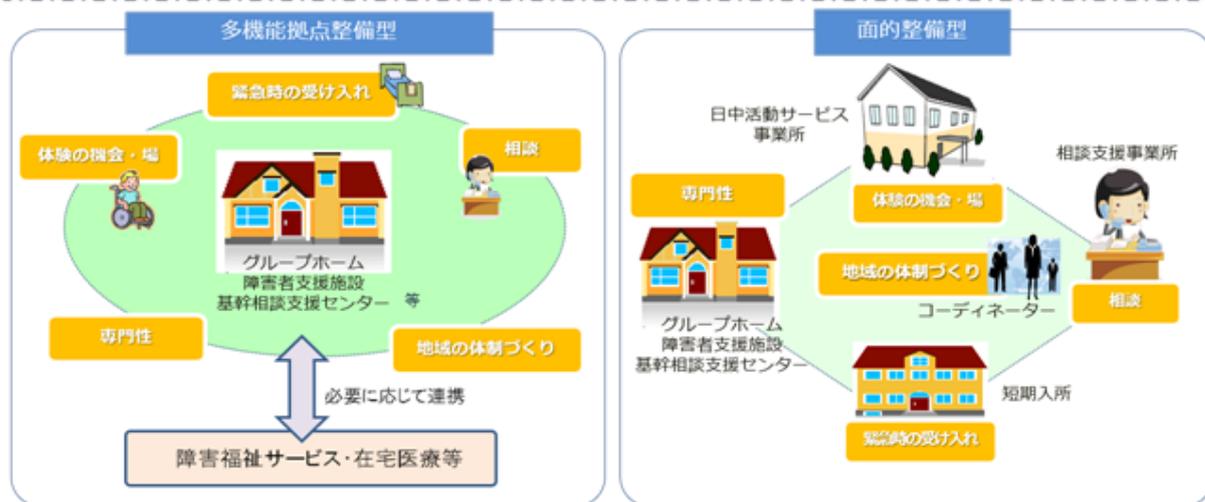


⑥ 住まいの確保や生活の安定、自立の促進

- ◎ 住宅に困窮する度合いの高い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などの世帯に対し、公営住宅入居の際の抽選倍率を優遇する措置により、入居機会の拡大を図ります。
- ◎ 低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、住宅関連団体及び福祉関係団体で構成される居住支援協議会との連携を図ります。
- ◎ 複合的な課題を抱える生活困窮者等に対し、自立相談支援機関において、本人の状況に合わせた就労支援を行うとともに、家計改善支援や住まいの確保など包括的な支援を行うことにより、自立の促進を図ります。
- ◎ ひきこもりに関する相談拠点である「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの問題で悩んでいる本人や家族等に対して相談対応を行うとともに、保健所や生活困窮者自立相談支援機関等と連携しながら、身近な地域でのきめ細かい支援に取り組みます。
- ◎ 市町村又は障がい保健福祉圏域ごとに障がい者の居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場、専門人材の確保・養成、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ) ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(資料:厚生労働省)

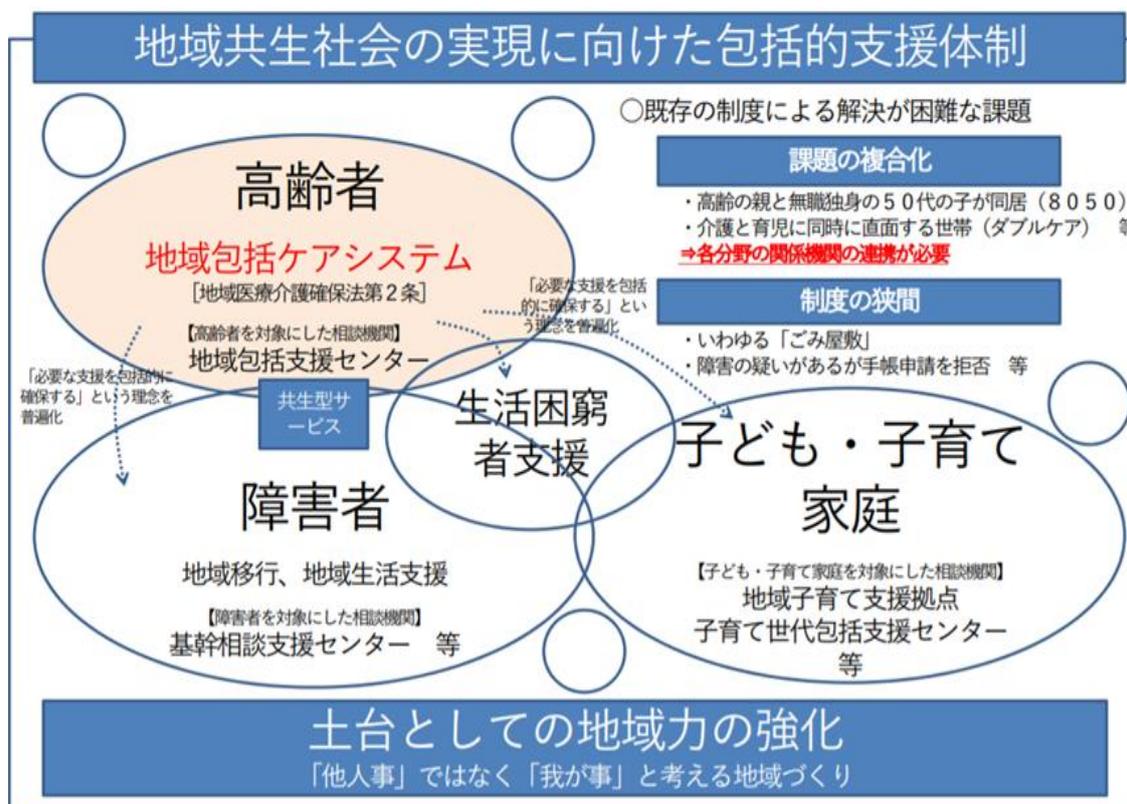
⑦ 地域における多様な居場所づくりの推進

◎ 高齢者、障がい児・者、こども、子育て中の親など世代を超えた地域住民が集い、交流する居場所づくりを促進します。

⑧ 支援の総合化の推進

◎ 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上困難を抱える障がい者やこども、生活困窮者などが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民の支え合いと公的支援が連動し、『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目ない支援の実現に努めます。

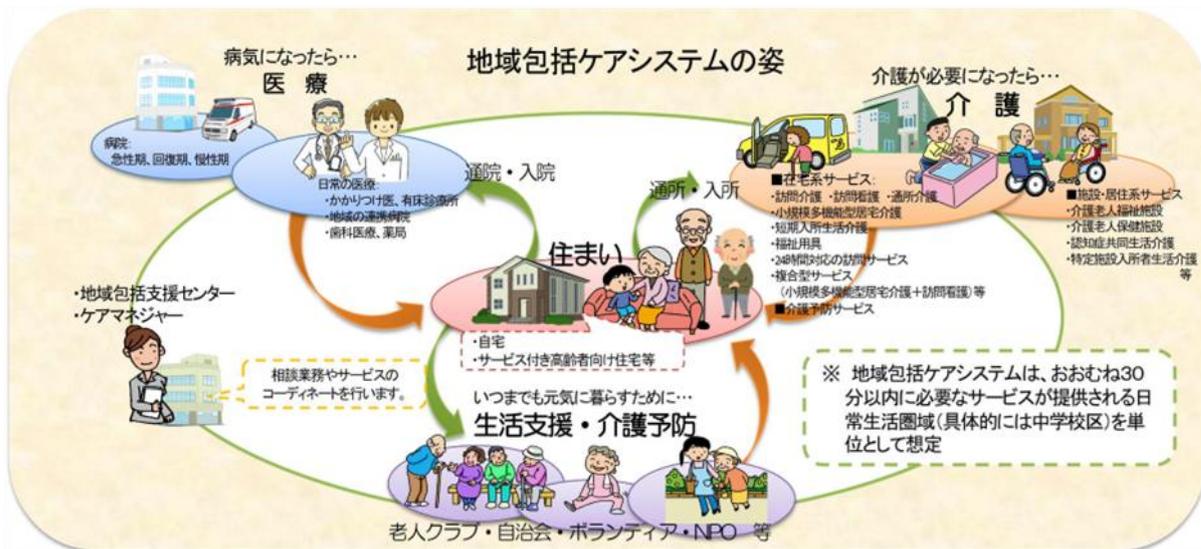
◎ 福祉・保健・医療などの関係機関の連携を強化するとともに、福祉サービスの提供事業者、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等の連携・協働を促進し、地域包括ケアシステム^{*2}等の分野横断的に相談できる体制づくりに努めます。



(資料:厚生労働省)

*2 地域包括ケアシステム:重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制

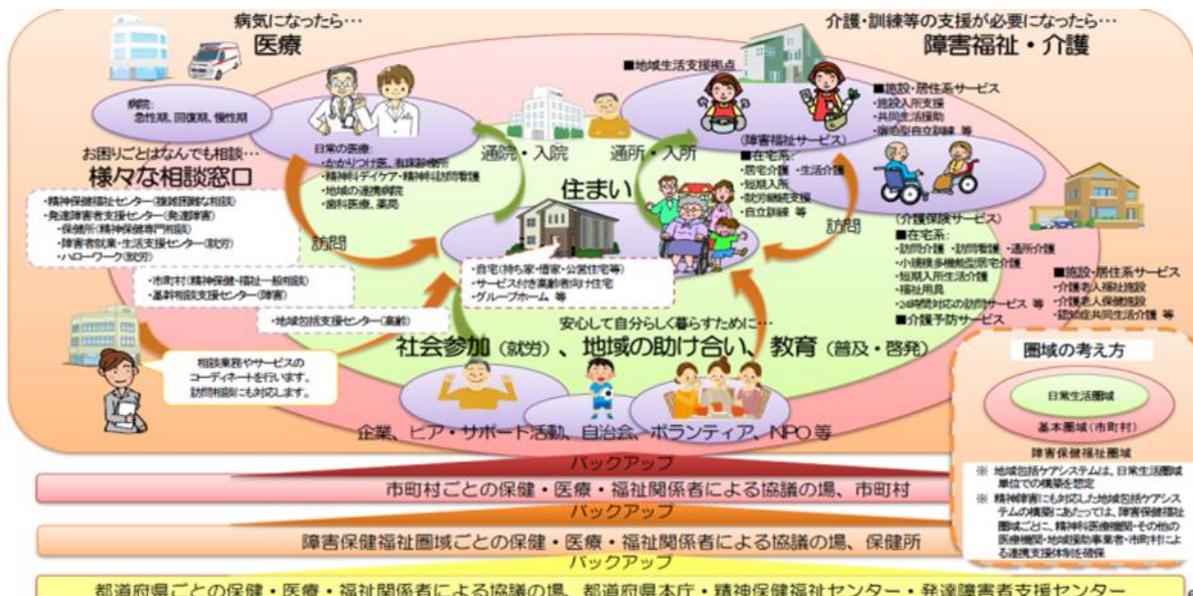
- ◎ 地域包括支援センター等において開催する地域ケア会議において、地域生活課題の解決につなげるため、専門職能団体と連携し、有効的な地域ケア会議が実施できるよう支援を行います。



(資料:厚生労働省)

- ◎ 障がい保健福祉圏域に設置している「精神障がい者地域移行支援協議会」と県レベルの協議の場として設置している「宮崎県障がい者自立支援協議会精神障がい者部会」が重層的に連携し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等による支援体制の構築に努めます。

- ◎ 退院後の精神障がい者が、地域で福祉サービスを受けながら適切な医療を受け、安心して地域生活を送ることができるよう、医療機関と連携して病状の悪化や再発に迅速かつ適切に対応する等の体制整備に努めます。



(資料:厚生労働省)

- ◎ 行政間においても、地域福祉関係各課との合同連絡会等を開催し、縦割り行政の弊害をなくす取組を推進していきます。
 - ◎ 地域生活課題が福祉以外の医療、教育、防犯、防災、交通、まちづくり等の生活の基盤となる分野と密接に関連することを踏まえ、行政間における連携体制の構築や情報共有の場づくりに努めます。
 - ◎ 県と県社会福祉協議会が緊密な連携を図り、効果的な地域福祉推進施策の構築に努めます。
- ⑨ 福祉以外の分野との連携・協働
- ◎ 複数の集落が相互に連携・補完し合いながら、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保する仕組みづくり(宮崎ひなた生活圏づくり)を市町村と連携して進めます。
 - ◎ 地域住民が主体となって、地域住民や地元事業主体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を行う地域運営組織^{*3}の形成や人材育成等に市町村と連携して取り組みます。
 - ◎ 農林水産業・福祉関係機関で構成する農福連携推進組織を中心に、県内各地域において農作業見学会や就農体験会、マッチング会等を実施し、相互理解を深めながら農福連携の実現を図ります。

*3 地域運営組織:地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織とされ、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、生活支援や子育て支援、地域産業の振興や財産管理等を実施している組織。地域運営組織の立ち上げに関しては、自治会等の地縁的な組織だけでなく、婦人会や、高齢者クラブ、消防団、PTA、NPO、商工団体などの様々な地域団体や、多様な能力・経験を持つ人材が参画することがポイントとなる。

イ 災害に備えた福祉の支援体制づくり

[現状と課題]

- ◇ 災害時に福祉的配慮を要する災害時要配慮者については、事前からの備えが重要です。一方で、災害時に自ら避難できない人(避難行動要支援者)が、具体的な避難先や避難方法、必要な物資を事前に計画しておく個別避難計画は、市町村が作成することが、努力義務となっていますが、令和7年8月時点の策定率は14.6%と、十分には進んでいない状況です。
- ◇ 大規模災害においては、地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、生活機能の低下や要介護度の重症化などの二次被害が生じている場合があります。
また、これらの方が避難生活終了後、安定的な日常生活へと円滑に移行するためには、早期の段階からニーズを的確に把握し、生活機能の維持を支援する体制の構築が必要です。
- ◇ 市町村が設置・運営する福祉避難所については、実際の運営に必要な人員配置、設備、備品などの検討が十分に進んでいないところもあります。
また、今後、南海トラフ地震が発生した場合、避難所の要配慮者が約4.3万人、1週間後には約5.2万人と想定されているため、あらかじめ確保されている指定・協定の福祉避難所だけでは不足することが考えられます。
- ◇ 令和7年6月の災害救助法の改正により、災害時の救助の対象に「福祉サービスの提供」が追加されました。更に、災害福祉の支援の範囲としては、避難所で生活する要配慮者だけでなく、被災住宅や車中泊等、避難所以外での避難生活者に対しても支援を行うこととされています。
これに伴い、災害時の要支援配慮者の生活支援等を行う災害福祉支援チーム「DWAT」は、更に範囲を広げた救助活動を行うことが求められています。
- ◇ NPO やボランティアは被災者支援で重要な役割を果たすため、平時から様々な備えや訓練等を行い、いざ災害が発生した際には、円滑に活動ができるような環境を整備することが重要です。そのためにも、南海トラフ地震をはじめとする、様々な大規模災害を想定して、多様な支援活動を受け入れられるよう受援体制の構築に取り組む必要があります。

- ◇ 大規模災害時に、県災害対策本部が設置される場合又は福祉保健部長が必要と認める場合に、「宮崎県保健医療福祉調整本部(本部長:福祉保健部長)」が設置され、保健医療福祉チームの派遣調整、保健医療福祉活動に係る情報の連携、整理及び分析等の総合調整を行います。
各地域においても「地域保健医療福祉調整本部(本部長:保健所長)」が設置され、所管地域において同様の業務を行います。

[基本方向]

- 市町村と関係機関が連携し、災害時避難の支援を要する住民の把握と同意に基づく個別避難計画の策定支援を強化し、策定率の向上に努めます。
- 福祉避難所を所管する市町村が福祉避難所の指定や、災害時の福祉避難所の設置・運営等ができるよう、運営マニュアルの周知や助言を行うとともに、大規模災害時の広域避難の在り方について、関係機関と継続的に協議します。
- 災害救助法の改正に伴い、DWAT の活動範囲拡大に対応するため、事務局体制やチーム対応力の更なる強化を図ります。
- 多様な被災支援団体が円滑に活動できる受援体制の構築を進めます。
- 県の保健医療福祉調整本部の機能を充実させ、情報共有・調整・分析能力を強化し、保健・医療・福祉・その他各分野の関係機関の連携・協力により、迅速かつ総合的な災害対応を図ります。

[主な取組]

- ① 地域住民の防災意識の醸成
 - ◎ 防災士出前講座や防災教育の実施により、地域住民の「災害に対する備え」に関することなど防災意識の啓発と醸成を行います。

② 地域における要配慮者への支援

- ◎ 宮崎県地域防災計画に基づき市町村や関係機関と連携し、平常時から高齢者や障がい者などの災害時における要配慮者の避難支援体制の整備に努めます。
- ◎ 障がい者が必要とする情報等を掲載した防災マニュアルの普及・啓発に取り組みます。
- ◎ 自然災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう市町村行政職員向けの研修会等を行います。
- ◎ 自然災害の発生により住家被害があった被災者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」に基づく支援金や国の被災者生活再建支援制度等により、被災者の生活再建を支援します。
- ◎ 災害時に社会福祉施設間で相互に人的・物的応援を行う「宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定」により、要配慮者への支援ネットワークの充実に努めます。

③ 福祉避難所^{*4}の運営体制の整備促進

- ◎ 市町村が高齢者等入所施設等と連携して行う、災害時の福祉避難所のさらなる指定を促進します。

④ 災害福祉支援ネットワークの強化

- ◎ 災害福祉支援ネットワーク強化のため、災害福祉支援ネットワーク協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。
- ◎ 災害時の福祉支援体制を整備するため、災害派遣福祉チームの登録員数の増加を目指し、登録員研修を実施します。

*4 福祉避難所：高齢者、障がい者、妊産婦、外国人住民等の要配慮者に対して、バリアフリー化されているなど特別な配慮をしている避難所

⑤ 災害時におけるNPO・ボランティア等の支援

- ◎ 日本赤十字社宮崎県支部や県社会福祉協議会、災害中間支援組織等と連携しながら、災害ボランティアに対する具体的な指示や支援者間の調整を的確に実施できるリーダー的役割を担う人材の育成に努めます。
- ◎ 県及び市町村の防災訓練における災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や、災害ボランティアセンターの立ち上げ支援などを行い、災害に備えたボランティアの受入れ・派遣体制の整備を図ります。
- ◎ NPO・ボランティア等による被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、県、県社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体等の円滑な連携・協働体制の構築を図ります。

⑥ 保健医療福祉活動における連携体制の構築

- ◎ 保健医療福祉調整本部の定期的な会議開催や訓練の実施により、各保健所、市町村及び関係団体との連携体制の構築を図ります。
- ◎ 災害時に保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部要員への研修を実施し人材育成に努めます。

ウ 利用者に寄り添った福祉サービスの充実

[現状と課題]

◇ 福祉サービスは、内容が複雑で理解が難しい面がある一方、制度が措置から契約に移行したことにより、住民自らサービスを選択し、利用しなくてはならないため、分かりやすい情報提供が課題となっています。

◇ 福祉サービスに関する苦情解決については、福祉サービス事業者における苦情解決体制の整備や、事業者が解決困難な苦情に対処するための中立公正な福祉サービス運営適正化委員会(県社会福祉協議会に設置)の整備がなされています。

また、福祉サービス事業者に対して利用者は苦情や不満を表明しにくい面もあることから、今後、苦情解決制度については、一層の周知を図るとともに、体制の充実に努める必要があります。

◇ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の十分でない人を支援する成年後見制度は国の「成年後見制度利用促進基本計画」に沿って推進され、市町村には成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるため、地域連携ネットワークを構築し、その中心となる中核機関を整備することが求められています。

一方で、中核機関は法的根拠がないため、関係機関との連携・協力で課題があり、その役割や位置付けについて、国の報告書が示されました(※)。

※令和7年12月 厚生労働省「社会保障審議会福祉部会報告書」

◇ 判断能力の不十分な方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用のサポートや金銭管理を行う、日常生活自立支援事業は成年後見制度を補完する事業であり、これらが一体となった権利擁護体制の整備を図る必要があります。

◇ 身寄りのない高齢者等についても、金銭管理や死後支援等、相談窓口の在り方や支援策の在り方、地域で支える体制が課題となっており、国の報告書が示されました(※)。

※令和7年12月 厚生労働省「社会保障審議会福祉部会報告書」

- ◇ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、福祉サービスを提供する社会福祉法人等の健全な運営基盤の確保と、利用者が適切なサービスを選び、権利が守られる体制の整備が不可欠です。
- ◇ 一方で、特に中山間地域など、人口減少やスタッフの人材不足等、厳しい経営環境の中で、福祉サービスの提供を維持することが困難となる地域もあることから、福祉サービス事業者の安定的な運営の確保も必要です。
- ◇ 社会福祉法人は、利用者との契約による福祉サービス提供の大半を担っているため、円滑な経営の確保、コンプライアンス(法令遵守)の徹底が課題であり、県では関係法令等に基づき社会福祉法人、社会福祉施設を対象に指導監査を実施するとともに、県社会福祉協議会が社会福祉法人経営支援事業を実施し、社会福祉法人が行う施設経営全般の質の向上を図る取組に対し、専門家による指導・援助体制を整えています。
- ◇ また、福祉サービスは、従来の措置から契約による利用制度へと移行したことから、利用者はより質の高い福祉サービスを選択するため、社会福祉法人をはじめとした福祉サービス事業者は、常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努める必要があります。
- ◇ 福祉サービスの第三者評価は、福祉サービス事業者の問題点の把握や、サービス向上の促進につながるとともに、評価結果の公表が、利用者の事業者選択のための有効な情報になりますが、受審している施設数が低い状況にあります。

[基本方向]

- 市町村や福祉サービス事業者による適切な情報提供を促進するなど、利用者の立場に立った分かりやすい情報提供に努めます。
- 福祉サービスに関する苦情解決のための体制の周知を図るとともに、事業者自身の苦情解決体制の整備を促進します。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発及び利用促進を図るなど、利用者等の権利の擁護に努めます。
- 県の実施する指導監査や社会福祉法人経営支援事業等により福祉サービス事業者の健全な経営の確保に努めます。

- 福祉サービス第三者評価について、評価調査者の養成等による評価機関の機能充実を行うとともに、制度普及を図り、受審数の増加に努めます。

[主な取組]

① 福祉サービス情報提供の充実

- ◎ 市町村や社会福祉協議会の広報誌、ホームページなど各種媒体を活用した分かりやすい福祉サービス情報の提供を促進します。
- ◎ 県や県社会福祉協議会のホームページで提供している福祉保健サービス情報の充実を図ります。
- ◎ 利用者が安心して福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス事業者のサービス実施体制や、財務状況等について積極的な情報提供を促進します。
- ◎ 「介護サービス情報の公表」制度による情報提供を推進します。

② 苦情解決体制の充実

- ◎ 県や県社会福祉協議会のホームページ等の各種媒体を活用して、苦情解決制度の県民への周知を図ります。
- ◎ 苦情に対する適切な解決がサービス向上につながることについて、福祉サービス提供事業者の理解を促進し、苦情受付担当者の配置、第三者委員の設置など、事業者内での苦情解決体制の整備につなげます。また、苦情に対し迅速・誠実に対応するよう指導します。
- ◎ 市町村等関係機関と連携し、円滑な苦情処理が行われるよう努めるとともに、福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決機能の充実を図ります。

③ 福祉サービス利用者等の権利の擁護の推進

- ◎ 認知症高齢者や障がい者などが福祉サービスを適切に利用し、地域で自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の実施体制の充実を図ります。
- ◎ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発を図るなど、利用者等の権利の擁護に努めます。
また、身寄りのない高齢者への支援の在り方について、今後研究してまいります。
- ◎ 福祉サービス事業所において利用者が虐待などにより権利を侵害されないよう、権利擁護の意識に関する啓発、指導を推進するとともに、施設職員等に対する人権や権利擁護に関する研修を充実します。
- ◎ 高齢者や障がい者に対する虐待のうち、対応が困難な事例については、県弁護士会及び県社会福祉士会の会員から構成される「高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム」を市町村に派遣するなど、専門的な知識やノウハウ等に基づいた業務支援を行い、高齢者や障がい者の人権を擁護します。
- ◎ 市町村が実施する市町村申立て、地域連携ネットワークの構築、中核機関機能の強化などの成年後見制度利用や地域包括支援センターが実施する権利擁護に関する取組について、弁護士や社会福祉士等の専門職、家庭裁判所等の関係機関と連携しながら支援します。
- ◎ 高齢者権利擁護支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターからの相談に応じるとともに、市町村職員を対象とする市町村申立て手続き等に関する研修、法人後見業務を行う社会福祉協議会や中核機関の職員を対象とする法人後見専門員育成研修等を実施し、関係職員の資質の向上を図ります。
- ◎ 成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見の担い手となる市民後見人を養成するとともに、市町村と連携し、市町村社会福祉協議会等による法人後見受任体制の整備を促進します。
また、制度を効率的・効果的に実施できるよう、単独市町村では体制整備が困難な場合は、広域的な後見実施体制の検討も市町村に働きかけていきます。

- ◎ 障がい者への障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供などについて普及啓発を推進するとともに、障がいを理由とした差別に関する相談及び紛争解決のための体制を整備し、障がい者への差別解消を推進します。
 - ◎ どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立ち、国が示す障害福祉サービスや認知症、成年後見制度等の様々な意思決定支援ガイドラインに基づいて、市町村や関係機関と連携しながら意思決定支援に係る取組を行います。
- ④ 福祉サービス事業者の健全かつ安定的な運営の確保
- ◎ 県の指導監査を通じ、社会福祉法人の運営を決定する理事会の適正な運営や情報公開等による透明性の確保等、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正運営の基本となる事項の徹底を図るとともに、運営全般について助言、指導を行い、適正な法人・施設運営の確保を図ります。
 - ◎ 県の指導監査を通じ、苦情解決の仕組みの定着、利用者への積極的な情報の提供等利用者を主体とする施設運営を指導し、利用者主体の施設づくりを支援します。
 - ◎ 県社会福祉協議会が行う社会福祉法人等に対する経営支援や研修会等の充実を図り、社会福祉施設運営全般の質的向上に努めます。
 - ◎ 市が監査を実施している社会福祉法人について、適切な運営確保を図るため、広域的な立場で、市職員の研修や市が実施する指導監査の助言等による支援を行います。
- ⑤ 福祉サービスの質の向上
- ◎ 福祉サービス第三者評価について、評価調査者の養成等による評価機関の機能充実を行います。また、評価基準や評価機関の認証等評価の仕組みの周知を図るとともに、福祉サービス事業者への啓発を行い、その利用を促進します。

- ◎ 地域密着型サービス^{*5}の自己評価及び外部評価の適正な実施を図ります。

*5 地域密着型サービス:介護保険制度改正に伴い、平成18年4月から導入されたサービスで、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、住み慣れた自宅や地域での生活を支援するサービス

エ 市町村地域福祉計画への支援

[現状と課題]

- ◇ 社会福祉法第108条の規定により、県は、市町村が地域福祉を推進するために策定した地域福祉計画の達成を支援します。
- ◇ 全ての市町村において地域福祉計画は策定されているものの、市町村の中には、具体的な成果指標や定量的な目標を立てていなかったり、先進事例の共有や意見交換の場を求める意見があり、各市町村が地域福祉を円滑に推進するには、更なる支援が必要となります。
- ◇ 地域を取り巻く環境が大きく変化し、生活環境が複雑・多様化するなか、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現がますます重要です。そのためには、地域で目指す「あるべき姿」を明確にし、現在とのギャップを的確に把握しながら、多様な主体で連携し、「あるべき姿」に近づけていくことが大事になります。

[基本方向]

- 市町村地域福祉計画が着実に推進されるとともに、それらの取組が確実に地域共生社会の実現につながるような支援に努めます。
- 地域福祉活動の先進事例等の紹介を行うとともに、活動拠点の確保やモデル的取組への支援を行い、地域福祉活動の県内各地への展開に努めます。

[主な取組]

- ◎ 先進事例等の情報提供や技術的助言等を行い、市町村地域福祉計画の推進を支援するとともに、計画の進行管理や進捗状況の評価手法について助言を行います。
- ◎ 市町村地域福祉計画の策定及び推進にあたっては、市町村行政の庁内各関係課連絡会などの組織編成に関する取組を把握し、情報提供を行いながら、推進体制の確立に向けて支援していきます。

(2) なかまと共に

～誰もが役割を持ち、地域共生社会をともに実現する人づくり

ア 地域共生社会の意識醸成

[現状と課題]

- ◇ 高齢化や人口減少の進行に加え、個人の価値観やライフスタイルの変化等を背景に、地域住民同士の連帯感や家族機能の低下が進み、地域コミュニティにおける支え合いの基盤が弱体化しています。
- ◇ 人口減少の波は、多くの地域コミュニティで社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、空き家や商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。
- ◇ 地域コミュニティの存続が危ぶまれる中、人口減少を乗り越えて行く上で、それぞれの領域を超えてつながり、地域コミュニティ全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。
- ◇ さらに、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。(孤独・孤立、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題など)
- ◇ このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う社会をつくるためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の意識醸成に取り組む必要があります。
- ◇ 地域住民や企業・団体全てが地域共生社会の実現を図る一員として活躍するためには、主体性を持ちながら地域に関わっていくことが不可欠です。
そのためには、誰もが地域共生社会を実現する当事者であるという意識を持って、お互いを支え、敬い、励まし、応援するといった前向きで温かな心を持ちながら、絆を深めていくことが大切です。

[基本方向]

- 誰もが地域共生社会の実現を図る一員であることを認識し、自分らしく幸せに暮らせるよう、お互いの立場を慮り絆を深める取組を推進します。
- 当事者本人が主体的に希望を表明し、その実現に向けて行動できるよう、当事者の参画・自己決定・多様性の尊重を確保する取組を推進します。
- 各種広報媒体を活用した広報、各種福祉のイベントやフォーラム、あるいはボランティア体験など様々な機会を設け、県民に対する「誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う」意識高揚に努めることで、地域共生社会の実現を目指します。
- 教育委員会と連携し、学校での福祉教育の推進、福祉教育に携わる指導者の育成等を進めるとともに、児童・生徒の福祉への理解と関心を高めていきます。

[主な取組]

- ① 地域共生社会の普及啓発
 - ◎ 本計画で掲げる「誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う、持続可能な地域共生社会の実現」という基本理念を広く県民に啓発し、県民一人ひとりがいい意味での「おせっかい」の気持ちを持って一歩踏み出すこと、また、そのような「おせっかい」を受け入れる意識の醸成を図ります。
 - ◎ ホームページや社会福祉協議会の広報誌などの活用や福祉イベントなどの開催を通じて、県民の地域共生社会に対する理解を促進します。
 - ◎ NPOやボランティア団体と連携し、福祉、自然・環境、まちづくりなど様々な工夫をこらしたボランティア体験の機会を提供し、県民のボランティア活動への参加ときっかけづくりを支援します。
 - ◎ 地域住民同士が自発的につながり支え合うことで、絆を深めながら主体的に自己実現を図りつつ、地域生活課題を解決する先行事例等について、関係団体や県民に広く情報提供するとともに、他地域への事業展開を支援します。

② 福祉教育を通じた地域共生社会の推進

- ◎ こどもから高齢者まで、生涯を通じた福祉教育を進めます。
- ◎ 学校教育における地域との協働学習や交流の充実を通して、共に支え合う地域社会の実現を目指した福祉教育の取組を進めます。
- ◎ 学校教育現場における福祉教育活動を支援するため、福祉関係者を講師として斡旋します。
- ◎ 福祉教育に携わる指導者の資質向上を図るため、教職員等を対象にした福祉教育セミナーの充実を図ります。

イ 地域福祉を推進する人材確保と資質の向上

[現状と課題]

◇ 地域住民が様々な地域生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のためには、地域福祉を推進する人材のさらなる確保が求められています。

◇ また、地域生活課題に対する福祉サービスへのニーズが多様・高度化する中、福祉人材のさらなる資質の向上を図り、良質なサービスの提供に努めていく必要があります。

(民生委員・児童委員)

◇ 民生委員・児童委員は、地域生活課題の相談に対し、必要に応じて関係行政機関等につないだり、また、福祉サービスの情報を提供するなど、住民に最も身近な支援者として地域福祉推進の重要な役割を担っており、約2,500名の方が県内各地で活動しています。

◇ 長期欠員地区が存在することから、民生委員・児童委員の推薦方法の見直しや、民生委員・児童委員個々の負担軽減を図るよう検討する必要があります。

◇ 地域の福祉的な課題が複雑・多様化する中で、介護保険制度や障害者総合支援法など福祉施策の充実も図られており、これまで以上に福祉施策等に関する知識の習得など民生委員・児童委員の資質向上が求められています。

(社会福祉事業従事者)

◇ 少子・高齢化の進展に伴い、福祉サービスへの需要が増大している一方で、福祉サービスを担う人材不足が深刻化しており、福祉人材を安定的に確保するとともに、質の高い福祉サービスの確保が重要となっています。

◇ 社会福祉従事者の人材不足の要因のひとつに離職率の高さがあります。職場環境を整備し、働きがいや魅力のある職場とし、離職率を下げ定着させることが課題です。

◇ 県においては、福祉人材センターを設置し、就労相談、無料職業紹介や就職説明会等を行い人材の確保に努めるとともに、社会福祉研修センターで社会福祉事業従事者等を対象に専門的知識・技術の向上のための研修等を行いその資質向上に努めています。

さらに、介護福祉士等の資格を有しながら、その業務に従事していない潜在的有資格者に就業を促し、職場への復帰定着を図ることが求められます。

◇ また、民間企業やNPO等福祉サービス提供事業者の多様化が進んでおり、県民がどの事業者を選択してもサービスに満足が得られるよう、その質の向上が求められています。

(行政職員)

◇ 市町村は住民に最も身近な行政主体として、地域福祉推進の主導的役割を担っており、市町村の担当職員には、地域の現状やニーズを的確に捉え、分析・評価し、具体的な施策として立案できるような企画力や、計画実施に向けた調整能力など総合的な力を高めていくことが求められています。

また、課題が複合化・複雑化する中で、地域福祉担当だけでなく、まちづくりや防災、交通等の福祉以外の分野との連携が不可欠です。

(社会福祉協議会職員)

◇ 社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を目的とする団体」と位置付けられ、地域福祉推進の中核的な役割を担っていることから、職員には、地域住民やボランティア団体との調整など、地域福祉推進におけるマネジメント能力を一層高めていくことが求められています。

[基本方向]

(民生委員・児童委員)

□ 民生委員・児童委員が、地域の中で活動しやすい環境を整備します。

□ 民生委員・児童委員に対する様々な研修を通して、資質の向上を図ります。

(社会福祉事業従事者)

- 社会福祉施設での体験学習等による福祉の職場に対する理解を促進するとともに、ハローワーク等と連携を図りながら就労斡旋を行うなど、人材の安定的確保に努めます。
- 新任職員、中堅職員、管理者など階層毎やテーマ別、課題別研修を行い、専門知識や技術力の向上に努めます。
- サービス向上の観点から福祉サービスを提供する民間企業等の従事者への研修の実施について検討を行います。

(行政職員)

- 地域福祉担当行政職員に対し、地域福祉を推進する上で必要となる地域住民のニーズや福祉的課題等の把握、具体的な施策への反映など、企画・立案やマネジメント能力を高めるために必要な研修を行うなど資質の向上に努めます。
- 地域福祉の推進にあたり、福祉分野以外との連携・協働が重要となるため、他分野に従事する行政職員に対する地域福祉に係る理解促進を図ります。

(社会福祉協議会職員)

- 地域の福祉的な課題が複雑・多様化する中で、社会福祉協議会職員に対し、地域生活課題や新たな課題等を解決するために必要な関係機関との調整手法など、地域福祉推進のマネジメント能力を高めるとともに、具体的な地域福祉活動を進める実践力を高めていくために必要な研修を行うなど資質の向上に努めます。

[主な取組]

- ① 民生委員・児童委員の確保と資質向上
- ◎ 県民へ向け、民生委員・児童委員の役割の大切さを伝え、「ともに支え合い、助け合う」意識の醸成を図ることで、民生委員・児童委員の担い手確保につなげます。

- ◎ 民生委員・児童委員の欠員地区をなくすために、民生委員・児童委員関係者からだけでなく、NPOやボランティア団体などの多方面から幅広く人材が得られるような推薦方法の見直しを支援します。
 - ◎ 福祉協力員^{*6}の配置など民生委員・児童委員の活動をサポートする仕組みづくりの取組を支援します。
 - ◎ 民生委員・児童委員の活動に対する理解を深めるため、行政による積極的な広報活動を行うとともに、自治会や地域の団体等と連携がとれるよう民生委員・児童委員活動の理解促進に努めます。
 - ◎ 新任民生委員・児童委員を対象に、民生委員・児童委員としての役割や心構えなどの基本的事項や各種福祉制度などについての研修を実施します。
 - ◎ 地区民生委員児童委員協議会の会長、主任児童委員などを対象に、人権に関する研修や専門研修を実施します。
 - ◎ 県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会と必要に応じて意見・情報交換を行い、モデル的な地域福祉活動の情報を提供するなど、民生委員・児童委員活動を支援します。
- ② 福祉人材の確保及び育成
- ◎ 社会福祉や福祉職場についての理解促進を図るため、マスメディアや情報誌などによる情報発信、社会福祉施設での職場体験学習等を行い、福祉・介護職のやりがいや魅力を県民に広く伝えます。
 - ◎ 介護人材の確保・定着を促進するため、職員の人材育成及び職場環境等の改善に取り組む介護サービス事業者に対する認証制度を実施します。
 - ◎ 福祉職場への就労促進を図るため、福祉人材センターとハローワーク等関係機関が連携して就職説明会を開催します。
特に、潜在的有資格者に対する再就労や、学生等に対する就労の促進に努めます。

*6 福祉協力員：主な活動として民生委員・児童委員をサポートする地域住民。各市町村の判断で設置されているため、役割や名前等が異なっている場合がある。...

- ◎ 県社会福祉研修センターにおいて、事業所と連携した福祉人材定着のための段階的・体系的な人材育成研修や、テーマ別、課題別研修等を実施するなど、社会福祉事業従事者のキャリアデザイン支援及び資質向上に努めます。
- ◎ 福祉現場において、従事者が意欲を持って働けるような環境の充実を図るため、福祉サービス事業者等に対し、労務管理、人事管理等の研修を実施します。
- ◎ 民間企業等の福祉サービス事業者については、職員の資質向上のために、国や県等が主催する研修を積極的に受講するよう、関係機関と連携しながら経営者に働きかけます。

③ 行政職員の資質向上

- ◎ 新任行政職員に対して、福祉行政を取り巻く諸課題、住民参画など地域福祉の基本的事項に関する研修や、企画力、マネジメントなどの総合的な能力を高めるための研修を実施します。
- ◎ 住民の福祉ニーズを的確に捉えるための座談会やワークショップの進め方など具体的手法の習得のための研修を実施します。
- ◎ まちづくりや防災等、他分野に従事する行政職員に対し、様々な機会を捉えて、地域福祉に係る理解促進のための情報提供・情報共有を行うとともに、地域課題解決のための分野横断的な連携体制の構築に努めます。

④ 社会福祉協議会職員の資質向上

- ◎ 福祉ニーズの把握や課題解決のための関係機関との調整など、地域福祉活動計画をマネジメントする能力を高めるとともに、住民等と共に地域福祉を具現化する実践力を高めるための研修を実施します。

ウ 地域福祉を担う人材育成

[現状と課題]

- ◇ 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しているなか、地域社会を持続していくためには、地域福祉を支える担い手の育成や地域住民を含めた多様な担い手との協働・連携がこれまで以上に求められます。
- ◇ 地域福祉を推進する上で、地域住民とともに、様々な地域福祉活動を展開するリーダーの役割には非常に大きなものがあります。
このため、県では、平成19年度から地域福祉コーディネーターを養成しており、令和5年度に制度をリニューアルし、更新制となって以降、これまでに257名の地域福祉コーディネーターが誕生しています。
- ◇ 地域福祉コーディネーターやそれ以外の生活支援コーディネーター等の担い手が地域のニーズに応じて活躍できる仕組みづくりや地域の実情に応じた生活支援サービスの創出も促進していく必要があります。
- ◇ NPO・ボランティアの活動分野は、福祉・保健・医療分野をはじめとし、幅広く専門性を持っており、地域福祉の担い手として重要な役割を果たしています。
- ◇ 令和7年6月1日現在、市町村社会福祉協議会(ボランティアセンター)に登録されているボランティア団体は、1,913団体、ボランティアの人数は119,984人となっています。また、令和6年度末現在の県内のNPO法人数は、439法人となっています。
- ◇ 人口減少・少子高齢化が進展する中、NPO・ボランティアの役割は今後ますます大きくなり、地域福祉の担い手としてさらに力が発揮できるよう養成や活動の支援を行う必要があります。
- ◇ 県及び市町村の社会福祉協議会は、その区域内の地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域福祉推進の中核的役割を担っています。
- ◇ 県社会福祉協議会は、地域福祉に関する調査・企画、社会福祉関係団体等のネットワーク化や福祉人材の確保・育成のほか、社会福祉事業の経営に関する指導・助言、NPO・ボランティア等の育成・支援、市町村社会福祉協議

会への支援など、各市町村にまたがる広域的な観点から地域福祉を推進しています。

◇ 市町村社会福祉協議会は、住民に最も身近な地域で活動しており、住民からの心配事相談や配食サービスなど様々な福祉サービスを行っているほか、ボランティア活動や福祉教育の支援など、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

◇ 社会福祉法人に求められる地域貢献の活動について、これまでに培ったノウハウを活かしながら、地域福祉推進の民間のリーダーとして取り組んでいけるよう、社会福祉協議会の機能の一層の充実強化に努める必要があります。

◇ NPO・ボランティアや自治会組織、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会など多様な団体が様々な地域福祉活動を行っているため、支援団体間のネットワーク化を図り、効率的な支援を行うことが求められています。

◇ こども避難所としてガソリンスタンドや事業所の開放、企業の地域貢献としての清掃作業や施設でのボランティア活動等企業などの社会貢献活動が広がりを見せています。

今後、企業や団体などを地域福祉の新たな担い手として位置付け、その活動を促進していく必要があります。

◇ 社会福祉法人が、地域のサロン活動に施設の栄養士を派遣し相談に応じたり、地区公民館で認知症や介護についての講座を開いたり、子育て支援を行うなど、社会貢献活動を展開しており、少しずつ広がりを見せています。

◇ 地域の福祉的な課題が複雑・多様化する中で、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人が果たす役割は非常に重要なものがあります。

今後、社会福祉法人の優秀な人材や専門的な知識・技術等を地域に展開していく等の地域貢献活動を進めていくことが求められています。

[基本方向]

- これまで養成した地域生活課題を解決するために利用できる多くの手段・情報等に精通した地域福祉コーディネーターが地域で活動しやすい環境づくりやさらなる資質向上を図るためのスキルアップ研修等の充実に努めます。
- 生活支援コーディネーターや認知症サポーター等の活動を支援し、市町村の取組を支援します。
- NPOやボランティア活動に関する啓発や人材育成等への支援を行い、その活動の活性化を図ります。
- 県社会福祉協議会は、広域の地域福祉の推進・支援機関として、また、市町村社会福祉協議会は、市町村内の地域福祉の推進・支援機関として、多様な機能が果たせるよう充実強化を図ります。
- 社会福祉貢献活動の取組を企業・団体に紹介するなど、その社会貢献活動の促進に努めます。
- 社会福祉法人の地域福祉活動について普及啓発するなど、社会福祉法人の地域展開を促進します。

[主な取組]

① 地域共生社会を支える担い手の活動の促進

ア 地域福祉コーディネーター

- ◎ 養成した地域福祉コーディネーターの更なる資質向上を図るためのスキルアップ研修を行うとともに、新たな地域福祉推進のリーダーとなる人材育成を推進し、複雑・多様化する地域生活課題への対応力強化を図ります。
- ◎ 地域福祉コーディネーターの役割や実施したモデル事業の内容等を関係機関や地域住民に周知したり、市町村や関係機関との地域連絡会議を行うなど、地域福祉コーディネーターが、地域ごとの問題や求められる専門性に対応した活動ができるように支援していきます。

- ◎ 地域福祉コーディネーターの連絡会議を開催し、活動状況等についての実践発表や意見交換などを行い、地域福祉コーディネーターの連携強化や全県下における活動の推進を図ります。

イ 生活支援コーディネーター

- ◎ 高齢者の生活支援ニーズの増加と多様化に対応するため、市町村が配置する生活支援コーディネーターとボランティア、NPO、民間企業等、地域の多様な主体との連携を支援します。

ウ 認知症サポーター

- ◎ 認知症高齢者や障がい者のためのグループホームなどの地域福祉型福祉サービスの普及を推進するとともに、認知症サポーター^{*7}等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を地域ごとに構築する市町村の取組を支援します。

② 社会福祉協議会との連携強化

- ◎ 社会福祉協議会活動基盤強化支援事業による福祉活動指導員及び事務職員の配置等を通じて、県社会福祉協議会の活動基盤の強化を支援します。
- ◎ 日常生活自立支援事業、福祉人材の確保・養成を進めるほか、市町村や市町村社会福祉協議会、NPO、地域づくり団体等の地域福祉推進のための取組について、連携を図りながら支援します。
- ◎ 県社会福祉協議会への支援を通じて、地域福祉活動計画の策定支援、経営基盤の強化、相談体制の整備など、市町村社会福祉協議会の充実に努めます。

*7 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受講することで認知症について正しい知識を身につけ、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人

◎ 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が、地域の社会福祉法人のとりまとめ役・リーダーとして、地域貢献のあり方の検討や取組を進めることを促進します。

③ NPO・ボランティア活動の支援

◎ みやぎきNPO・協働支援センターや県ボランティアセンターにおけるNPO・ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の機能充実を図り、県民が活動に参加しやすく、活動を継続できる環境の整備に努めます。

◎ NPOの設立・運営の相談等を実施するみやぎきNPO・協働支援センター事業や、ボランティアの活動支援や人材育成等を行うボランティアセンター事業などにより、NPO・ボランティア活動の基盤整備を行います。

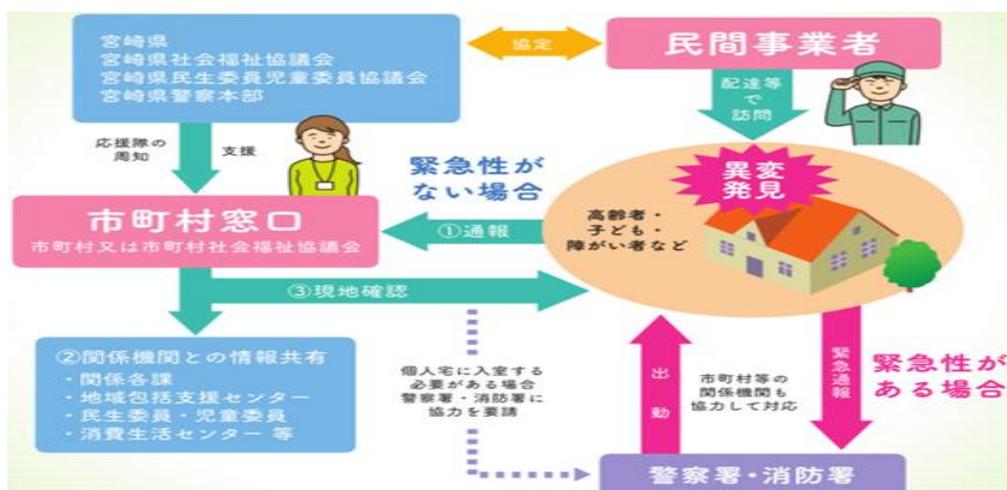
◎ 行政と企業、NPO、ボランティア団体等との協働を促進します。

④ 企業や団体等の社会貢献活動の促進

◎ 各種広報メディアを活用し、企業・団体等の取組を紹介するなど、社会貢献活動の普及に努めます。

◎ 県域を営業エリアとして活動する電気・ガス等のライフライン事業者や宅配サービス事業者等と「みやぎき地域見守り応援隊」を結成し、地域住民の異常があった場合の通報ネットワーク活動を推進します。

○ みやぎき地域見守り応援隊のイメージ図



⑤ 社会福祉法人による地域貢献の推進

◎ 県内外の社会福祉法人の地域福祉の活動事例を紹介するなど、社会福祉法人の地域福祉活動への取組を支援します。

◎ 社会福祉法人の理事長研修や施設長研修などにおいて、地域福祉における社会福祉法人の役割などのカリキュラムを取り入れた研修を実施します。

⑥ 福祉以外の分野との連携・協働

◎ 複数の集落が相互に連携・補完し合いながら、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保する仕組みづくり(宮崎ひなた生活圏づくり)を市町村と連携して進めます。

◎ 地域住民が主体となって、地域住民や地元事業主体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を行う地域運営組織*8の形成や人材育成等に市町村と連携して取り組みます。

◎ 地域生活課題に柔軟・迅速に対応するために、自治会やNPO、ボランティアなど多様な活動団体同士が相互に調整し、協働する仕組みづくりを支援するとともに、企業、PTA、青少年団体、大学など福祉に限らず、他の様々な分野の多様な主体との協働を推進します。

*8 地域運営組織：地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織とされ、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、生活支援や子育て支援、地域産業の振興や財産管理等を実施している組織。地域運営組織の立ち上げに関しては、自治会等の地縁的な組織だけでなく、婦人会や、高齢者クラブ、消防団、PTA、NPO、商工団体などの様々な地域団体や、多様な能力・経験を持つ人材が参画することがポイントとなる。

(3) たすけあいの心で

～ともに助け合い、みんながいきいきと暮らせるひなたの地域

づくり

ア 地域福祉の推進

[現状と課題]

- ◇ 人口減少に伴い市場規模が縮小する中、日常生活に必要なサービスや機能を担ってきた事業者の撤退が進むことが懸念されます。また、少子・高齢化により人材の確保が困難となり、安全・安心な暮らしを支える土台がゆらぐ恐れがあります。
- ◇ 人口減少やライフスタイルの変容等により、地域の住民同士の支え合いの力が弱まるなか、世代を超えて住民同士が交流することのできる場の確保が求められています。
- ◇ 過疎地域等では、バス等公共交通機関の廃止や減少により、買物や通院等への影響が生じており、住民が安心して住み続けるためには、移動手段の確保が求められています。
- ◇ 一方、都市部を中心とした地域では、人間関係の希薄化が進む中で、孤独死、虐待、生活困窮、自殺などの今日的な福祉の課題に対応していく必要があります。
- ◇ 高齢化の進行や運転免許証の返納を行う高齢者の増加に伴い、移動が困難になる高齢者等の増加が見込まれることから、高齢者が安心して移動できるよう、移動手段の確保を図る必要があります。
- ◇ 本県においては、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、「思いやりのある心づくり」と「バリアフリーの施設づくり」を柱として、障がい者や高齢者をはじめすべての人にやさしい福祉のまちづくりに積極的に取り組んでいます。
- ◇ 高齢者や障がい者はもとよりすべての人が住みなれた地域で安心して暮らし、積極的な社会参加ができるようにするためには、交通機関や、まち中をハード・ソフト両面にわたり利便性の高いバリアフリー環境の整備を一層推進する必要があります。

- ◇ また、年齢、性別、障がい、国籍等にかかわらず、すべての人にとって利用しやすく、快適に生活できるよう配慮した施設、もの、環境、サービスなどのデザインをしていこうという「ユニバーサルデザイン」の考え方を実践していくことが求められています。
- ◇ 地域住民の見守り活動を通じたコミュニティの活性化や、認知症高齢者や障がい者等の雇用を通じた地域社会への参加促進など、地域生活課題の解決を通して地域を活性化する動きが、県内で広がりを見せています。

この活動をさらに発展させていくために、高齢者団体・障がい者団体と、地域団体等との連携、ネットワーク化を図る必要があります。
- ◇ 地域住民が主体的に地域の課題を解決していくためには、行政からの補助金等による公的な支援に加え、共同募金の活用・推進、クラウドファンディングなどの活用のほか、社会福祉法人による地域における広域的な取組や企業の社会貢献活動等と協働により、必要な財源を自ら確保する取組や意識も重要です。
- ◇ 孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、一層深刻な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等によりさらなる深刻化が懸念されます。
- ◇ 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じうるものであることから、孤独・孤立の状態となることの予防の観点からの施策も含め、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要です。
- ◇ 令和6年の本県における自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は18.4人(全国ワースト11位)で、近年では全国平均を常に上回っており、深刻な状況は続いています。

誰一人として自殺に追い込まれることのない地域社会づくりに、継続的に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 本県でも、高齢者や障がい者、子どもへの虐待は毎年確認されているため、虐待の未然の防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者等の保護と併せて、虐待した養護者等に対する支援を行うなどの取組も必要となっています。

- ◇ 地域生活課題は医療、教育、雇用、住宅、司法、消防・警察など、多分野にまたがります。各分野はそれぞれ高い専門性を持ってはいるものの、制度が縦割りに分断されており、情報の共有や、双方が連携して課題を解決するためのプロセスやノウハウが体系化されていない場合があります。
- ◇ 生活困窮や自殺、ひきこもり、孤独・孤立等の福祉的な課題は、多様化・複雑化しており、単独の相談機関だけでは対応が困難になっているため、相談機関のネットワーク化や、県が設置している広域的相談機関(児童相談所、保健所、高齢者権利擁護支援センター、身体障害者相談センター等)が、市町村の後方支援機関として専門的支援が一層充実するような機能強化を図る必要があります。
- ◇ 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が、顕在化し、更に孤独・孤立対策といった視点も含めて、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

こういった中、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することが求められています。
- ◇ 犯罪をした者のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者等が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないこと等により、支援が十分に行き届かず、再犯につながっているケースがあります。
- ◇ 少子高齢化の進展による深刻な人手不足から、国においては、人手不足分野における外国人材の育成・確保を目的にした「育成就労制度」が創設される予定です。増加する外国人住民と、地域で共に生活していくことができるような社会づくりを推進していく必要があります。

[基本方向]

- 地域住民が主体となり、地域課題を解決できるような環境整備を行います。
- 全ての人々が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、必要な移動手段の確保を推進します。

- 地域住民や企業、NPOなど、多様な主体がそれぞれの役割の中で連携・協働しながら、住み慣れた地域に将来にわたって安心して住み続けるための仕組みづくりを進めていきます。
- 高齢者等、地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持・確保を図るため、バス事業者や市町村に対する支援を行うとともに、コミュニティバスなど地域の実情に応じた効率的な交通システムの確立に向けた取組を促進します。
- 過疎地域等でニーズの高い買物、通院等への支援や高齢者等の見守り体制の充実に努めます。
- 孤独死、虐待、生活困窮、自殺などの課題に対して、地域で支え合い、見守っていく体制づくりの充実に努めます。
- ソフト・ハード両面にわたり「人にやさしい福祉のまちづくり」を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。
- 孤独・孤立に対する県民の理解や関心を深めるための啓発活動や、様々な分野が連携し、課題解決に取り組みます。
- 自殺は社会的な問題であり、地域の課題であるという認識を行政、民間そして地域住民が共有し、地域における絆づくりや見守り体制の強化などを市町村や関係機関・団体と一体となって取り組むことにより、「自殺のない地域社会づくり」を推進します。
- 高齢者や障がい者、子どもへの虐待防止の取組について、国や市町村、関係団体をはじめ様々な主体との連携を図りつつ、解消に向けた取組を積極的に推進します。
- 住民が目的に応じて利用しやすいよう相談機関の情報提供を充実するとともに、相談機関の専門性の向上やネットワーク化により、包括的に相談を受け止める相談支援体制の整備を推進します。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨を踏まえ、関係機関との連携による支援対象者への寄り添った支援や、DV 問題などへの理解を深めるための啓発活動を推進します。

- 再犯防止に向けた取組をより効果的に行うため、国、県、市町村、関係団体等のそれぞれが取り組んで来た事業内容や情報を共有化し、連携を図ります。
- 今後の外国人の受け入れ拡大を見据え、コミュニケーション上の問題を抱える外国人住民を支援するための取組や、安心して地域生活を送ることができるための支援を進めます。

[主な取組]

① 本県の地域や特性を捉えた地域福祉の推進

- ◎ 地域共生社会の普及啓発や福祉教育の推進を通して、地域住民が主体となって地域福祉を推進できる環境整備を行います。
- ◎ 地域住民や地元事業主体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を行う地域運営組織の形成や人材育成等に市町村と連携して取り組みます。
- ◎ みやぎきNPO・協働支援センターや県ボランティアセンターにおけるNPO・ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の機能充実を図り、県民が活動に参加しやすく、活動を継続できる環境の整備に努めます。

【再掲】

- ◎ 国、市町村、交通事業者等と連携を図りながら、地域の実情に応じた移動手段が将来にわたって安定的に確保されるよう努めます。

ア 過疎地域等における地域福祉の推進

- ◎ 商店街や商工団体及び市町村社会福祉協議会等が中心となって展開する高齢者等への宅配サービスなどの買い物支援を促進します。
- ◎ 近隣住民や地域ボランティアに加え、NPO等と連携して組織的な見守り体制づくりに努めます。
- ◎ 人口減少や世帯構成の変化に伴い孤立しがちな高齢者の通いの場等への支援を通じて、地域住民が気軽に集う拠点整備を進めます。

- ◎ 社会福祉法人やNPOが有する人材や施設・設備等を活用した困りごとを解決する配食サービス等の実施など、人口減少に対応した地域の支え合いシステムの構築を促進します。

イ 都市部を中心とした地域福祉の推進

- ◎ 孤独死や虐待など早期発見が困難な課題に対し、自治会、町内会などの地縁団体やNPO、ボランティア団体及び配達を行う企業等との連携を図り、「おせっかい」の精神による地域見守り体制の充実を図ります。
- ◎ 人間関係の希薄化による地域での孤立を防ぐため、高齢者、障がい児・者、こども、子育て中の親など世代を超えた地域住民が集い、交流する居場所づくりを促進します。
- ◎ 社会福祉事業従事者等への研修等に、虐待や生活困窮、地域包括ケア等の取組に関する内容を盛り込むことなどにより、新たな課題に対して対応できるよう、その資質向上を図り、核となる人材の確保に努めます。
- ◎ ひきこもりに関する相談拠点である「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの問題で悩んでいる本人や家族等に対して相談対応を行うとともに、保健所や生活困窮者自立相談支援機関等と連携しながら、身近な地域でのきめ細かい支援に取り組みます。【再掲】

② 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

- ◎ 人にやさしい福祉のまちづくり推進月間における広報などを通じて、人情味あふれる優しい県民性を生かした思いやりのある心づくりを推進します。
- ◎ 公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に御利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図ります。
- ◎ 「ヘルプマーク」の普及・周知により、必要とする援助や配慮が外見からは分からない方が、周囲から援助を得やすくなる環境づくりに努めます。

- ◎ ノンステップバス等の導入や公共交通施設のバリアフリー環境の整備を推進します。
- ◎ ユニバーサルデザインについての啓発・広報を行い、県民の理解と関心を深めます。
- ◎ 手話通訳者や点訳奉仕員等の養成を通じて、地域住民の参加による障がい者への支援を推進します。
- ◎ 地域福祉活動に取り組む団体とまちづくり団体との連携を促進します。
- ◎ 公共施設等を活用した、こどもの一時預かりや親子交流ができる場などの情報提供を行い、保護者や地域の多様な子育て支援ニーズに応じた取組を支援します。
- ◎ 買い物支援や移動支援など、地域の福祉ニーズに応じた新たな取組を支援します。
- ◎ 地域の資源を活用して、地域生活課題解決のためのサービスを提供するソーシャルビジネス*9、コミュニティビジネス*10の取組を促進します。
- ◎ 資金提供も地域づくり活動への参加のひとつの形態と捉えられるよう地域生活課題の解決に向けた取組をわかりやすく伝えることにより、住民や企業等による共同募金などの寄附文化の醸成を支援します。
- ◎ 地域福祉活動への参加の「きっかけづくり」を進めるため、地域福祉活動の情報提供をするとともに、住民誰もが気軽に参加できる福祉イベントの開催や民間の社会福祉関係団体の事業の助成等に活用される共同募金等の啓発を行います。

*9 ソーシャルビジネス：これまで主に行政が対応してきた環境、地域活性化、少子高齢化、福祉、生涯教育など社会的課題への取組を、企業等が収入を得て継続的な事業活動として進めていく取組

*10 コミュニティビジネス：市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称(NPO法人コミュニティビジネスサポートセンターHPより)

③ 望まない孤独・孤立への対応

- ◎ 市町村や関係団体をはじめ、高齢者・児童・障がい者福祉、さらには生活困窮者の支援や、民間団体による様々な支援活動など、幅広い分野と連携し、孤独・孤立の背景となっている課題に取り組みます。
- ◎ 孤独・孤立に関し県民の関心を高め、その理解と協力を得るために、必要な広報・啓発活動を行います。

④ 自殺のない地域社会づくりの推進

- ◎ 保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・団体からなる自殺対策推進協議会を活用し、地域社会全体で総合的な自殺対策を推進します。
- ◎ 市町村や民間団体が主体的に取り組む「気づき・声かけ・見守り」活動や、誰でも気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりなど、地域に密着したきめ細やかな自殺対策の支援を行います。

⑤ 高齢者や障がい者、こどもへの虐待への対応

- ◎ 高齢者、障がい者、こどもの虐待対応の市町村担当課、担当職員や児童相談所職員の虐待に関する認識を深め、初期対応が迅速にできるよう、虐待対応研修の充実を図ります。
- ◎ 高齢者虐待の未然防止のために、警察や県弁護士会、県社会福祉士会等の多様な関係機関との連携により養護者を支援するよう市町村に働きかけていきます。
- ◎ 高齢者権利擁護支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターからの相談に応じるとともに、困難事例については、県弁護士会及び県社会福祉士会の会員から構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣するなどの支援を行います。
- ◎ 障がい者権利擁護センター等において、市町村障がい者虐待防止センターや宮崎労働局及び宮崎県警察等の行政機関や宮崎県弁護士会、宮崎県社会福祉士会等の職能団体等、関係団体・関係者と連携を図りながら、障がい者の虐待防止に取り組みます。

- ◎ 障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障がい者福祉施設等の職員及び市町村職員の理解促進及び専門性を強化するとともに、県民への広報・啓発活動を促進します。
 - ◎ 地域において、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう積極的な広報・啓発活動を推進します。
 - ◎ 児童虐待対応について、関係機関と緊密に連携し、こどもの安全確保を最優先に迅速な対応に努めます。
- ⑥ 相談・支援機関等のネットワーク化の促進
- ◎ 市町村の福祉担当課、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の身近な相談機関と県の専門相談機関等とのネットワーク化や機能の強化を図ります。
 - ◎ 各機関に所属する地域福祉コーディネーターの横の連携によるチームアプローチや各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするためのコミュニティソーシャルワーク^{*11}を展開できる人材の育成を図ることにより、複合的で複雑な相談に対しても適切な支援につなげられる体制の充実に努め、相談窓口のワンストップ化を図ります。
 - ◎ 既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間の問題など、複雑化・複合化する課題に対応するため、「コミュニティソーシャルワーク」の理念を取り入れ、住民や他職種によるネットワークの形成や社会資源の開発に努めます。

*11 コミュニティソーシャルワーク：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する「個別支援」と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の「地域支援」をチームアプローチによって総合的に展開する実践(特定非営利法人日本地域福祉研究所ホームページ)

⑦ 困難な問題を抱える女性への支援

- ◎ 支援対象者に必要な医療的、心理的ケアを行うとともに、必要に応じて適切な一時保護(委託を含む)を実施し、同伴児等にも配慮した支援に取り組んでいきます。DV被害者等の支援に関しては、警察と連携を図りながら安全確保に努めていくとともに、必要に応じて保護命令の活用を図ります。
- ◎ 女性相談支援センターや市町村の女性相談支援員をはじめとした、女性支援に携わる機関の相談員は相談支援に係る専門的な技術等の習得に努め、支援対象者の立場に寄り添って、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討し、関係機関との連携を図りながら相談支援に取り組めます。
- ◎ 支援対象者が自立して生活できる社会を実現するために、県民一人ひとりがDVをはじめとした問題について正しく理解してもらえるよう、啓発活動等に取り組めます。
- ◎ 予期せぬ妊娠や性の健康に関して悩みや不安を抱える人や、これらの原因により心やからだの健康に影響を受けている人に対し、プライバシーを守りながら安心してサポートを受けることができる相談支援に取り組めます。

⑧ 犯罪をした者等への支援

- ◎ 関係機関団体等との情報交換や情報共有、さらには、「宮崎県再犯防止推進協議会」において、今後の取組の方向性について意見交換を行います。
- ◎ 県地域生活定着支援センター^{*12}等を活用して、刑務所出所予定の高齢者や障がい者等、福祉の支援を必要としている方々が、安心して地域生活を送ることができる体制づくりを支援します。

*12 地域生活定着支援センター:高齢や障がいなどの理由により、刑務所等を退所した後、自立した生活を送ることが難しい人に対し、福祉サービス等を利用できるよう関係機関と連携して、円滑な社会復帰を図るための支援や調整を行う機関。

⑨ 外国籍県民等への支援

- ◎ 「みやぎ外国人サポートセンター」において、外国人住民が抱える悩み等に対して、相談対応を行います。

イ 住民参加で支える地域福祉活動の推進

[現状と課題]

- ◇ 地域福祉を推進していくためには、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉計画に基づき、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築し、住民参加による地域福祉活動を着実に推進、実行することが求められています。
- ◇ 地域における全ての地域生活課題に対し、公的な福祉サービスだけでは対応が困難となっていることから、地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、主体的に関わり合う体制を構築する必要があります。
- ◇ 自治会や公民館は地域に根ざしており、地域の人と人をつないだり、互いに支え合うための基盤として、地域福祉活動の推進を図るための重要な役割が期待されています。
- ◇ 現在、地域においては、いきいきサロン活動や地域見守りネットワーク活動、子育て支援や高齢者の配食サービス、移送サービス等の住民参加型の福祉サービスが広がり始めているものの、県内各地に普及するには至っておらず、また、一部の住民の参加にとどまっています。
- ◇ これまで活動に参加していない住民の中には、参加意欲はあるが、それが活動に結びついていないケースも多いと思われます。
今後、社会参加意欲が高いにもかかわらず、これまで地域との関わりが薄かった住民などが地域福祉活動に参加しやすい環境を整え、自治会や公民館等とも連携しながら、「社会参加への意欲」を「参加」につなげる「きっかけづくり」や「やりがいのある取組」の支援を進めていく必要があります。

[基本方向]

- 地域福祉活動の先進事例等の紹介を行うとともに、活動拠点の確保やモデル的取組への支援を行い、地域福祉活動の県内各地への展開に努めます。
- 福祉イベントの開催など様々なきっかけづくりを進め、地域福祉活動への参加を促進します。

[主な取組]

① 地域福祉活動への展開

◎ 地域福祉に関わる者のネットワークを形成し、地域生活課題の情報が共有される仕組みづくりを支援するとともに、市町村の地区社会福祉協議会や自治会における福祉部会等の設置を促進し、多くの住民が参加できる小地域福祉活動の展開を支援します。

◎ これまで各地域で取り組まれてきた住民参加による地域福祉活動について、活動事例集やホームページを活用し、県民や市町村等に情報提供していきます。

② 地域福祉活動への参加促進

◎ 自治会や公民館は、地域住民が主体となって運営する組織であり、見守りや居場所づくり、多様な参加支援などの自治会活動や、生涯学習を通じた普及啓発や理解促進など、公民館の活動は地域共生社会の実現において重要な役割を果たしています。今後も自治会や県公民館連合会へのさまざまな支援を通じて、住民の地域福祉活動への参加を促進していきます。

◎ これまで地域福祉活動に参加できなかった人や、団塊の世代などの新たな人材の参加を促進するため、市町村や民間団体等が行う住民や利用者等の交流事業の実施を支援します。

3 数値目標

計画に掲げる施策の推進状況を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

項 目	現況値	目標値
	R6	R12
地域福祉計画の推進状況を評価・点検している市町村数	17	26
DWAT 登録者数	138人	200人
福祉人材センターにおける就職者数	148人	200人
全国の民生委員・児童委員の充足率を上回る県内市町村数	13 (※1)	26
地域福祉コーディネーター登録者数 (更新者＋新規登録者)	257人	400人
みやぎき地域見守り応援隊への参画事業者数	26	30
孤独であると感じることが「しばしばある・常にある」と回答した割合	8.5% (※2)	4.3%
本県の自殺死亡率の全国平均との差	2.1	0以下

※1 全国の充足率が判明している令和5年度を現況値としている。

(令和5年度:全国の充足率 94.52%)

※2 宮崎県における「地域共生社会の実現」に向けた県民意識調査(R7 調査)

資 料

宮崎県地域福祉支援計画策定委員会出席者名簿

(令和7年8月27日現在 敬称略)

(◎は座長)

氏名	役職名等
井上 あけみ	(一社)宮崎県手をつなぐ育成会 副会長
片山 今日子	宮崎県市町村教育委員会連合会 宮崎市教育委員
長田 一郎	宮崎県民生委員児童委員協議会 会長
◎ 横山 幸子	(社福)宮崎県社会福祉協議会副会長兼常務理事
塩満 克也	(一社)宮崎県保育連盟連合会理事長
甲斐 恵子	宮崎県地域婦人連絡協議会 会長
池田 宜永	宮崎県市長会 会長
花野 典子	宮崎県立看護大学 名誉教授
福田 恵美子	(一社)宮崎県ひとり親福祉連合会 理事長
木佐貫 辰生	宮崎県町村会 副会長
永田 照明	(一社)宮崎県身体障害者団体連合会会長
渡邊 浩之	宮崎県老人福祉サービス協議会会長
篠澤 まゆみ	公募委員

宮崎県地域福祉支援計画策定委員会ワーキングチーム会議

(令和7年7月末現在 50音順・敬称略)

(◎はリーダー、○はサブリーダー)

氏名	役職名等
○ 栗野 晃成	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会参事兼 地域副支部長兼施設支援課長
岩下 博子	社会福祉法人清樹会理事長
大田 勝信	社会福祉法人都城市社会福祉協議会事務局長
片野坂 千鶴子	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター代表理事
◎ 川崎 順子	九州医療科学大学教授
梶山 亮子	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会事務局次長兼 人材研修部長
小泉 達成	高鍋町社会福祉協議会事務局長
阪元 睦子	宮崎市総合発達支援センター地域生活支援部所長
田方 一哉	のじり地域包括支援センター所長
藤井 栄記	社会福祉法人恵愛会恵寿苑事務長
吉脇 辰男	小林市民生委員児童委員協議会会長

宮崎県地域福祉支援計画の改定経緯

時 期	内 容
令和7年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月定例県議会厚生常任委員会(計画策定の概要報告) 8月7日 ○ 第1回宮崎県地域福祉支援計画ワーキングチーム会議 (計画策定等の協議) 8月27日 ○ 第1回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会 (計画策定等の協議) ○ 市町村に対し、地域福祉計画を通じた地域共生社会の実現に関するアンケートの実施 ○ 地域福祉関係者(地域福祉コーディネーター含む)に対し、計画策定に係るアンケートの実施 10月20日 ○ 第2回宮崎県地域福祉支援計画ワーキングチーム会議 (計画素案の協議) 11月6日 ○ 第2回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会 (計画素案の協議) 12月4日 ○ 11月定例県議会厚生常任委員会(計画素案の報告) 12月8日 ○ パブリック・コメント実施(令和8年1月8日まで)
令和8年	<ul style="list-style-type: none"> 1月 ○ 第3回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会及びワーキングチーム 会議(計画案の協議) 2月 ○ 宮崎県社会福祉審議会(計画案の報告) ○ 2月定例県議会開会(計画案を議案として提案) 3月 ○ 2月定例県議会閉会(計画案議決)



宮崎県地域福祉支援計画

令和8年 月

宮崎県福祉保健部福祉保健課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話:(0985)44-2660

ファクシミリ:(0985)26-7326

電子メール:fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp